投資等ワーキング･グループ関連

提案事項名　該当頁

提案事項名		該当頁
1 -	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	1
2 -	縁石の車道等に対する高さの引き下げが適用される条件の緩和	1
3 -	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化･照会手続の電子化	2
4 -	官民が保有する情報を連携するための基盤の構築による行政機関保有情報の民間利活用の推進	2
5 -	社会保険届出書類のマイナンバー記載義務の見直し	3
6 -	マイナンバー制度のインフラを活用した公教育の質的向上等	3
7 -	建築基準法における日影規制緩和措置の拡大（線路敷に接する場合）	4
8 -	都市再生特別地区内の建築物に係る日影規制の適用除外規定の新設	4
9 -	建設業における監理技術者の設置に関する緩和	5
10 -	建設業における主任技術者の設置に関する緩和	5
11 -	電気通信工事業における監理技術者資格者の要件緩和	6
12 -	区分所有法における決議要件の緩和	6
13 -	区分所有法の建替え決議及び都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可に基づく借家人の明渡しについて	7
14 -	ピロティ･大屋根下部の容積率緩和について	7
15 -	有料老人ホーム建築における共同住宅並みの容積緩和	8
16 -	公共建築物における構造種別制限の見直し	8
17 -	都市計画基礎調査の民間利用促進	9
18 -	セメント等のコンクリート構成材料のJIS改正後品質値が建築基準法第三十七条二号で定めるコンクリートの品質基準へ円滑に反映されるスキームの構築	10

19 -	公有地の拡大の推進に関する法律第４条に定める届出義務の一部廃止	・・・・・・・・	10
20 -	軽微な建設工事の要件見直し	・・・・・・・・	11
21 -	地下通路の占用基準の緩和および地下広場の占用許可物件への追加	・・・・・・・・	11
22 -	窓面採光装置設置にともなう規制緩和	・・・・・・・・	12
23 -	経営業務の管理責任者の選任要件（経験年数）の緩和	・・・・・・・・	12
24 -	建築基準法　旧38条大臣認定建築物の活用について	・・・・・・・・	13
25 -	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	・・・・・・・・	13
26 -	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	・・・・・・・・	14
27 -	行政機関の保有する個人情報は、国民に多様で質の高いサービスを提供するために開示する義務を拡大すべき。	・・・・・・・・	14
28 -	現在、通達により禁止となっている「ダンプカーのさしわく」取り付けを認めて頂きたい。	・・・・・・・・	15
29 -	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	・・・・・・・・	15
30 -	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール（いわゆる構成員契約ルール）の維持	・・・・・・・・	15
31 -	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	・・・・・・・・	16
32 -	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	・・・・・・・・	16
33 -	地区内に転入予定の者に対する貸出（住宅ローン等）を可能とする	・・・・・・・・	16
34 -	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	・・・・・・・・	17
35 -	特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	・・・・・・・・	17
36 -	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	・・・・・・・・	17
37 -	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	・・・・・・・・	17
38 -	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての届出事項の簡素化	・・・・・・・・	18
39 -	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	・・・・・・・・	18
40 -	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	・・・・・・・・	18

41 - 生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し ········ 18
42 - 共済代理店の範囲の見直し ········ 19
43 - 保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し ········ 19
44 - 金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和 ········ 19
45 - 確定拠出年金の脱退要件の緩和（ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする） ········ 19
46 - 「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和 ········ 20
47 - 信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化 ········ 20
48 - 大口信用供与等規制の適用対象外とする信用金庫と信金中金との取引範囲の拡大 ········ 20
49 - 国とのリース契約について ········ 21
50 - 入札制度について ········ 21
51 - 銀行の子会社の業務範囲「金融関連業務」について ········ 22
52 - 産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて ········ 22
53 - 優良認定制度の見直しについて ········ 23
54 - 産業廃棄物収集運搬、処分許可の更新時の対応について ········ 23
55 - 産業廃棄物の処分受託及び再委託について ········ 23
56 - フロン回収行程管理票の電子化の促進について ········ 24
57 - リコール情報の開示 ········ 24
58 - 自動車関連諸税に関する情報提供について ········ 24
59 - 自動車税納付書式の統一化等について ········ 25
60 - 犯罪収益移転防止法の本人確認書類について ········ 25
61 - 下請代金支払遅延等防止法について ········ 25
62 - IoT設備が取得するデータについて ········ 26
63 - 銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁 ········ 26

64 - 発行体向けクロス･マーケティングの解禁 ･･･････････ 27
65 - 銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等 ･･･････････ 28
66 - 非公開融資等情報の遮断の撤廃について ･･･････････ 29
67 - 複数銀行を有する金融グループにおける外務員登録の緩和 ･･･････････ 29
68 - 保険募集時の制限に関わる規制の撤廃 ･･･････････ 30
69 - 生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃 ･･･････････ 30
70 - 保険募集における非公開情報保護措置の撤廃 ･･･････････ 31
71 - 都銀等による信託業務に係る規制緩和 ･･･････････ 31
72 - 銀行が保有する不動産の賃貸に係る要件緩和 ･･･････････ 32
73 - グループベースのシステム一括調達･施設共用 ･･･････････ 33
74 - 事務受託子会社の収入依存度に係る「1円規制」の撤廃等 ･･･････････ 33
75 - 銀行グループにおける管理体制の効率化について ･･･････････ 34
76 - グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁 ･･･････････ 34
77 - ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加 ･･･････････ 34
78 - 銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁 ･･･････････ 35
79 - 外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予 ･･･････････ 36
80 - 銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁 ･･･････････ 36
81 - 銀行本体でのオペレーティングリース契約の媒介の解禁 ･･･････････ 36
82 - 銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和 ･･･････････ 37
83 - 外国銀行代理･媒介業務に係る規制緩和 ･･･････････ 37
84 - 海外における銀行代理業務の委託に係る規制の柔軟化 ･･･････････ 38
85 - 銀行代理業者に対する規制の柔軟化 ･･･････････ 38
86 - 銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等 ･･･････････ 39
87 - 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）の要件緩和 ･･･････････ 40

88 - 退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換 ・・・・・・・・ 40
89 - 確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和 ・・・・・・・・ 41
90 - 投資法人法制の見直しに係る所要の措置 ・・・・・・・・ 41
91 - 営業時間に係る規制の柔軟化 ・・・・・・・・ 42
92 - 貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容･円滑化 ・・・・・・・・ 43
93 - 「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化 ・・・・・・・・ 44
94 - 銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外 ・・・・・・・・ 44
95 - 一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について ・・・・・・・・ 45
96 - 外貨預金の金商法準用の廃止等 ・・・・・・・・ 45
97 - 自己査定における貸出条件緩和債権の卒業基準の緩和 ・・・・・・・・ 46
98 - 外国清算機関における証券決済に係る免許取得義務の例外規定の創設 ・・・・・・・・ 46
99 - 登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越に係る規制の緩和 ・・・・・・・・ 47
100 - 銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁 ・・・・・・・・ 47
101 - 銀行単体に対する自己資本比率規制、開示規制の免除 ・・・・・・・・ 48
102 - 貿易金融に係る信用リスク･アセット額の計測方法に関する規制緩和 ・・・・・・・・ 48
103 - 提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外 ・・・・・・・・ 49
104 - 外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減 ・・・・・・・・ 49
105 - 基準議決権数超過保有･解消に係る届出の廃止 ・・・・・・・・ 50
106 - 「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し ・・・・・・・・ 50
107 - 商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃 ・・・・・・・・ 51
108 - 特殊関係者を新たに有することとなった場合の届出対象範囲の見直し ・・・・・・・・ 52
109 - 銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和 ・・・・・・・・ 53
110 - 銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和 ・・・・・・・・ 53

111 - 銀行（銀行持株会社）の取締役の兼職認可の緩和 ・・・・・・・・・ 54
112 - アームズ･レングス･ルール検証態勢の柔軟化 ・・・・・・・・・ 54
113 - 投資型ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝｨﾃﾞﾝｸﾞ出資金保全信託に係る受益者の取引時確認義務の緩和 ・・・・・・・・・ 55
114 - 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し ・・・・・・・・・ 55
115 - 犯収法の本人確認手段における規制緩和（IC運転免許証等とNFC技術の活用） ・・・・・・・・・ 56
116 - 債権回収会社の社名表記規制の緩和 ・・・・・・・・・ 56
117 - 同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望 ・・・・・・・・・ 57
118 - 保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化 ・・・・・・・・・ 57
119 - 自動車検査証記載のＱＲコード対象項目の拡大 ・・・・・・・・・ 57
120 - 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 ・・・・・・・・・ 58
121 - 年金規約変更時の事務の簡素化 ・・・・・・・・・ 58
122 - 「業務報告書」の簡素化 ・・・・・・・・・ 58
123 - 自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS）および軽自動車検査情報提供サービスの情報提供要件の緩和等 ・・・・・・・・・ 59
124 - 確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和 ・・・・・・・・・ 59
125 - 確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し ・・・・・・・・・ 59
126 - 個人型確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ ・・・・・・・・・ 60
127 - 確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃 ・・・・・・・・・ 60
128 - 個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ ・・・・・・・・・ 60
129 - 自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定 ・・・・・・・・・ 61
130 - 保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃 ・・・・・・・・・ 61
131 - 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保 ・・・・・・・・・ 62
132 - 生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保 ・・・・・・・・・ 62
133 - 外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 ・・・・・・・・・ 63

134 - 保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化 ········· 63
135 - 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備 ········· 63
136 - 確定拠出年金における支給要件の緩和 ········· 64
137 - 確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和 ········· 64
138 - 中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用 ········· 65
139 - 確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化 ········· 65
140 - 確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化 ········· 66
141 - 閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略 ········· 66
142 - 確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和 ········· 67
143 - 確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化 ········· 67
144 - 確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化 ········· 67
145 - 確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化 ········· 68
146 - 厚生年金基金における解散手続きの簡素化 ········· 68
147 - 確定給付企業年金の給付設計の弾力化 ········· 69
148 - 確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和 ········· 69
149 - 民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築 ········· 70
150 - 利子補給金制度における支給対象先の拡大 ········· 70
151 - 行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化 ········· 71
152 - 法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化 ········· 71
153 - 固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一 ········· 72
154 - 住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一 ········· 72
155 - 別世帯の者からの死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について ········· 73
156 - 固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化 ········· 73

157 -	固定資産税の評価プロセスの透明性向上	・・・・・・・・	73
158 -	事業所税（資産割）の課税事務簡素化	・・・・・・・・	74
159 -	IOTにおける900MHz周波数帯のオープン化幅拡大	・・・・・・・・	74
160 -	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	・・・・・・・・	74
161 -	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	・・・・・・・・	75
162 -	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	・・・・・・・・	75
163 -	行政書士による上陸審判手続における口頭審理（出入国管理難民認定法第１０条第３項）の代理	・・・・・・・・	75
164 -	行政書士による在留資格取消手続における意見聴取（出入国管理及び難民認定法第２２条の４第２項）の代理	・・・・・・・・	76
165 -	行政書士による違反審判手続における口頭審理（入管法第48条第5項、同第10条第3項）の代理	・・・・・・・・	76
166 -	ふるさと融資の連帯保証における民間金融機関の範囲拡大	・・・・・・・・	77
167 -	後見人に対し後見監督を行う事務のIT導入による効率化。	・・・・・・・・	77
168 -	許可要件の担保が、複数にまたがる横断的な手続きの証明方法及び、審査基準の設定（建築審査課の場合）	・・・・・・・・	78
169 -	歩行者天国における道路使用許可の容易化	・・・・・・・・	78
170 -	特定遊興飲食店の営業所設置許容地域の拡大	・・・・・・・・	79
171 -	遠隔医療(遠隔診療及び遠隔服薬指導)のオンライン完結の推進	・・・・・・・・	79
172 -	処方箋薬等の医薬品供給・受け渡し方法の多様化	・・・・・・・・	79
173 -	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	・・・・・・・・	80
174 -	クラウド化／ビッグデータ時代に適応した、金商法帳簿書類「発注伝票」「運用明細書」の要件緩和	・・・・・・・・	81
175 -	政策的低金利下、ＤＢ制度の財政検証における継続・非継続二つの基準を継続基準のみ適用の一本化への検討	・・・・・・・・	81
176 -	有価証券届出書又は臨時報告書による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しにおける空売り規制の適用	・・・・・・・・	82

177 - 売出人と売出しを行う金融商品取引業者が同一の場合における、引受けを前提とした法令の適用について ········ 82
178 - 風俗営業等適正化法における標準処理期間について ········ 83
179 - 許可要件の担保が複数の官公署にまたがる横断的な案件による基準証明方法及び、審査基準の設定について ········ 83
180 - 浄化槽保守点検費用と法定検査費用の一本化 ········ 84
181 - 銀行による普通社債のディーリングの解禁 ········ 84
182 - 公益法人の審査等における、各地域の行政庁等による対応の均質化・充実化 ········ 84
183 - 公益認定の審査期間の短縮（標準処理期間の遵守） ········ 85
184 - 公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(1)例外の適用拡大） ········ 85
185 - 公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(2)二段階計算方式を一段階に） ········ 85
186 - 公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(3)赤字の繰越し） ········ 86
187 - 公益法人の事業内容の変更につき、認定を要しない「軽微な変更」の範囲の明確化と拡大 ········ 86
188 - 資金移動業者による受取証書の交付義務の見直し ········ 87
189 - 金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化 ········ 87
190 - 保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化 ········ 88
191 - 電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備 ········ 88
192 - 保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和 ········ 89
193 - 銀行代理業における変更届の届出の見直し ········ 89
194 - 投資法人の監督役員の欠格事由の緩和 ········ 90
195 - 金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃 ········ 90
196 - 海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和 ········ 91
197 - 確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止 ········ 91

198 - 銀行本体もしくは子会社での事業承継および「まち」づくり事業に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁 ········ 92
199 - 銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和 ········ 92
200 - 生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止 ········ 93
201 - 一定規模の乗合バス事業者採用の運転士に限定した大型第二種免許の取得要件の緩和 ········ 93
202 - 独占禁止法第９条(一般集中規制)の廃止 ········ 94
203 - 独占禁止法第９条第４項及び９条ガイドラインの改正 ········ 95
204 - 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し ········ 96
205 - 民事執行法に基づく不動産競売における対面・書面原則の見直し ········ 96
206 - 銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制の緩和 ········ 97
207 - 銀行代理業における事業向け貸付け取扱い規制の緩和 ········ 97

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月1日	28年 12月19日	自動化ゲート利用者への免税販売制度の周知強化	［具体的内容］ 入国時に自動化ゲートを利用する非居住者に対して、自動化ゲート付近でのポスター掲示、リーフレット配付等、「免税制度を利用する場合はパスポートに入国スタンプが必須である」ことを周知徹底する。 ［提案理由］ 非居住者が自動化ゲートで入国する場合、パスポートに入国スタンプを押印されない。一方で、免税手続きにおける非居住者の確認は、パスポートに押印される入国スタンプの内容に基づいて判断することと規定されている。このため、免税制度の利用を予定しているのであれば、別途自ら入国スタンプの押印を申し出なければならない。 利用者へのこの周知が十分でないために、免税店においてクレームやトラブルに繋がるケースがある。 上記のような対応が実施されれば、免税制度の利用を予定している自動化ゲート利用者は、事前に入国スタンプが必要な旨を認知しやすくなり、お店でのクレームやトラブルの抑止はもとより、消費額の拡大にもつながる。	(一社) 日本経済団体連合会	法務省 財務省 国土交通省
2	28年 11月2日	29年 1月16日	縁石の車道等に対する高さの引き下げが適用される条件の緩和	［具体的内容］ 都市計画法における開発許可申請時の開発協議において、店舗側で歩行者の通行における安全性を確保する措置を講じることなどを条件に、縁石の車道等に対する高さの引き下げが認められる対象を拡大すべきである。 ［提案理由］ 都市計画法における開発許可申請時の開発協議（店舗配置時の協議）において、歩道に設ける縁石（車道と歩道の境界を示すものとして歩道の接線に設置）、内縁石（帆凍土店舗敷地の境界を示すものとして店舗敷地内に設置）、ガードパイプについて指導が入ります。 「歩道の一般的構造に関する基準」において、「歩行者の安全な通行を確保するため15センチメートル以上とし、交通安全対策上必要な場合や、橋又はトンネルの区間において当該構造物を保全するために必要な場合には25センチメートルまで高くすることができる。なお、植樹帯、並木又はさくが連続しているなど、歩行者の安全な通行が確保されている場合であって、雨水等の適切な排水が確保できる場合には、必要に応じ5センチメートルまで低くすることができる」ことになっている。 内縁石の高さについては、15cm～20cmの高さの指導が大半な状況であり、エリアにより内縁石の高さを5cmに了解いただける県、各自治体もありますが、道路管理者から指導を受けることもあります。 こうした中、高齢者や子供が縁石や敷地を囲う内縁石に躓いて転倒する事故が後を立たず、身体障害者や高齢者にとって移動上の障害物になっている面もある。今後ますます増加する高齢者をはじめ、歩行者の通行における安全確保を図るうえで、上述の弊害をなくすべく、縁石の設置基準の緩和を検討する必要もあると思われる。 例えば、すでにいくつかの道路管理者（自治体等）の判断で運用されているように、歩行者の通行における安全面も考慮し、乗入れ口から5メートル外した場所へのガードパイプの設置を、縁石や内縁石の高さを5センチメートルまで低くすることが認められる条件として明示することも一案である。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	28年 11月7日	28年 12月19日	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・照会手続の電子化	［具体的内容］ 行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）に係る照会文書の様式の統一化・照会手続の電子化を図るべきである。 ［提案理由］ 行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行ったうえで行政機関に対する回答を行っており、大きな負担である。 そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・手続の電子化を要望する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一化については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組むとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。（本年9月時点で、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式への移行率が11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。） 要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。 加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一層迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。 『日本再興戦略2016』においても、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考える。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
4	28年 11月7日	28年 12月19日	官民が保有する情報を連携するための基盤の構築による行政機関保有情報の民間利活用の推進	［具体的内容］ 国民の利便性の向上（確実な保障の受領や手続負担の軽減等）ならびに行政機関および民間事業者のサービス品質の向上や事務効率化、コスト低減等を図る観点から、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築し、本人の事前同意等を前提として、行政機関が保有する住所等の情報の民間利活用を可能とすべきである。 ［提案理由］ 現在、官民が保有する情報を連携するための基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。 番号法によりマイナンバー制度が開始されたが、マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年（2018年10月）を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。 また、災害対策の分野については、たとえば生命保険会社は、激甚災害発生時に支払調書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人のマイナンバーを自社内で顧客検索のキーとして利用することができるが、安否情報や避難先の確認等には利用することができない。 今般、「日本再興戦略2016」において、災害発生時等におけるマイナンバー制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられた。生命保険会社は東日本大震災に際して安否確認や保険金等の請求勧奨に努めたが、たとえば災害発生時に生命保険会社からの照会にもとづき、警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報（死亡情報、最新の住所、避難先等）を提供できることが明確になれば、被災者はより迅速かつ確実に保障の提供を受けることが可能となる。さらに、公的な社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意等を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供につながり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。 官民が保有する情報を連携するための基盤の構築にあたっては、たとえば生命保険会社が、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスの一環として終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続き等を迅速かつ確実に提供することや、マイナポータルの電子私書箱を利用して保険料控除証明書の交付等や必要な情報をタイムリーかつ確実に提供するなど、マイナンバー制度のインフラを活用して国民の利便性向上や高齢者に対する契約管理・支払管理態勢の強化につなげることも重要である。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府 総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	28年 11月7日	28年 12月19日	社会保険届出書類のマイナンバー記載義務の見直し	［具体的内容］ 　厚生労働省に提出する雇用保険・厚生年金・健康保険（協会けんぽ）に関する届出様式のうち、従業員の在籍中に提出する様式（入社・退社時の資格取得・喪失に関する届出以外の様式）について、従来どおり「被保険者番号」および「基礎年金番号」の記載にとどめ、マイナンバーの記載は不要とすべきである。 ［提案理由］ (a)規制の現状 　厚生労働省は「社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）」（2016年2月17日公表）において、マイナンバーの記載が必要となる届出様式一覧を示し、多くの様式にマイナンバーの記載を義務づけている。 (b)要望理由 　多数の様式にマイナンバーを記載するため、企業においては帳票レイアウト変更等のシステム改修に過大なコストが発生する。また、マイナンバー付書類の増加に伴い、保管・作業スペースの確保・システム改修・関連業務の運用方法の見直し等のコストが増加する。 　これに関して、税分野では記載対象書類の大幅な削減が行われている。社会保障分野についても情報漏洩リスクおよび保管コスト等の事業者負担を鑑み、記載対象書類を削減すべきである。 　社会保障分野は、一部の様式を除き、従来どおり企業が「健康保険の被保険者番号」、「年金の基礎年金番号」、「雇用保険の被保険者番号」も記載することとなっている。このため、各様式へのマイナンバーの記載を不要としても、行政側のバックオフィス連携によりマイナンバーの確認が可能である。 (c)要望が実現した場合の効果 　企業におけるシステム改修コストや、特定個人情報の安全管理措置にかかる保管コスト等の削減につながる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 厚生労働省
6	28年 11月7日	28年 12月19日	マイナンバー制度のインフラを活用した公教育の質的向上等	［具体的内容］ 　公教育の分野で生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を連携する基盤が構築できれば、教育の質的向上および学校経営の改善が期待できる。マイナンバー制度のインフラを活用して、個人の情報連携を実現する共通番号制度（学習者ID等）を構築すべきである。 ［提案理由］ (a)規制の現状 　公教育において、生徒の成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等を一元的に管理する番号は存在しない。 　マイナンバーの利用範囲は法律または地方公共団体の条例で限定的に定められており、現在の利用範囲である社会保障・税・災害対策の3つの行政分野の事務以外での利用については、番号法附則第6条において、法律の施行後3年を目途として国民の理解を得つつ所要の措置を講ずるとされている。 (b)要望理由 　公教育の分野における教育の質的向上や学校経営の改善のため、成績情報、生徒指導情報、属性情報、健康情報等の情報を一元的に管理し、分析・活用できる基盤の構築が求められる。転校や進学等により通学先が変更となった場合でも個々の状況に応じた継続的な教育を可能とするためには、個人を識別するための共通番号制度の導入が不可欠である。マイナンバー制度は、公的に本人を識別する手段として有用であるため、同制度のインフラを活用して公教育における共通番号制度の構築を検討すべきである。 (c)要望が実現した場合の効果 　エビデンスに基づく教育改善および教育政策の立案が可能となり、質の高い教育と効率的な学校経営の実現につながる。また、強固なセキュリティ対策が可能となり、重要情報のより安全な管理にもつながる。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 文部科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	28年 11月21日	28年 12月19日	建築基準法における日影規制緩和措置の拡大（線路敷に接する場合）	［具体的内容］ 建築物の日影規制緩和のうち、建築物の敷地が線路敷に接する場合においては、当該線路敷所有者の同意が得られれば、敷地境界線は、当該線路敷の全幅の外側にあるものとみなすよう緩和するべきである。 ［提案理由］ 建築基準法第５６条の２第３項「日影による中高層の建築物の高さの制限」の規定による同条第１項本文の規定の適用の緩和に関する措置は、同法施行令第１３５条の１２「日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和」1項において、「建築物の敷地が線路敷に接する場合においては、当該線路敷に接する敷地境界線は、当該線路敷の幅の1/2だけ外側にあるものとみなす。ただし、当該線路敷の幅が10mを超えるときは、当該線路敷の反対側の境界線から当該敷地の側に水平距離5mの線を敷地境界線とみなす。」と規定されている。 しかし、鉄道線路には、地下鉄のように日照時間が全く無いものも存在することから、必ずしも日照が必要であるとも考えられない。 そのため、建築物の敷地が線路敷に接する場合において、当該線路敷き所有者の同意が得られた場合に限って、当該線路敷に接する敷地境界線は、当該線路敷の全幅の外側にあるものとみなすべきである。これにより、線路敷きに接した土地の更なる高度利用が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
8	28年 11月21日	28年 12月19日	都市再生特別地区内の建築物に係る日影規制の適用除外規定の新設	［具体的内容］ 都市再生特別地区について、特定街区（建築基準法第52条から第59条までの規定を適用除外）と同様に、建築基準法に「都市再生特別地区内の建築物については建築基準法第56条の2（日影規制）を適用しない」とする規定を新設し、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるよう、制度拡充を図るべきである。 ［提案理由］ 都市再生特別措置法に基づき国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域である。 また、特定都市再生緊急整備地域は、地方公共団体からの申出を受けて都市再生本部が指定する、または、都市再生本部が関係地方公共団体の意見を聴いた上で指定するものであり、国と関係地方公共団体との間の合意の下に指定されている地域である。 都市再生特別地区は、特定都市再生緊急整備地域を含む都市再生緊急整備地域のうち、都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途・容積率・高さ・配列等の建築物の建築を誘導するための都市計画の地域地区メニューのひとつである。 都市開発プロジェクトの計画がまとまって都市再生特別地区を都市計画決定するエリアについては容積率緩和が措置されるが、特定都市再生緊急整備地域内の隣接地で日影規制がかかっている場合、都市再生特別地区による高度利用の効果を十分に発揮しきれていない。 このため、特定都市再生緊急整備地域の指定趣旨に鑑み、適切な土地の高度利用が円滑かつ迅速に図られるよう、特定街区（建築基準法52条から59条までの規定を適用除外）と同様に、都市再生特別地区内の建築物について日影規制を適用除外とすべきである。 なお、日影規制については、地方公共団体が条例で指定する区域の変更や、当該規制に適合しない建築物であっても特定行政庁が建築審査会の同意を得て許可した場合においては、当該規制を適用除外とする規定があるなど、現行制度下でも対応可能とされている。しかし、条例改正や個別許可については適用除外の可能性は低く、地方公共団体による対応は非現実的であり、都市開発プロジェクトの計画とりまとめや関係者の合意形成に予測できない時間を要し、円滑かつ迅速に都市再生を推進する上での課題となっている。 国の制度として、日影規制の適用除外を予め明示することにより、都市再生特別地区の制度創設の趣旨が全うされ、都市再生の推進に大きな効果が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	28年 11月21日	28年 12月19日	建設業における監理技術者の設置に関する緩和	［具体的内容］ 建設業法２６条２、３において、特定建設業者は請負金額3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円）の「重要な建設工事」について「監理技術者」を専任させなければならない。 しかし、ストック市場が拡大し工事が小型化する中で、近接する複数の工事（工事の関係が密接かどうかを問わず）を一定の条件下で一人の技術者が兼務することは十分可能と思われ、確認申請が不要な工事については高度な監理レベルを必要としない工事も存在することから、専任に対する緩和措置を要望する。また、併せて、金額に対する要件緩和も「建築一式工事は10,000万円」とするように要望する。 ［提案理由］ 監理技術者配置の対象範囲の歴史を辿ると次のようになる。 ・平成01年06月　　公共工事に監理技術者制度導入 ・平成18年12月20日　「建築士法等の一部を改正する法律」公布（対象を2年以内に拡大；監理技術者配置を個人住宅を除く工事に） ・平成20年11月28日　建設業法一部改正　範囲拡大施行（専任の監理技術者；民間工事も資格者証、講習修了証が必要） ・平成28年6月1日　建設業法施行令一部改正（監理技術者の専任が必要な請負代金額の引き上げ） しかしながら、監理技術者資格者証運用マニュアル同解説に、「⑴ 建設業における技術者の意義」として、次の記載がある。 「建設業者は、（中略）技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。」 監理技術者等の職務は、施工内容を把握し、技術関連の従事者、専門工事業者の指導監督を行い、適切な施工計画・監理を実施することにある。 現行の資格者であれば、請負金額3,500万円以上（建築一式工事は7,000万円）の工事であっても近接工事であれば、モバイルによる緊急対応等も可能であり、建築主の許可のもとに2つ以上の工事を兼務する能力は有するものと考える。 特にストック市場が拡大し工事が小型化する中で、リニューアル工事等の確認申請が不要な工事については高度な監理レベルを必要としない工事が存在することもあり、専任に対する適用範囲と金額（建築一式工事は10,000万円）の緩和措置を要望する。これは、技術者の力を最大限に発揮することにつながり、生産性の高い施工に寄与するものと考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
10	28年 11月21日	28年 12月19日	建設業における主任技術者の設置に関する緩和	［具体的内容］ 建設業法２６条１、３において、一般建設業者は請負金額3,500万円以上の請負金額の場合、工事規模の大小、元請・下請の別に関わらず、「主任技術者」を専任させなければならない。 しかし、ストック市場が拡大し工事が小型化する中で、近接する複数の工事（工事の関係が密接かどうかを問わず）を一定の条件下で一人の技術者が兼務することは十分可能と思われること、工事の中には材料・工場加工の割合が多く現場での管理が少ないものも存在することから、専任に対する緩和措置を要望する。 ［提案理由］ 主任技術者配置の対象範囲の歴史を辿ると次のようになる。 ・平成01年06月　　公共工事に監理技術者制度導入 ・平成18年12月20日　「建築士法等の一部を改正する法律」公布（対象を2年以内に拡大；監理技術者配置を個人住宅を除く工事に） ・平成20年11月28日　建設業法一部改正　範囲拡大施行（専任の監理技術者；民間工事も資格者証、講習修了証が必要） ・平成28年6月1日　建設業法施行令一部改正（主任技術者の専任が必要な請負代金額の引き上げ） 主任技術者の職務として「当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの」となっており、施工計画を作成し、具体的な工事の工程管理や品質管理を行うと共に、安全管理、労務管理を行うことにある。 しかし、工事の中には材料・工場加工の割合が多く現場での工事管理が少ないものも存在する。また、現行の資格者であれば、請負金額3,500万円以上の工事であっても近接工事であれば、モバイルによる緊急対応等も可能であり、2つ以上の工事を兼務する能力は有するものと考えられる。 建設業法施行令第２７条第２項において、「前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。」とあるものの、適用範囲で対象となる工事は非常に限定されており、今後の人的資源有効活用という点においては不十分である。これらのことから、主任技術者の専任に対する緩和措置を要望する。 これは、技術者の力を最大限に発揮することにつながり、生産性の高い施工に寄与するものと考えられる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	28年 11月21日	28年 12月19日	電気通信工事業における監理技術者資格者の要件緩和	［具体的内容］ 電気通信工事の監理技術者資格者証取得について、令第5条の3で定めている指導監督的実務経験に必要な請負額を引き下げ、かつ「元請」要件を外すとともに、他業種における業務経験を実務経験として考慮する、講習･試験制度により実務経験年数の短縮を図る等、要件を速やかに緩和すべきである。また、施工管理技士検定種目に電気通信工事を追加すべきである。 ［提案理由］ 電気通信工事･機械器具設置工事の監理技術者となるためには、元請で請負金額4,500万円以上の工事での指導監督的経験を2年以上有するか、一級の国家資格を有していることが必要である。 しかし、電気通信工事では、近年の技術革新による据付機器の小型化･低価格化により、請負工事金額4,500万円以上となる工事が少なくなっている。また、実務経験で資格要件を満たすためには、一定期間の実務経験（大学卒3年以上、高卒5年以上、指定学科以外10年以上）が必要となるが、指定学科以外では豊富な現場経験がある場合においても、資格取得に長時間を有することとなる。 電気通信工事では「技術士」の有資格者のみしか保有資格による監理技術者証の取得が認められていないが、保有者数が少なく、監理技術者の中でも人員確保が深刻な状態である。そこで、代替となる資格を拡充することで、新たな監理技術者の確保が可能とするよう要望する。 このように実態に即した請負額への引き下げ、元請要件の廃止、技術士以外の資格制度を創設することで、喫緊の課題である監理技術者の高齢化に歯止めをかけ、次世代の人材確保も可能になることから、電気通信工事に関する継続的な事業を行える企業が増えると考える。	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
12	28年 11月21日	28年 12月19日	区分所有法における決議要件の緩和	［具体的内容］ 区分所有建物に係る建替え決議要件について、頭数要件の緩和、別段の定めができる範囲の拡大、決議要件の緩和など見直しを図るべきである。 ［提案理由］ 区分所有法では、建替え決議にあたり、「区分所有者数及び議決権の各4/5以上」の賛成が必要とされているが、4/5 という要件が重く、合意形成が難航するほか、小面積住戸の所有者の意向が区分所有者数要件によって過大に反映される課題や、戸数の比較的少ない小規模マンションでの建替えにおいては、建替え決議要件を満たすことが困難な事例が多い。 過去の当該課題の検討により、「マンションの建替えの円滑化に関する法律」がの改正され、耐震性不足の認定を前提に、大規模改修の決議要件が 3/4 から過半数に変更される等、一定の議決権緩和が実施されているものの、建替決議数は従前から変更がない状況であり、課題として残存している。 旧耐震基準（S56以前）マンションの存在等により、老朽化マンションの建替え需要が増している。また、耐震性が十分でない老朽化建物の建替えは、国土強靭化計画や日本再興戦略等にも記載されている通り、国としての喫緊の課題である。こうした状況において、決議要件の緩和は、建替えのスピードアップに大きく貢献し、ひいてはマンションのスラム化回避、国際競争力の強化といった公益にも資するものである。また、このような緩和を行っても、マンション建替えにおける反対者に対しては、時価での金銭買取が法律で定められており、反対者が権利上不利益を被ることはないものと考える。 昨年度の法務省回答において、建替え決議要件の緩和により、建替えに要する社会的･経済的コストが増大し、費用負担の問題が建替えを阻害する大きな要因として存在する以上、建替え決議要件の緩和により建替えが大きく促進されるとはいえないとの説明があったが、「建替えに要する社会的･経済的コスト」の実質は、反対者からの買取りのために一時的な資金手当てを要するというに過ぎず、その後の売却によって回収されるべきものであり、総体としてのコストが増加するものではない。 仮に、全般的な見直しが難しい場合であっても、緊急性に伴う要件（一定の築年数の建物、耐震性能、緊急輸送道路沿いに面した建物）を設け、決議要件の緩和（例えば、区分所有者数及び議決権の各2/3以上に緩和など）を行うことも検討するべきと考える。	(一社) 日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	28年 11月21日	29年 1月16日	区分所有法の建替え決議及び都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可に基づく借家人の明渡しについて	［具体的内容］ 老朽化建物の建替えを行う場合に、区分所有法の建替え決議および都市再開発法の市街地再開発事業の事業計画の認可がなされた場合、借家人から明渡しを行う必要性が法的に生じる（例えば、建物賃貸借契約の解約申入れが可能となる、建物賃貸借契約の更新拒絶が可能となる、正当の事由として位置付ける等により）という措置を講じるよう要望する。 ［提案理由］ 国土強靭化基本計画において、耐震性が不十分である建物の耐震化の促進、密集市街地の不燃化等が、課題として位置づけられている。また、16年6月に閣議決定された日本再興戦略においても、「空き家を含む旧耐震住宅の除却・建て替え等を促進」が官民連携プロジェクトに位置付けられ、旧耐震建物の建替え加速化、スピードアップが国策として位置づけられている。 一方、区分所有建物で区分所有者及び議決権の各４／５以上の同意が得られ、耐震性向上を目的に建替え決議がなされたとしても、あるいは都市再開発法に基づき市街地再開発事業の事業計画の認可がなされたとしても、借家人は、建替え決議や市街地再開発事業の事業計画の認可を理由として明け渡す必要はない。そのため、当該建物の借家人が明け渡しに同意しない場合は、建替え等を進めることができず、建物の耐震化（建替え）が長期化することとなる。　最終的に裁判での解決を与儀なくされることも少なくなく、負担する時間、金銭等のコストが過大なものとなっている。 建物の防災性向上上の迅速化は社会的急務であるが、借家人の退去が進められないことは、喫緊の課題である都市の安全性の確保や円滑な市街地更新の推進、切迫する大地震の危機への対応等の妨げとなっている。不動産については、私人の財産であると共に、一定の公共性のある財産としての性格を有することも考慮した緩和措置が妥当だと考える。耐震性不足マンションについての敷地売却決議制度が新設されたとおり、耐震性の欠如を重視する特別扱いには合理性がある。 そのため、例えば、指定建築事務所等の第三者から耐震性不足の認定を受けた一定の築年数を超える建物で、耐震性向上に係る建替え決議がなされた場合や、市街地再開発事業において事業計画の認可がなされた場合には、借家人から明渡しを行う必要性が生じるような法的措置を講じるよう要望する。	（一社）日本経済団体連合会	法務省 国土交通省
14	28年 11月21日	28年 12月19日	ピロティ・大屋根下部の容積率緩和について	［具体的内容］ ピロティ・大屋根下部においては、屋内的用途（オープンカフェ・屋内イベント広場等）として活用する場合、容積率が発生する旨指導がなされているが（技術的助言）、屋外空間の活用が阻害されている。芸術文化等に親しめる環境整備及びこれを起点とした賑わい空間創出のため、運用改善を要望する。 ［提案理由］ 建築基準法および建設省通達により、ピロティ・大屋根下部を屋内的用途（オープンカフェ・屋内イベント広場等）として活用する場合には現時点で容積対象となる。従って、ピロティ・屋根のない広場が計画されざるを得ない傾向にあり、イベント等の開催可否が天候に左右されることから、実態として誘致できるイベント等に制約が生じている。なお、昨年東京ビルヂング協会から東京都に対して規制緩和要望を提出したが、東京都独自の裁量でピロティ・大屋根下部の容積率の取扱いの規制緩和を行うことは困難との回答を得ている。 オリンピック・パラリンピック時のイベント会場として、またオリンピック・パラリンピック後も芸術文化発信拠点（アーティストによる屋外パフォーマンスや洗練された屋外展示など）としての利用を促進し、誰もが身近に芸術文化等に親しめる環境整備を行うことは、日本の芸術文化都市としての成長に資すると考えられる。さらに、これを起点により活気にあふれる賑わい空間創出が期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	28年 11月21日	28年 12月19日	有料老人ホーム建築における共同住宅並みの容積緩和	［具体的内容］ 建築基準法上「共同住宅」に該当する建物では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外される（以下、地下室の緩和を含め「容積緩和」という）。 しかし、老人福祉法上の「有料老人ホーム（以下、「ホーム」という）」を建てる場合、建築基準法上「老人ホーム」用途となると容積は緩和されない。 その結果、同敷地で投資建物の用途を判断する場合、「ホーム」は小さな建物になるため、分譲住宅等「共同住宅」が採択される蓋然性が高くなる。 今般、社会的ニーズも高く、整備が急務である「ホームの建築」に関し、「共同住宅」同等の「容積緩和」を要望する。 ［提案理由］ 共同住宅（分譲マンション、賃貸マンション等）も建設可能な高齢者住宅に相応しい土地（周辺環境、交通アクセス、利便性等）にて、建築基準法上の「老人ホーム」を建築する場合、「共同住宅」と比較すると、共同住宅で認められている容積緩和が受けれらない結果、住戸専有に係る容積対象延床面積が減少する。 同じ敷地で建築可能な建物面積が小規模にならざるを得ないこと、すなわち投資効率が悪いことになるため、建物新築の事業判断または投資決定をする場合、同じ住宅系では「ホーム※」は「共同住宅」よりも劣後する。 ※老人福祉法上の「有料老人ホーム」の判断基準： 高齢者を入居させ、①食事の提供、②入浴、排泄、食事の介護、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理の少なくとも一つのサービスを提供する場合は、「サービス付き高齢者向け住宅」登録を行っていても、老人福祉法第29条に定める「有料老人ホーム」に該当する。老人福祉法上「有料老人ホーム」に該当すると、建築基準法上は「老人ホーム」用途の扱いとなる。 容積緩和に関し、「共同住宅」では、共用の廊下や階段、エントランスホール、エレベーターホールなどが、容積率算定上、延床面積から除外されている。これに加え、建築基準法では「住宅の容積率算定に当たり地下室の床面積を延べ面積に算入しない特例を老人ホーム等についても適用する（建築基準法第52条第3項）」と規定され、容積緩和は建築基準法上はすでに手当てされているものの、一部の都道府県では、老人福祉法上「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。以下同様）」に該当すると、地下居室は作れない（例：東京都福祉保健局・東京都有料老人ホーム設置運営指導指針）。 日本の（超）高齢社会において、高齢者のすまいのひとつである「ホーム」を整備しやすくすることは、社会的ニーズの高いことであると考える。 緩和により、共同住宅用途の土地建物投資効率と比較しても遜色がなくなれば、「ホーム」の適正な整備が進むと思われる。また、従来より利便性、環境が向上した立地条件に「ホーム」が建てられることになり、入居者も安全・安心・快適に、より充実した生活を送ることが期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	厚生労働省 国土交通省
16	28年 11月21日	28年 12月19日	公共建築物における構造種別制限の見直し	［具体的内容］ 国土交通省大臣官房官庁営繕部が規定している「新営予算単価」は、国ならびに地方公共団体が施設（建築物及びその付帯設備）の新営を行う際に適用されるものであり、建物別に「構造、階数」毎の建築工事費、電気設備工事費、機械設備工事費について定められている。 同規定には、1、2階建ての庁舎についてはRC（鉄筋コンクリート）造およびW（木）造、3～5階建ての庁舎についてはRC造のみが記載されており、あたかも1～5階建ての低層庁舎にはS（鉄骨）造は適用対象外であるかの誤解を与える表記となっている。 全国の公共施設整備関係者が合理的な構造種別の選択を行えるよう、階数1～5、8階建てについてもS造の項目を追記することを要望する。 ［提案理由］ 現在、国及び地方公共団体の営繕担当部門が庁舎などの施設整備を行う際、先ずは新営予算単価に記載されている単価表を元に予算要求を行うことになるため、1～2階建ての庁舎施設についてはRC造またはW造、3～5階建てについてはRC造で基本的な検討を行うことが一般的となっている。昨年度、同様の規制改革要望を提出したところ、国土交通省より「（予算要求はともかく、）実際の設計にあたっては設計者が建物の構造種別を、その規模、形状、経済性等を考慮して決定するため、最も合理的な構造種別を選択することを妨げる要因になっているとの指摘はあたらない」との回答があった。しかしながら、実際に建設事業を行う段階においても「予算要求時の基本検討案通りに事業を進めることは当然」ととらえている地方公共団体も多く、新営予算単価の記載内容が構造種別の選定に大きな影響を与え、事実上の“規制”となっている。 国土交通省が公表している建築着工面積統計データ（平成27年度）によれば、一般的な（民間も含む）事務所建築の構造種別はＲＣ造13%、Ｓ造71%に対し、公務用建築ではＲＣ造39%、Ｓ造46%とその乖離は著しい。公用建築と民間建築では求められる機能の違いがあり構造種別選択に多少の影響があるのは当然であるが、これほどまでの大きな相違があるとは考えにくく、新営予算単価の存在が構造種別の選択に影響を及ぼしていると考えられる。このため、今年度も、昨年度同様、改訂の申し入れを行うものである。 昨今の建設事情により、鉄筋工の不足やコンクリート資機材の高騰などＲＣ造に特有の事情によって工事の遅延や入札不成立という事態が惹起されている。要望の実現により、今後行われる公共施設整備において、地域事情や個々の構造物の規模、形状、経済性等を考慮して最も合理的な構造が採択されるようになれば、結果として多くの事例において施設整備費用の縮減、建設工期の短縮が図られることが期待できる。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	28年 11月21日	28年 12月19日	都市計画基礎調査の民間利用促進	【具体的内容】 今後のIoT等を活用した都市再生を考える場合、都市の現状を分析することが必須であり、その際に、都道府県が実施する都市計画基礎調査（特に建物調査）の活用が有効である。 しかし、民間へのデータ貸与に関しては、判断を行う権限を有している各都道府県に、目的外使用として拒否されることが多い。 これは、明確な規定が存在しないことに起因するものであるが、オープンデータ化の時代においては、積極的に緩和すべき事項である。 【提案理由】 都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、概ね5年毎に都道府県において調査を行うものとされており、法令により調査事項を規定するとともに、技術的助言である都市計画基礎調査実施要領において、その詳細が提示されている。当該調査のデータは、都市計画の検討のみならず、他のまちづくりにも活用可能であり、他部局のデータも組み込みながらGIS上で活用するなど、各種まちづくりの分析、検討に活用している先進的な地方公共団体も一部には見られるが、民間企業がデータ活用を目的に都道府県の都市計画課に申請した場合、概ね目的外使用との理由で拒否されることが多い。 しかし、まちづくりにかかる各種データのオープンデータ化は、民間都市開発事業、都市機能施設の立地など各種の積極的かつ効率的な民間ビジネスの展開を促すなど、国際競争力を確保した都市形成並びに目指すべき都市の将来像を実現する上で有効な取り組みである。このため地方公共団体においては、データ公開に制約のない地域統計データ等から積極的なオープンデータ化に取り組むとともに、都市計画基礎調査（特に建物調査、土地利用調査）において、必要に応じて、属性データの匿名化等の適切な処理をした上で、パーソナルデータの取り扱い等に配慮しつつ、民間事業者等のニーズがあるデータについては提供が可能な環境整備を行う等、将来におけるオープンデータ化への対応を念頭においた取組みが必要である。 要望の実現により、現状の都市のストックを活かした、平常時の都市のバリューアップ並びに災害時のレジリエンス向上を目的として、詳細な都市情報とともに、IoT、ビッグデータ、人工知能等を活用した都市マネジメントが普及して行くと思われる。GISを基盤とした都市計画基礎調査（特に建物調査、土地利用調査）の上に、先進の都市情報（人・車の動き、鉄道沿線の人の流れ、エネルギーの流れ等）が再現され、将来の都市活動（平常時・災害時）の高度化に向けた都市政策・都市開発に大きく寄与すると思われる。	(一社）日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
18	28年 11月21日	28年 12月19日	セメント等のコンクリート構成材料のJIS改正後品質値が建築基準法第三十七条二号で定めるコンクリートの品質基準へ円滑に反映されるスキームの構築	［具体的内容］ セメント協会はセメントJISの品質値を改正の都度、建築基準法第三十七条二号に該当する大臣認定コンクリートの性能評価試験、即ち、「JIS改正前後品を使用したJIS A 5308の種類に該当しないコンクリートの比較試験（仮称）」を実施し、報告書を公表する。 国土交通省による当該報告書を審査の結果、改正後セメントの品質が大臣認定コンクリートに影響を及ぼさないとの技術的同等性の判断が得られた場合、建築基準法第三十七条二号で定めるコンクリートの品質基準に読替える扱いとし、同報告書を再申請時の「別添図書」」の一部として、簡素化および再申請手数料を軽減した再申請の手続きスキームを要望する。 ［提案理由］ 建築基準法第三十七条二号で定めるコンクリートの構成材料の品質基準については、建設省告示1446号に示されている。セメントの場合、「コンクリートに使用するセメントは、密度、比表面積、凝結（始発時間及び終結時間）、安定性、圧縮強さ及び水和熱の基準値及び組成が定められたものであること。ただし、水和熱にあっては、コンクリートの材料特性値に影響しない場合においては、この限りでない。」と記述され、指定性能評価機関が品質基準値を独自に定めている。 セメントJISは、環境面の社会的要請や技術開発、将来の原料事情等を考慮し定期的に見直しを行い、必要に応じて「品質規格値」を改正している。しかし、これらが大臣認定の品質要件となっている場合、改正JIS品の普及の大きな支障になっている。具体的には以下の通り。 ・同一の製品に対して遵守すべき品質値がJISと大臣認定で複数存在する。 ・サーベイランスがない大臣認定制度では再認定でしか品質値を変更できない。 ・改正前後品の同等性を評価するスキームが未確立であることや再認定費が高額であるため、既認定に対する改正JIS品を供給できる環境が整わない。 建築基準法第三十七条二号の大臣認定コンクリートが障害となり、社会的要請に応えた改正JIS品を供給できない環境が続くことは、公益性の観点からも問題が大きい。そのため、セメントJISの改正が大臣認定制度へ平易に反映され、改正JIS品が大臣認定を受けたコンクリートの材料として円滑に流通出来る環境が整う制度への見直しを希望する。また、再認定費用の面では建築基準法施行規則第十一条の二の三(手数料の額)の第2項第二号に「軽微な変更」の場合は手数料の軽減が定められている。JIS改正項目に限定した再申請の手数料を同規則における「軽微な変更」の適用についても要望する。 セメントに関しては、2009年に改正したJIS R 5210（ポルトランドセメント）の品質値の製品が供給できない環境が続いており、今後もその見通しは立っていない。要望が実現すれば2009年改正の製品が供給できるだけでなく、今後、JIS改正と大臣認定の品質基準値変更手続きが平行して進められるので社会的要請に応えるセメントが供給できる。また、本件はセメントだけでなく、コンクリート用の骨材や化学混和剤も同様であり、全てのコンクリートの構成材料にも良い効果を及ぼすものと考える。	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
19	28年 11月21日	28年 12月19日	公有地の拡大の推進に関する法律第4条に定める届出義務の一部廃止	［具体的内容］ 「公有地の拡大の推進に関する法律」第4条に定める届出の内、市街化区域5千㎡以上及び「宅鉄法」重点区域5千㎡以上の土地取引に関する事前届出義務を廃止する。 ［提案理由］ 一定規模以上の土地を売却しようとする場合、公拡法第4条の規定に従い、契約締結前に届出を行い、買取を希望する地方公共団体がいるかどうか確認する必要がある。また、買取を希望する地方公共団体がいない旨の通知（「買取団体不存在」の通知）又は届出から3週間を経ないと売買契約を締結することが出来ない。（買取を希望する地方公共団体が現れた場合は、公拡法第6条の規定により、交渉する義務あり） しかし、昨今の公共団体の財政事情等から勘案し、届出後公共団体と買取協議に入る事例は皆無であり、法律義務自体が形骸化しており、過剰な法律規制である。届出義務を廃止する事により、契約当時者の事務負担量が軽減され、公共団体の事務負担量も軽減されることで、経費の削減に繋がる。結果として、土地取引が活発化すると考える。	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
20	28年 11月21日	28年 12月19日	軽微な建設工事の要件見直し	［具体的内容］ 　軽微な工事の要件は、消費税を含んだ限度額設定となっており、消費税の導入及び増税で、より厳しいものになっている。 　2016年6月に施行された監理技術者等の専任要件や特定建設業者の許可要件が緩和されたにもかかわらず、軽微な工事の要件は、事実上の引き締めとなっている。 　建設業の許可を持たない業者を広く活用するために、政令で定める軽微な建設工事の要件である「工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては五百万円に満たない工事」という要件を見直すべきである。 ［提案理由］ 　建設工事を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならない。ただし、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。ここでの「軽微な建設工事」とは「工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあっては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあっては五百万円に満たない工事」のことである。 　建設工事の需要は2020年の東京オリンピック開催を前に増加しており、請負価格は上昇している。一方、建設業者の高年齢化や厳しい受注状況で建設業者数や建設工事従事者数は減少している。請負工事を完成させるためには建設業の許可をもたない新規業者や小規模の工事業者を必要としているが、建設業の許可を持たない業者は五百万円未満の請負工事しか施工できない。 　2016年6月に建設業法施行令が改正され、監理技術者または主任技術者の工事現場ごとの専任要件は、建築一式工事が五千万円以上から七千万円以上に、建築一式工事以外が二千五百万円以上から三千五百万円以上に、また、特定建設業者の許可要件は、建築一式工事が四千五百万円以上から六千万円以上に、建築一式工事以外が三千万円以上から四千万円以が緩和されたが、軽微な工事の要件は改正されず、消費税導入により消費税額分が逆に引き締めとなっている。 　建設工事が社会に及ぼす影響を考えると、建設業の許可をもたない業者の請負工事に一定の制限を設けることは重要であるが、「軽微な建設工事」の「請負代金の上限額を引き上げる」、または「消費税額を金額制限に含めるのではなく別立てで計算出来るようにする」といった緩和をしても、注文者や社会に影響を与えるものではない。むしろ、規制の緩和により、建設業者の施行能力が向上し、建設工事の需要に応じられる環境が整うため、建設価格も安定するとともに、新規業者の参入も期待でき、建設労働者が増加することで建設工事現場における労働環境の改善も図ることが期待できる。	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省
21	28年 11月21日	28年 12月19日	地下通路の占用基準の緩和および地下広場の占用許可物件への追加	［具体的内容］ 　道路の地下空間を活用した、良質な歩行者空間を形成する地下通路について、現行の基準では、必要最低限の占用しか認められておらず、災害時の一時避難場所として滞留が可能な地下広場の整備については、占用許可物件として位置付けられていない。 　都市再生プロジェクト等とあわせて地域のニーズに対応した、ゆとりある良質な歩行者空間、災害時の一時避難場所として滞留が可能な地下広場を整備するために、道路占用許可基準を緩和する旨の通知（技術的助言）を、国から地方公共団体に対して発出することを要望する。 ［提案理由］ 　現行の東京都の道路占用許可基準及び道路占用物件配置基準においては、道路地下部を占用する地下通路について、「幅員は必要最小限とし、6m以下」と定められており、交通量予測等から求められる、必要最低限の占用しか認められていない。また、地下広場については、占用許可物件として認められていない。そのため、地域に求められる大規模な空間や将来計画されている都市再生プロジェクト等に伴う交通需要の増加に対応した歩行者空間の確保が困難である。 　土地の高度利用が進む都市部においては、道路の地下空間等を重層的に活用した歩行者通路や広場等は、ゆとりある良好な歩行者空間の創出や災害に備えた避難場所の確保という観点から、重要な施設であり、これらは都市再生プロジェクトと一体となった整備が求められているところである。 　そこで、都市再生プロジェクト等と一体的に、地域の求めるゆとりある良質な空間形成、災害時の利用を想定した地下広場の整備を推進するために、道路占用基準及び道路占用物件配置基準に定められている、地下通路の幅員の基準について、一律の基準にとらわれず、地域のニーズにあわせて柔軟な対応を可能にするとともに、現在、占用許可物件に該当しない地下広場についても、占用許可の対象に追加する旨の通知（技術的助言）を、国から各地方公共団体に対し、発出することを要望する。	(一社) 日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
22	28年 11月21日	28年 12月19日	窓面採光装置設置にともなう規制緩和	[具体的内容] 「建築基準法第28条」において「居室の採光および換気」についての定めがあり、居室や教室など居住空間における床面積に対する採光可能な窓の面積の比率が1/5から1/10になるように規制されている。この際に、窓面積に関しては、天窓など採光により有利な場合には3倍に補正できることが定められている。 そこで、垂直な窓に採光装置を設置した際に、通常の窓より効率的に屋内に光を取り込むことが出来る場合は、垂直な窓に設置する採光装置に対しても補正係数が適用できるように要望する。 [提案理由] 床面積に対する窓開口部の割合については、例えば①住宅1/7、②保育所、幼稚園、小、中、高等学校1/5、③病室1/7、などと定められている。この際、採光に有利な天窓は面積を3倍に補正することが可能となっている。 これを、垂直面の窓でも効率的に光を屋内に取り込むことが可能な場合、採光装置を取り付けた窓面積に一定の補正係数をかけられるよう要望する。例えば、床面積に対する窓開口部の割合が1/10の物件において、窓の1/3に採光装置を設置し、設置部分だけ補正係数を4とすることが出来れば、開口部割合は1/5となる。 これにより、空きオフィスなどの窓に採光装置を設置することで保育所や幼稚園・学校などに転用することが出来れば、待機児童問題の緩和に大きな効果を期待できる。また、住宅などでも採光の条件を満たせず、サービスルームとせざるを得ない物件において居室化することが可能となり、土地・空間の有効利用が可能となる。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省
23	28年 11月21日	28年 12月19日	経営業務の管理責任者の選任要件(経験年数)の緩和	[具体的内容] 経営業務の管理責任者は、①許可を受けようとする建設業に関し5年以上、②許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤の役員から選任しなければならない。この要件につき、①を3年以上、②を5年以上と緩和すべきである。 [提案理由] 経営業務の管理責任者は、①許可を受けようとする建設業に関し5年以上、②許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し7年以上の経営業務の管理責任者としての経験を有する者を常勤の役員から選任しなければならない。 しかし、経営業務の管理責任者の選任時に求められる経験年数は実態との乖離が大きく、制度本来の目的を果たしにくくする原因となっている。 例えば今日では、一企業の扱う業種は多岐に渡っており、建設業を専業としない企業も数多くある。その中で経営業務の管理責任者の要件に5年から7年に渡る建設業に特化した経営経験を加えることは、人材確保の困難さに加え、将来的な人材育成の可能性をも閉ざすものとなっている。また、同族企業でない限り、同一人が5年から7年に渡り、役員または令3条の使用人として在任することは、我が国の企業実態に即していない。 経営業務の管理責任者の要件を緩和することにより、人材の確保の困難さによる廃業を確実に防止し、建設作業員の不足に歯止めをかけることができる。なお、本要望で提案した必要な経験年数については、例えば電気通信工事業や電気工事業等一定の業種においては、3年程度で一通りの業務経験を積むことが可能であることを根拠とし、許可を受けようとする建設業以外については従前のとおり2年の差を設けたものである。	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
24	28年 11月21日	28年 12月19日	建築基準法　旧38条大臣認定建築物の活用について	［具体的内容］ 　2016年6月「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」等が通知されている所だが、改正は部分的であるため、さらなる適正化をを要望する。 　具体的には、①旧38条認定建物の改修に伴う既存遡及範囲の確認方法の簡素化および適用範囲の適正化（区画等に関する部分等）、ならびに②”防火・避難対策等に関する実験的検討（平成24年度建築基準整備促進事業）”の検討結果について、対策されていない部分の早期実施である。 ［提案理由］ 　建築基準法旧３８条認定は、法令では対応できない革新的な構造や技術などの採用を、個別の建築プロジェクトごとに大臣認定で特例的に認める仕組みであったが、２０００年の同法性能規定導入時に３８条が削除され、個別プロジェクトごとの特例認定ができなくなったことにより、当該建築物は法令上すべて既存不適格扱いとなっている。 　大臣認定物件で既存不適格となっている項目のうち、一部は、現行法が求める水準に至っていないものがあるものの、多くの項目が現実的な性能として現行法が求める水準をクリアしているにも関わらず、建築確認申請が必要な用途変更（100㎡以上）、増築（防火地域は全ての増築）、大規模修繕（主要構造部の過半）では、増改築部分だけでなく建物全体に対し現行法上の既存不適格箇所の是正が求められることから、各種変更や工事が実質不可能になるなどの問題が発生している。 　2016年6月1日の法改正では、旧３８条大臣認定物件の既存不適格項目への一部対処がなされたものの、現行法の性能検証の手法を用いても、以前として既存不適格となる項目が多く残っている。例えば、耐火建築物の規定として、鉄骨の柱梁等に耐火被覆等の耐火措置を行わなければならない点や面積区画の規定により防火区画を新たに計画しなければならない点（建物の構成により物理的に対応不可能な場合もある）等が挙げられる。 　既存不適格については全て解決して初めて増改築等の申請ができることから、部分的な解決では根本的な解決には至らず、引き続き、法改正等の対応を要望する。 　38条認定を受けている建築物には、投資金額が大きい大型のビルや大空間アトリウムなどを持つ公共施設などが多数含まれており、良好な建築ストックを活用することが日本国の経済活動には有効である。また、要望の実現により、2000年以降、政策・社会的要求に対し建築物として対応すべき事項（防災性能の向上等）の実施促進につながることが期待される。	（一社）日本経済団体連合会	国土交通省
25	28年 11月24日	28年 12月19日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	１．内容 　銀行等による保険販売については、消費者保護等の観点から弊害防止措置が設けられているが、２０１２年４月に一部の規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。具体的には、「融資先販売規制」については２０１２年４月に除外された一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。 ２．理由 　銀行等による保険販売においては、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を訴えてきたにもかかわらず、２０１２年４月には「融資先販売規制」の対象商品から一時払終身保険・一時払養老保険が除外された。しかし、２００６年９月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している、事業主を含む一般消費者１０００名規模を対象としたモニターアンケート（全９回・直近２０１６年９月実施）では、いずれにおいても、一時払終身保険・一時払養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考えてやむを得ず加入した」との回答が多数あった。また、２００８年５月より実施している問題事例収集活動においても、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声が数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然として発生していることは明らかであり、一時払終身保険・一時払養老保険を対象商品に戻すことも含め、「融資先販売規制」を強化願いたい。また、２０１２年４月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振り込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさえもよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことからも弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
26	28年 11月24日	28年 12月19日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	1．提案内容 生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業（法人）代理店が当該企業の従業員（構成員）等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。 2．提案理由 生命保険募集人である企業（法人）代理店は、当該企業の従業員等に対して雇用関係等に基づく大きな影響力を持っている。こうした企業（法人）代理店が当該企業の従業員等に対して生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。 一般の募集チャネルにおいては、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方で、強者（企業、上位役職者等）に対する苦情や批判は潜在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集については、実際に問題が生じていたとしても顕在化しにくく、消費者である従業員等が泣き寝入りを強いられることとなる。かかる懸念は、昨今の非正規労働者の増大に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者（企業）の使用人である従業員に対する影響力が高まっている状況下では、一層深刻化する可能性が高く、構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。 また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険事故の発生（保険金等の支払）時までには長期間経過していることが多いこと、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから、再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額になることが多いことからも、消費者被害は甚大となる。 生命保険商品の募集においては、消費者のニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールについては、圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため、引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会	金融庁
27	28年 11月26日	28年 12月19日	行政機関の保有する個人情報は、国民に多様で質の高いサービスを提供するために開示する義務を拡大すべき。	1　個人情報に関する情報の開示義務の拡大について。 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日･法律第５８号）」においては、第１４条において、「氏名、生年月日その他」を個人情報とし「特定個人を識別できるもの」として、開示の範囲外として、プライバシーであるかどうか不明確のなものまで含めて、広く個人情報を非公開としているが、ただ、これでは開示しない範囲が余りに広きに過ぎるのであるから、公益的理由のある特定のものについては、開示義務を拡大して是非公開すべきだ。 2　例をあげると、地方卸売市場の年度ごとの事業報告書に、「株主の氏名、所有株式数等」及び「法人担当者の氏名」が報告事項として記載されているが、「氏名」は個人情報の「特定個人を識別できるもの」で、「当該個人の権利利益を害する」として非公開とされている。一方、会社法１２５条は株主名簿を本店に備え置くこと、及び、株主と債権者は株主名簿の閲覧請求と写の交付を請求できると規定しているのであるから、「株主の氏名、所有株式数等」は相当多数ののものが既に知っているか、または、容易に知りうる情報であるから、「当該個人の権利利益を害するおそれ」はないにもかかわらず、現在情報公開では公開を許可をされていないのが現状である。 3　卸売事業報書は、卸売事業者の支払い担保能力をきめ細かく把握しておく必要があることから、地方卸売法市場法や、各県条例に基づき、卸売業者に対して、毎事業年度にごとに提出する法的義務を課しているものである。また、卸売業者は、市場開設並びに卸売業務の許可を受けている生鮮食料流通の基幹的インフラであるから、「公益性の高い」会社である。 4　よって、「公益性の高い」会社の経営に重大な影響を与える株主は誰であるか、実際に業務を遂行している担当者は誰であるかを、情報公開を利用して知り、「事業活動の透明性を求める。」のは、「住民の知る権利」「行政参加権」で公益的理由があるから、「特定個人を識別できるもの」であるとしても公開すべきだ。 5　以上から、同法第１４条二に（ニ）として、「法令の規定により行われた許可、免許、届けその他これらに相当する行為に際して作成し、または取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」を規定として新たに追加し、開示の範囲を拡大すべきである。	(一社)春日	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
28	28年 11月28日	28年 12月19日	現在、通達により禁止となっている「ダンプカーのさしわく」取り付けを認めて頂きたい。	高度成長期にダンプカーの過積載が大事故に繋がったのを受け、昭和４２年、ダンプカー荷台の差し枠取り外しが下命され、同時に荷台あおりの改造が一切禁止とされました。 自動車は、固定され、脱着ができないものを取り付けた場合以外は改造とはなりませんが、荷台あおりの改造を一切禁止されたことで、取り付け装置を固定できなくなり、脱着可能なさしわくであっても取り付けができず、現在に至っております。 日本が世界の工場だった当時の、無謀な積載を前提とした通達は、成熟社会にあっては用を終えたと考えます。 元来、ダンプカーは、ばら積み貨物を降ろすのに便利な構造となっており、砂利･土砂に限らず多様な積載物の運搬に利用され、「さしわく」は、比重の軽い物品を輸送する際の調整機能を果たし、容積を増やすことで最大積載量を有効に活用して参りました。 しかし、法律の建付けは農産物や産業廃棄物を運搬するダンプを「もっぱら砂利土砂を運搬しない自動車」として区別をし、積載物に応じた高さのあおりが装着されるため、積載物に見合った自動車を複数台購入するか、車検有効期間をロスしてその都度改造検査を受けることが義務付けられております。 一方、積雪地においては、建設業者が冬季の除排雪を担うことから建設現場で働く人もダンプカーや建設機械もそのまま除排雪に移行します。冬の到来に合わせ慌ただしく用途が変わるため構造変更検査を受けることは事実上困難となっております。 又、排雪場に連なる道路には、違法となる改造は施さないものの、あおりにコンパネを立てかけただけのより危険な自動車も見かけます。 こうした悩みを解消していたのが「さしわく」であり、脱着することで段階的に荷台あおりの高さを調整できるよう工夫された装置です。 行政書士として事業者の皆さんの苦労を見るとき、是非とも早期にこの規制を撤廃して頂きたく提案に及びました。 さしわくを活用し、排雪、被災地の除染、産廃輸送、農業にと、特に需要が多い中型ダンプがマルチで活躍できることを願っております。何卒宜しくお願い致します。 尚、道交法上は、過積載でなければ取締りの対象とはなりません。	P･R･O行政書士法人	国土交通省
29	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の実効性確保	･銀行等は、その預金業務や融資業務等を通じて、顧客の資金状況を正確に把握できる立場にあるとともに、特に中小零細企業などの融資先の顧客に対しては強い影響力を与えうる立場に立つことが少なくない。銀行等によりこれらの情報や影響力を不適切に利用して保険募集が行われた場合、仮に不適切な募集行為があったことが事後的に立証されたとしても、生命保険商品の長期性、再加入困難性等の性質から、保険契約者等の救済を図ることがより困難となる場合も想定される。 ･こうした点を踏まえ、銀行等に対しては、非公開情報保護措置、融資先販売規制等の各種措置が講じられているが、これらの弊害防止措置は、消費者利便にも配慮しつつ、消費者保護の観点や中小零細企業の視点に立って設けられたものであり、保険契約者保護の観点から必要不可欠なルールである。 ･平成２４年4月より、一部見直しが行われたルールが適用されたが、見直し後においてもその枠組みは維持されており、前述のルールの必要性は変わらないと考えられる。今後も、引き続き実効性の確保に努めていただきたい。	住友生命保険相互会社	金融庁
30	28年 11月29日	28年 12月19日	法人である生命保険代理店による保険募集における消費者保護ルール（いわゆる構成員契約ルール）の維持	･職制上の地位（職場の上下関係等）を不当に利用した従業員への圧力募集を未然に防止し、従業員による自由な商品選択の機会を確保する等の観点から、法人である生命保険代理店については、当該法人の従業員等の密接な関係を有する者に対して、所定の生命保険契約の申込みをさせる行為が禁じられている（いわゆる構成員契約ルール）。 ･生命保険商品には長期性、再加入困難性等の性質があり、仮に圧力募集等の不適切な行為があったことが事後的に立証されたとしても、保険契約者等の救済を図ることが困難となる場合も想定され、事後的な代替規制ではこうした弊害を未然に防止することは不可能と思われる。 ･このように、本ルールは、生命保険商品の特性を踏まえつつ、従業員として相対的に弱い立場に立つ消費者の権利保護のために設けられたルールとしてこれまでも有効に機能してきており、引き続き維持すべきものと考えられる。	住友生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持	【提案の具体的内容】 ・銀行等による保険募集に際し、銀行等が遵守すべき弊害防止措置については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、銀行等が保険募集を行う際、預金・融資等の取引で得た情報を不当に保険販売に利用することや、銀行等がその特性上有する優越的地位や影響力を行使して圧力募集をする等、保険契約者等の利益を害することを防止するため、保険募集にあたり銀行等が遵守すべき弊害防止措置について規定している。 ・「銀行等」と「事業資金等を借り入れている利用者」という両者の力関係から、銀行等による圧力販売等の問題は表面化しにくく、また生命保険が長期性・再加入困難性といった特殊性をもつことにより、被害者の事後救済が困難であることも想定されるため、弊害防止措置の規定全般について存置する必要があると考えられる。	明治安田生命保険相互会社	金融庁
32	28年 11月29日	28年 12月19日	企業による従業員に対する生命保険の募集における消費者保護ルールの維持	【提案の具体的内容】 ・法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止する、いわゆる「構成員契約ルール」については、保険契約者等の保護の観点から、引き続き現行ルールを維持していただきたい。 【提案理由】 ・保険業法等では、使用者と使用人間の雇用関係等に基づいた生命保険募集を行うことを防止するため、法人である生命保険代理店等がその役員・使用人等の密接な関係を有する者に対して生命保険の保険募集を行うことを禁止している(いわゆる「構成員契約ルール」)。 ・雇用関係に基づく圧力募集等は問題が表面化しにくく、また、生命保険がもつ長期性・再加入困難性に鑑みると、被害者を事後的に救済することが困難な場合も想定されることから、保険契約者等の保護のため事前規制として同ルールが導入されている。昨今の雇用情勢の悪化から、使用者と使用人の雇用関係に基づく、使用者の使用人に対する立場の優越度はさらに高まっており、同ルールの存置が必要な状況にあると考えられる。 ・上記状況を勘案し、保険契約者等の保護の観点から、同ルールに関しては引き続き現行ルールを維持していただきたい。	明治安田生命保険相互会社	金融庁
33	28年 11月29日	28年 12月19日	地区内に転入予定の者に対する貸出(住宅ローン等)を可能とする	政府「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」では、基本目標の一つとして「地方への新しい人の流れをつくる」を掲げているが、このためにはUターン・Iターン希望者等の地方移住に伴う資金ニーズ(住宅購入・起業等の資金)に対して円滑に対応し得るようにすることが極めて重要である。 信用金庫法第10条第1項では、会員資格について、信用金庫の地区内に「住所または居所を有する者」、「事業所を有する者」等とのみ記載されており、地方移住を希望する転入予定者への資金供給が難しい状況となっている。 ついては、信用金庫が地方移住の促進策等に貢献できるようにするため、信用金庫法施行規則第1条等を改正のうえ、「地区内への転入などによって、信用金庫法第10条第1項に定める会員たる資格の要件を満たすことが確実な者」を追加するなどして、地方移住を希望する転入予定者等への資金供給を行えるようにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
34	28年 11月29日	28年 12月19日	信用金庫による会員および卒業会員の外国子会社に対する融資対象要件の緩和	現行制度上では、信用金庫が融資（員外貸付）を行うことができる会員または卒業会員（以下、会員等）の外国子会社は、「ア．会員等が議決権の50%超を保有する者、イ．その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により会員等が議決権を50%超保有することが認められない外国法人であり、人的、財産的その他会員等と密接な関係を相当程度有するもの」に限定されており、会員等とその役員、または複数の会員等が合算して議決権の50%超を保有する法人は、融資対象となっていない。また、会員等の外国子会社がその総株主の議決権等の過半数を直接間接に保有する外国に所在する会社（すなわち会員等の外国孫会社や外国曾孫会社等）についても、融資対象となっていない。 しかしながら、信用金庫取引先である中小零細企業の中には、実質的に個人事業主との差がない企業も多く、会員である親会社の出資に加え、社長個人やその親族が共同で出資し、合算して50%超を保有するケースも多くみられる。また、古くから海外展開を行っている企業の中には、海外に持株会社を設立し、アジアを中心に複数の会社（すなわち会員または卒業会員の外国孫会社や外国曾孫会社等）を展開する企業もみられる。ついては、これらを融資対象として取扱えるよう要望したい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
35	28年 11月29日	28年 12月19日	特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加	特定融資枠契約法第２条には特定融資枠契約の借主となれる者が限定列挙されており、運用対象者が大会社等に限定されている。この趣旨は、立場の弱い借入人を保護することにあると思われるが、金融取引に関して十分な知識・信用力・交渉力を有する信用金庫連合会は、同法における借主となれる者に加えても問題ないと考えられる。 よって、特定融資枠契約に関する法律における借主となれる企業の範囲に信用金庫連合会を追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 法務省
36	28年 11月29日	28年 12月19日	預金取扱金融機関による提携ローン全般、または教育ローン・リフォームローン等を割賦販売法の対象から除外	平成21年12月1日に施行された割賦販売法の改正によって割賦販売法の規制対象となる範囲が拡大し、適用除外項目を除く全ての商品・役務を取扱う提携ローンが割賦販売法に定める「個別信用購入あっせん」に該当する可能性を有することになった。このため、大学と提携した教育ローン、金融機関が信頼できる業者と提携したリフォームローンや太陽光発電設備のローン等を取り扱うためには、「個別信用購入あっせん業者」として登録することが必要となり、この登録業者になるためには事務面・費用面で負担がかかることから、実質的に取り扱うことができなくなっている。これらの提携商品は顧客ニーズも高く、また、金融機関としても金利優遇を行いやすい商品であったため、著しく顧客利便を損ねている。 ついては、預金取扱金融機関が提携するローン全般を同法の適用除外としていただきたい。また、これが難しい場合には、以下の事項を適用除外としていただきたい。 ○大学等と預金取扱金融機関が連携した教育ローンや生活資金のローンは適用除外とする。 ○住宅に関する提携ローンが現行法で適用除外とされている趣旨を鑑み、取扱業者と預金取扱金融機関が提携した住宅リフォームや太陽光発電設備等の住宅付随設備等のローンは適用除外とする。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省
37	28年 11月29日	28年 12月19日	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金については中小企業信用保険制度を利用することができない。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業にとってみると、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と両制度を併用しなければならず、煩雑でわかりにくい制度となっている。 こうした問題点を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区（アグリ特区）では、商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保険制度の対象とすることが可能とされている。農林水産業の成長産業化が喫緊の重点課題の一つとされる中、農業の６次産業化や商工業者の農業への新規参入の推進等が必要であり、このためには、商工業とともに農業を営む中小企業等に対して円滑に資金供給できる環境を整備することが極めて重要であり、また、その際には、商工業の部分と農業分野の部分を併せて全体を評価していく視点が極めて重要である。 ついては、中小企業が農業に進出する場合や商工業とともに農業を営む場合の農業分野の資金については、アグリ特区に限定せずに、全国においても中小企業信用保険制度の対象とできるようにしていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
38	28年 11月29日	28年 12月19日	中小企業等経営強化法に基づく認定支援機関としての届出事項の簡素化	中小企業等経営強化法では、認定支援機関の代表者及び事務所の所在地の変更があった場合には同法第21条4項に基づき届出を行うこととされている。 一方で、認定支援機関である金融機関においては、これらの変更に関して各設立根拠法等に基づき所管省庁への届出を別途行っている。 この代表者及び事務所の所在地の変更の届出に係る認定支援機関である金融機関の重複事務を解消するため、当該設立根拠法等に基づく届出を各省庁間で所要の調整を行っていただき、代表者及び事務所の所在地の変更を行った場合の中小企業等経営強化法に基づく届出を不要としていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	経済産業省
39	28年 11月29日	28年 12月19日	保険販売業務に係る融資先販売規制の見直し	本規制は、融資先法人等に加えて、小規模事業者の従業員等についても圧力販売の懸念があるとして設けられた規制であるが、一般的に従業員等は、自らの勤務先における融資取引の内容を承知していないのが通常であることから、勤務先の融資取引状況による事前規制は合理性がないうえ、従業員等の能動的な保険加入の機会を一方的に阻害しており、過剰な規制といわざるをえない。 また、協同組織金融機関は、相互扶助の理念を鑑みて、法人会員の融資先については代表者を含めて保険販売が認められているにも拘わらず、当該法人の従業員等には一律に保険販売が認められない不合理が生じている。 平成24年4月から適用された規制の見直しにおいて、本事項はモニタリング結果において殆ど問題事例が見あたらないにもかかわらず存置されており、消費者利便の観点からも不合理な措置は早急に見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
40	28年 11月29日	28年 12月19日	保険販売業務に係る保険金額制限の見直し	保険金額制限は、融資先へ特定の生命保険商品等を販売する際に、万一の弊害を抑止するために設けられた規制であるが、そもそも協同組織金融機関では会員に対する圧力販売の懸念がないうえ、一時払と全期前納の終身保険において、顧客が加入限度額で混乱するなど無用なトラブルも生じている。 さらに、本年5月の改正保険業法施行により、代理店は予め顧客の意向（保障や金額等）を把握したうえで、これに沿った商品やプランの提案を行う必要があるが、本規制により顧客の意向や必要な保険金額に応じた提案が行えず顧客利便を損なう懸念もあることから、速やかに見直しを行っていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
41	28年 11月29日	28年 12月19日	生命保険の募集に係る構成員契約規制の見直し	本規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的としたものであるが、損害保険や第三分野商品には及ばない、特定の生命保険商品のみに設けられた規制であり、妥当性を欠いている。 また、外形的な基準により顧客の能動的な保険加入の機会まで一律制限するものであり、顧客の利便性を損なっている。 特定関係法人とされる「密接な関係を有する者」の範囲が幅広であることから、調査・管理負荷のみならず、極めて広範囲に対象となる顧客自身の理解が到底得られるものではない。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
42	28年 11月29日	28年 12月19日	共済代理店の範囲の見直し	平成２０年までの保険業法と生協法の改正において、労働金庫が保険と共済の代理店になることが認められたが、信用金庫は、これら共済の代理店になることが認められていない。 生協や労働金庫と同じく協同組織である信用金庫が共済代理店になることができれば、会員･組合員に対する利便性はもちろん、基本サービスや福利厚生の更なる向上につながると考えられる。 利益第一主義ではなく地域の相互扶助を経営理念とする信用金庫であれば、共済について適切な募集を行うことが可能であり、共済代理店になることができる者として追加していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省
43	28年 11月29日	28年 12月19日	保険販売業務に係る非公開情報保護措置の見直し	信用金庫が保険募集を行うにあたり、業務に際し知り得た顧客の非公開情報（非公開金融情報）を顧客の事前同意なしに利用することは禁止されている。 この規制は信用金庫が保険募集を行う際にのみ適用される規制であり、顧客の個人情報の利用に関しては個人情報保護法に基づく利用同意を得ていることから、これに加えて非公開情報の利用に関する同意を得る必要はないと考えられる。 こうした過剰な規制は、顧客に適切な商品の情報を提供できなくなることから、総合的な金融サービスの発展を阻害する要因となるため、信用金庫に求められているコンサルティング機能を十分に発揮できない。速やかに非公開情報保護措置を撤廃していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
44	28年 11月29日	28年 12月19日	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法100条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁 厚生労働省
45	28年 11月29日	28年 12月19日	確定拠出年金の脱退要件の緩和（ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする）	本年５月に成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、原則20歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる。 それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行1.5万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と国民年金の保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。 加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
46	28年 11月29日	28年 12月19日	「マッチング拠出」における加入者掛金の上限規制の緩和	マッチング拠出の加入者掛金の設定に当たっては、ア．事業主掛金との合計額が拠出限度額の範囲内で、かつ、イ．事業主掛金を超えてはならないとされている。 事業主掛金が少額の加入者については、上記ア．の限度額にゆとりがあったとしても、上記イ．の規制により、加入者掛金を少額しか拠出することができないことから、上記イ．の規制を撤廃するよう検討願いたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	厚生労働省
47	28年 11月29日	28年 12月19日	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とでは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、顧客にとってわかりにくい開示内容となっているとともに、金融機関にとっては事務上煩雑であることから、情報開示等の基準を一本化していただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁
48	28年 11月29日	28年 12月19日	大口信用供与等規制の適用対象外とする信用金庫と信金中金との取引範囲の拡大	平成25年金融審議会「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」報告書では、「金融機関預け金」について、「仮に借り手や預け先の金融機関が破綻した場合には、貸し手や預け元の銀行等に損失が発生し、健全性を損ねる事態も想定される。一方で、リスク特性や取引実態などを勘案する必要がある」との記載が盛り込まれている。また、例示として「協同組織金融機関による中央機関（連合会）への預け金」を適用除外とすることが適当であるとされており、また、相互支援制度を前提としている協同組織の特性を踏まえ、協同組織金融機関による中央機関に対する円建て預金である「預け金勘定に計上される預け金」については、大口信用供与等規制の適用対象外とされている。 他方、協同組織金融機関による中央機関に対する預け金のうち外貨預金については、勘定上「外国他店預け」に計上されており、本規制の適用対象となっている状況にある。協同組織金融機関の中央機関への預け金について勘定で本規制の取扱いが異なるのは適当でないことから、勘定上「外国他店預け」に計上している協同組織金融機関の中央機関への預け金を大口信用供与等規制の適用対象外の取引としていただきたい。	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
49	28年 11月29日	28年 12月19日	国とのリース契約について	〔具体的内容〕 ①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。 ②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。 ③国庫債務負担行為の設定期間は、原則5年度以内とされているが、これを超える期間の設定を認めること。 〔提案理由〕 ①②現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中のごく一部にすぎない。 国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁が限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。 「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。 ③実使用可能期間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる平準化が図られる。	(公社)リース事業協会	財務省
50	28年 11月29日	28年 12月19日	入札制度について	〔具体的内容〕 地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化･統一化を図ること。 〔提案理由〕 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで（書類の綴じ方、使用ファイルの色、等）指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方･時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。平成27年度の提案において、「地方自治法および同法施行法による規制はない」との回答が示されているが、手続きを簡素化･統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。	(公社)リース事業協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
51	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行の子会社の業務範囲「金融関連業務」について	［具体的内容］ ・物品賃貸と役務提供の複合的な契約は認められていないが、「複合契約の取組を図る中で、銀行の子会社（リース会社）が負担するリスクが顧客の与信リスクに限定されるものは取組可能。」である旨を明文化すること。 ［提案理由］ ・リース会社が顧客より、物品賃貸とそれに関連するサービス業務を併せた複合契約C（A・物品賃貸に、B・物件賃貸に付随するサービス業務 を包含した契約）を、ワンストップサービスを求めることから依頼される場合がある。 複合契約Cのうち、リース会社はAに係るリスク（顧客のデフォルトリスク）を負うが、Bの部分は事業会社（エンジニアリング会社等）に別途すべて業務委託し、その部分のリスクと収益を移転する。複合契約Cの例としては、オンサイトサービス契約※が事例として挙げられる。 （※オンサイトサービス契約とは一般的に、事業会社が顧客の敷地内に設備を設置し、当該 設備を使用して成果物（水・ガス・薬液等）を提供する。事業会社は同設備の投下資本を、設備メインテナンス等の役務提供と合わせ、成果物販売代金として一本化し、長期に亘り回収するものを言う。） ・リース会社が主体的にオンサイトサービス契約を締結する場合、事業会社としての立ち位置（サービスの元請）となるものの、物品賃貸業務（設備調達及び貸与）以外のすべての業務を事業会社に委託することで、実質的にはサービスは事業会社が行い、リース会社は顧客の与信リスク（デフォルトリスク）のみを負担する立場となるが、銀行の子会社に該当するリース会社は銀行法に定める業務範囲規制を勘案するとサービスの元請として上記複合契約C（オンサイトを含む）を締結することが出来ない。 ・リース会社は、物品を使用させる業務（銀行法施行規則第17条の3第2項第11号に定める機械類を使用させる業務）を行うのみであり、顧客の与信リスクのみを負担している。リース会社が複合契約代金を回収するが、役務提供B部分の収益は、業務委託契約（リース会社と事業会社の二者間で別途締結）にて委託料としてすべて事業会社に支払い、また同役務提供に係るすべてのリスクも事業会社に移転している。 ・本提案の実現により、国内の設備投資が促進され、経済の活性化に資する。	(公社)リース事業協会	金融庁
52	28年 11月29日	28年 12月19日	産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて	［具体的内容］ ・電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3連休（土・日・祝日）の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。 ［提案理由］ ・廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」（廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3）とされている。 「産業廃棄物の排出事業場が本社等から離れた場合は、速やかに電子マニフェストに登録できないこと」を想定して登録期限が「3日以内」とされているが、産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、3連休（土・日・祝日）がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。 ・平成27年度の提案に対し、「現場にて引渡しを終了した場合に迅速にシステム上で登録作業ができるよう、スマートフォンやタブレット端末等を使用して現場から報告できるシステムへの改良を行うこととしており、実際の運用面で対応できるよう配慮する。」との回答が示されているが、上記の実態に即していない。電子マニフェストの更なる普及拡大のためにも、民間事業者の産業廃棄物管理の実態を踏まえ、制度改善を図るべきである。	(公社)リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
53	28年 11月29日	28年 12月19日	優良認定制度の見直しについて	［具体的内容］ ・排出事業者が優良産廃処理業者（廃棄物処理法施行令第6条の9第2号、同第6条の11第2号）に処分等を委託した場合に、①排出事業者責任を免責する。②域外産業廃棄物の地方自治体への事前届出等を免除する。等の措置を講じること。 ［提案理由］ ・優良産廃処理業者の認定制度は、産廃処理業者の遵法性や透明性等について、地方自治体が厳格に審査し認定する制度であるが、現状、排出事業者が優良産廃業者に対して処分等を委託するインセンティブが乏しい。 ・一方、国・地方自治体は、排出事業者に対して優良産廃業者の活用を促しているが、上記①・②のような措置が講じられることにより、適正な産業廃棄物処分が促進される。 ・特に、リース会社においては、排出事業場が全国に亘り、域外産業廃棄物の流入規制を受けることが多く、各地方自治体の条例の内容確認とその対応に苦慮している。優良産廃業者に処分等を委託する場合に限って、域外産業廃棄物の流入規制を緩和することにより、優良産廃処理業者の認定制度の活用が促進される。	(公社)リース事業協会	環境省
54	28年 11月29日	28年 12月19日	産業廃棄物収集運搬、処分許可の更新時の対応について	［具体的内容］ ・産業廃棄物処理業者の許可更新時における処分委託について、適法であることを明確化する　こと。 ［提案理由］ ・廃棄物処理法第14条第3項（収集運搬業者）、第8項（処分業者）の規定により、「更新の申請があつた場合において、許可の有効期間の満了日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。」とされていることから、許可の更新が遅延等した場合に、排出事業者として、当該処理業者への委託は適法と考えられるが、その旨が明確化されていない。	(公社)リース事業協会	環境省
55	28年 11月29日	28年 12月19日	産業廃棄物の処分受託及び再委託について	［具体的内容］ ・ユーザー所有物件（産業廃棄物）の処分受託及び再委託を認める制度を新設すること。 ［提案理由］ ・リース会社においては、多種多様な物件を全国の幅広い顧客にリースし、リース期間の終了時にこれらの物件の廃棄処分を適正に実施しているが、リース終了物件の返還に際して、顧客から自社所有物件の処分を委託したい旨の要請があっても、現行法制化では受託することが禁止されている（廃棄物処理法第14条第15項）。 ・顧客においては、産業廃棄物の処分に不慣れなケースも多々あり、不適切な処分を行われることが懸念される。 ・一定の要件を満たすリース会社について、ユーザー所有物件の処分受託及び産業廃棄物処理御者への再委託を認める制度を新設することにより、産業廃棄物の適正な処分が促進される。	(公社)リース事業協会	環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
56	28年 11月29日	28年 12月19日	フロン回収行程管理票の電子化の促進について	［具体的内容］ ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律のフロン回収行程管理票の電子化を促進するために、第一種フロン類回収業者に利用方法を周知すること。 ［提案理由］ ・フロン回収工程管理表の電子化が行われ、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が運用しているが、産業廃棄物処理業者であり、かつ、第一種フロン類回収業者である会社に対して、その利用方法が周知されていないため利用が進んでいない。 フロン類の適正処分を推進するためには、第一種フロン類回収業者に対して、フロン回収工程管理票の電子化の周知徹底が必要である。	(公社)リース事業協会	経済産業省 環境省
57	28年 11月29日	28年 12月19日	リコール情報の開示	［具体的内容］ ・自動車メーカーのリコール情報について、「使用者」と「所有者」が異なる場合は、「所有者」に対してもリコール情報を開示することを義務化すること。 ［提案理由］ ・現在、自動車のリコール情報に関しては「使用者」のみに対し、通知が行われており、「所有者」の立場であるリース会社には情報開示がなされていない。国土交通省のホームページにリコール情報は開示されているものの、型式毎の検索が必要になるなど、リース会社が確実にリコール情報を得られる体制になっていない。 メインテナンスや車両管理などを担うリース会社が確実にリコールの情報を得ることで、使用者の安全へも寄与することになる。	(公社)リース事業協会	国土交通省
58	28年 11月29日	29年 1月16日	自動車関連諸税に関する情報提供について	［具体的内容］ ・所有者に対して自動車関連諸税・使用者に関する情報提供を行うこと。 ①自動車関連諸税の減免措置について、データ等により提供すること。 ②自動車税収納情報をデータ等により提供すること。 ③使用者の情報を開示すること。 ［提案理由］ ①自動車に係る諸税の減免措置等により、自動車の課税額が毎年変動し、大量に自動車を所有するリース会社の事務負担が著しく増大している。現状、車検証の備考欄には、燃費等による軽減率等の記載はあるものの、基準年度が改正されることにより、納付税額を正確に把握することができず、混乱が生じている。 適正な納付税額を的確に判定できる情報、すなわち、減税の判定や納税額をリース会社がシステム化することができるデータ等が情報提供されることにより、リース会社の事務負担が軽減される。 ②自動車税収納情報反映のタイムラグ改善に向けた抜本的改善策の検討・実行と合わせ、収納状況についてのデータ提供をお願いしたい。 リース車両の自動車税はリース会社が納税義務者であるが、契約車両のメインテナンス、車両管理もリース会社が担っており、収納情報の確認が必要となる。 陸運支局での自動車税収納確認が電子化されたことで、継続車検時に自動車税納税証明書の提示が省略可能となったが、金融機関やコンビニエンスストアで納付した場合、都道府県と運輸支局間での収納情報反映に数日～1週間程度は必要となっている状況であり、迅速な情報の反映ができない。 ③自動車税納税通知書を受領した際に、使用者が不明な場合がある。所有者が使用者を確認するために登録事項証明書の交付請求をしても、個人情報を理由に交付請求が認められない。	(公社)リース事業協会	総務省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
59	28年 11月29日	29年 1月16日	自動車税納付書式の統一化等について	【具体的内容】 ・各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図るとともに、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供（車体番号、使用者等）すること。 【提案理由】 ・自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。 納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化及びデータ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理（所有自動車と自動車税納税の突合等）を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。 ・また、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。	(公社)リース事業協会	総務省 国土交通省
60	28年 11月29日	28年 12月19日	犯罪収益移転防止法の本人確認書類について	【具体的内容】 ・犯罪収益移転防止法に基づく法人の本人確認書類として、顧客が取得した登記情報提供サービスによるデータを含めること。 【提案理由】 ・法人の本人確認書類として、登記事項証明書または印鑑証明書の原本が必要となるが、これを用意するために、顧客の担当者が法務局に出向いて取得するか、オンライン申請により取得する必要があり、顧客に負担を強いている。 ・電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「登記情報提供サービス」を顧客が契約している場合に、当該顧客が取得した登記情報を本人確認書類として用いることができれば、上記の負担が軽減される。 ・法人（顧客）が登記情報提供サービスを利用するためには、指定法人である一般財団法人民事法務協会と契約を締結する必要があり（契約締結時に登記事項証明書、印鑑証明書が必要）、また、データの改ざん防止措置も取られていることから、登記事項証明書と比べて、法人の実存性を確認する書類として劣後するものではない。	(公社)リース事業協会	警察庁 法務省
61	28年 11月29日	28年 12月19日	下請代金支払遅延等防止法について	【具体的内容】 ・上場会社の完全子会社（100%出資）が下請事業者となる場合は、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。 【提案理由】 ・下請代金支払遅延等防止法は、資本金規模のみで「親事業者」と「下請事業者」としているが、例えば、メインテナンス・リースを行う場合に、リース物件のメーカーが上場会社で、当該完全子会社が物件のメインテナンスを行う場合、現状では、リース会社と当該完全子会社間の保守委託契約が下請代金支払遅延等防止法の対象となる。 ・上場会社と当該完全子会社は、実質的に一体であり、上記の場合、優越的地位の濫用の懸念がないことから、下請代金支払遅延等防止法の適用除外とすること。	(公社)リース事業協会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
62	28年 11月29日	29年 1月16日	IoT設備が取得するデータについて	【具体的内容】 ・IoT設備が取得する個人情報について、適法に利活用が可能になるよう、個人情報保護法の下に新たなガイドラインを策定すること。 【提案理由】 ・個人情報保護法においては、個人情報の利用目的の明確化を求めている。しかしながら、IoT設備が取得する情報（例：カメラや冷蔵庫等による情報）の取得に対する各個人からの承諾について運用方法を示す明確なガイドラインが無い。 ・IoT設備の普及を活性化するためには、取得する情報をいかに利活用するかが重要であるが、当該法の下では、情報の利活用に制限や複雑な契約プロセスが発生しうる状況であり、ビジネスの活性化が制約される可能性がある。ガイドラインが作成されることにより、IoT設備が取得するデータのスピーディな収集と利活用が可能となり、リース会社の新たなビジネス、市場が生まれる。	(公社)リース事業協会	個人情報保護委員会 総務省 経済産業省
63	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行の海外子会社（子銀行）が現地法令に基づき有価証券関連業務や信託業務を行うことは原則として認められている。（銀行法第16条の2第1項第7号、第８号、第10号、主要行等向け監督指針（以下「監督指針」）Ⅴ-3-3-4(1)注書） ・他方、銀行法第10条第2項に規定される付随業務には、証券業務等のうち発行市場に関する業務（引受・売出し）や信託業務は含まれておらず、従って、銀行の海外支店ではこれらを営むことが認められていない。 【具体的要望内容】 ・銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。 ① 有価証券関連業務の一部（発行市場に関する業務（引受・売出し））の解禁。 ② 信託業務の一部（エスクロー口座の取扱い業務）の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。 【要望理由】 ・海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両睨みの営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券子会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。 ・また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている（あるいは後者も取扱いができるとの明確な根拠がないとされている）ため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。 ・ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考える。 ・銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること（監督指針V-3-1(1)）、また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること（同V-3-1(2)）とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。 ・仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
64	28年 11月29日	28年 12月19日	発行体向けクロス･マーケティングの解禁	〔制度の現状(現行規制の概要等)〕 ･銀行等の職員が、引受に関するアドバイスや紹介に止まらない具体的な引受条件の提示や交渉を行うこと（証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行すること）は、「引受」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。（発行体向けクロス･マーケティングの禁止） 〔具体的要望内容〕 ･銀行が、証券会社の発行体向け証券業務に係る行為の一部を代行することを、①市場誘導ビジネスの対象拡大、又は②金融商品仲介行為（登録金融機関業務）の対象拡大（例えば、引受の媒介）によって許容されたい。 〔要望理由〕 ･企業金融分野における顧客ニーズの高度化･複合化に伴い、金融機関は、単なる資金調達手段の提供ではなく、経営課題に対する総合的かつ高度なソリューションをスピーディーに提供することを期待されているにもかかわらず、発行体向けクロス･マーケティングが禁止されている結果、単一担当者による的確･迅速な提案やマーケティング等（下記）ができず、顧客利便性が損なわれる状況となっている。 　･証券会社の商品･サービスを含むファイナンス･メニューや複合的ディールの説明 　･上記商品･サービス等の内容や具体的条件に対する自己の評価の表明を行うこと 　･上記商品･サービス等の具体的条件の提示 ･ユニバーサルバンク制を採用している欧州はもとより、米国でもかかるクロス･マーケティングは禁止されていないことに鑑みれば、グローバルスタンダードの観点からも、内外制度環境の差が国際競争力の強化に影響を与えているとも考えられ、わが国金融･資本市場の国際金融センターとしての魅力を高める上でも、規制緩和が有効であると考える。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
65	28年 11月29日	28年 12月19日	銀証間における法人顧客情報の共有に係る制限の撤廃等	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行とグループ証券会社の間で発行者等に関する「非公開情報」を授受するには、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要※。 ※ただし、発行者が外国法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）であって、かつ、当該発行者等が所在する国の法令上この号に規定する行為に相当する行為を制限する規定がない場合において、当該発行者が電磁的記録により、同意の意思表示をしたとき又は非公開情報の提供に関し当該発行者等が締結している契約の内容及び当該国の商習慣に照らして当該発行者等の同意があると合理的に認められるときは、当該発行者等の書面による同意を得たものとみなされる。 ・平成20年金融商品取引法改正でオプトアウト制度・兼職制度が導入されたが、これらの制度には、以下の通り、実務上の制約があり、規制緩和の効果を十分に発揮できていない状況。 ① オプトアウト制度について ・金融商品仲介業務従事者は、オプトアウト制度の対象外であること。 ・同意書面の事前受入れは不要となったものの、引き続き、情報共有前の顧客宛通知が必要であり、実務上は同意書面の受入れに準じた対応が必要。 ② 兼職制度について ・兼職者は、顧客に関する銀証いずれか一方の非共有情報にしかアクセスできないこと。 ・外務員の二重登録が禁止されているため、兼職者は銀証いずれかでしか外務員登録できないこと （例えば、証券会社の外務員登録を受けた兼職者は、銀行職員の立場で、登録金融機関業務（投資信託・デリバティブ・国債の販売等）が　できない） ③ FW規制の対象となる情報の範囲 ・FW規制の対象となる情報は「発行者等に関する非公開情報」とされているが、外延が明らかではない。 ・一方で、個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人の同意が必要（個人情報保護法第23条第1項柱書）としつつ、共同利用の方法を採ることで、本人の個別の明示的な同意なく個人データを共有することが認められている（同法第23条第4項第3号）ことに加え、兼職した場合の情報へのアクセス制限はない。 【具体的要望内容】 ・銀証間での法人顧客情報の共有に係るファイアーウォール規制を撤廃し、原則自由化していただきたい。 ・全面的な自由化が困難な場合、法人顧客情報の共有に係る実務上の制約を防止するため、以下の規制緩和を実施していただきたい。 ・書面同意及びオプトアウト制度について。 ・銀証間で発行者等に関する非公開情報の授受における当該発行者等の同意（金融商品仲介業務に関する場合を含む。）、又はオプトアウト制度に基づく当該発行者等に対する通知につき、書面等であることの撤廃。 ・個人情報保護法第23条第4項第3号と同様の共同利用の方法による非公開情報の授受に関する制度の導入。 ・金融商品仲介業務従事者をオプトアウト制度の対象に追加。 ・兼職制度について。 ・銀証兼職者における「非共有情報へのアクセス制限」の撤廃。 ・銀証兼職者が、銀行・証券双方において、外務員登録することを許容（外務員の二重登録規制撤廃）。 ・FW規制の対象となる情報の範囲 ・FW規制の対象となる情報の範囲を「法人関係情報」（金商業等府令1条4項14号）に変更。 【要望理由】 ・近年のファイナンス手段の多様化に伴い、顧客は、資金ニーズや資本政策に応じて、エクイティ、メザニン、デットを組み合わせて資金調達するようになっており、金融機関に対して、銀行・証券が取り扱うファイナンス手段をまとめて提案してほしいというニーズが高まっている。 ・また、金融グループの各社専門性を活かしたより付加価値の高い金融商品・サービスの効果的・効率的提供及びグループ全体の経営管理・リスク管理強化の観点から、銀証のみならず金融グループ間の顧客情報の共有が重要な課題となっている。 ・欧米主要国では、平成19年12月の金融審議会金融分科会第一部会報告に記載の通り、グループ内での法人顧客情報の共有は、原則自由に行なうことが可能とされている他、わが国でも個人情報保護法においては、顧客本人の同意がなくとも、同法第23条第4項第3号の共同利用の方法を採ることで、個人データの共有が可能となっている。 ・一方、わが国のファイアーウォール規制は順次緩和されてきたものの、現在、次のような状況にある。 ・銀証間における発行者等に関する非公開情報の授受については、内部管理目的等の場合を除き、原則として当該発行者等の書面による同意が必要とされている。また、平成20年の金商法改正でオプトアウト制度が導入されたが、顧客に対して非公開情報の提供の停止を求める機会（オプトアウトの機会）を適切に提供していることが必要であり、実務上は、書面による同意に準じた対応が必要。 ・兼職制度については、例えば、欧米銀のように兼職制度を導入して銀証連携を推進しようとする場合、非公開情報へのアクセス制限があることにより、情報共有可能な顧客と情報共有出来ない顧客で部署を分ける必要が生じる等、多大な負担が発生。また、現状、兼職者は銀証いずれか一方でしか外務員登録できないため、顧客に対して同一担当者によるワンストップサービスができず、顧客の利便性向上に繋がらない。 ・オプトアウト制度・兼職制度は、顧客の利便性向上に資する制度であると思料するものの、現行規制の下では、オプトアウト制度の導入に伴う負担が大きく、平成20年金商法改正により実施された同規制の見直しの趣旨である多様で質の高い金融サービスの提供が、必ずしも実現出来ていない。 ・上記の通り、銀証間の法人顧客情報の共有には依然として制限が存在しており、顧客である日本企業も、銀証が連携した十分なサポートを受けられておらず、不利益を被っている状況。また、海外金融機関との競争力確保のためにも、情報共有に係る規制撤廃は重要な課題となっている。 ・そもそも、情報共有によって生じる可能性があるインサイダー取引、利益相反、優越的地位の濫用といった問題については、金融商品取引法や独占禁止法等による規制が存在し、非公開情報の共有自体を制限しなくても、問題のある行為についてはその他の規制で対応可能と思料。 ・また、要保護性の高いプライバシー権保護を定める個人情報保護法において共同利用の方法を認めていることからすれば、法人の顧客情報の共有についても、共同利用の方法が認められてしかるべきである。 ・外務員の二重登録については、外務員行為の効果の帰属先が不明確になるという問題が懸念されるものの、事前に自らの立場を明確にし、誤認防止に努めれば回避可能。 ・見直しが行なわれた場合、欧米銀同様にグローバル・ベースでの銀証連携が可能となり、邦銀の国際競争力の向上に寄与。また、幅広い法人顧客の資金調達・M&A、資金運用等のニーズに対し、銀証一体での、より多様で質の高い金融サービスが提供可能となる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
66	28年 11月29日	28年 12月19日	非公開融資等情報の遮断の撤廃について	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・金融商品仲介業務を行う銀行等登録金融機関に対しては「非公開融資等情報の授受規制」が課されている。 ・具体的には、銀行等登録金融機関内の金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間では、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報につき、書面による同意がある場合等を除き授受してはならないとされている。 【具体的要望内容】 ・発行者である顧客からの同意書未取得の状況においても、銀行等登録金融機関内の金融商品仲介業務従事者と融資業務従事者との間の非公開融資等情報の授受禁止の撤廃。 【要望理由】 ・上記規制の遵守に伴う行内手続（連携手続等）が煩雑であり、融資業務従事者である拠点等が発掘した顧客の証券関連での投資運用ニーズ等情報を金融商品仲介業務従事者ひいてはグループ証券会社等に対しスムーズに連携出来ず、結果的に顧客のニーズ充足を迅速に満たすことが難しく、かつ行内部署の運用上の負荷（情報遮断のための体制整備等）も相応にかかっている。 ・このような状況を打開すべく、上記規制の撤廃を要請するもの。	都銀懇話会	金融庁
67	28年 11月29日	28年 12月19日	複数銀行を有する金融グループにおける外務員登録の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・複数の金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者について外務員登録を行うことは認められていない。 【具体的要望内容】 ・複数銀行を有する金融グループにおいては、当該グループ内の複数銀行での外務員登録、あるいは当該グループとしての外務員登録を認めて頂きたい。 【要望理由】 ・昨今、持株会社を活用し、県域の枠を超えた銀行間の経営統合の動きが進展しており、加えて、2016年5月には、金融グループの業務運営効率化等を促進する改正銀行法が成立したことから、今後、そうした経営統合の動きが一層進展することが予想される。 ・こうした中で、本要望が実現すれば、同一グループに属する銀行間の垣根を越えて、投資商品等のサービス提供が可能となるため、顧客にとっては、サービスを受ける店舗が増加することにより店舗利用の利便性が向上する。 ・また、人材育成等の観点から、グループ内の銀行間において社員の異動を実施した際、現行制度下では、外務員登録の変更を行う必要があり、当該変更に一定の期間を要することから、異動した社員については一定期間投資商品の販売等を行うことが出来ないため、銀行にとっては機会損失を生じているが、本要望が実現に至れば、異動に関わらず、顧客への提案が可能となる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
68	28年 11月29日	28年 12月19日	保険募集時の制限に関わる規制の撤廃	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・銀行が融資を行っている企業の代表者又は従業員50人以下の企業の従業員に対する、募集に係る手数料を収受した、第3次解禁商品（一時払終身保険等）（※1）や全面解禁商品（医療保険等）の保険募集の禁止（いわゆる「保険募集制限先規制」）。 ・事業資金融資担当者による第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止（いわゆる「担当者分離規制」）。 ・融資申込中の顧客（※2）に対する第3次解禁商品や全面解禁商品の保険募集の禁止（いわゆる「タイミング規制」）。 ・銀行の保険募集制限先規制またはタイミング規制に該当することを知りながら、銀行のグループ会社等が第3次解禁商品・全面解禁商品を募集することの禁止（いわゆる「知りながら規制」）。 （※1）平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、保険契約者が法人であるものを除き、第3次解禁商品は規制対象から除外。 （※2）平成24年4月1日の保険業法施行規則施行により、非事業性資金（住宅ローン等の個人ローン）の融資申込者については、規制対象から除外。 ［具体的要望内容］ ・上記規制の撤廃。 ［要望理由］ ・既に優越的地位を不当に利用した保険募集の禁止や、他の銀行取引等に影響を及ぼさないことについての説明義務等が措置されており、本規制は過剰。 ・形式的な弊害防止措置を行うことで、これを担保しようとする銀行側の取組みに過度の負担がかかり、実務上の負担大。 ・銀行との融資取引に無関係な一般従業員も規制され、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害している。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。 ・例えば、自動車保険については、一般的に自動車リース会社が車両リースと一体的に提供しているが、自動車リース会社が銀行の特定関係者である場合、本規制による実務負担等を考慮した結果、保険を販売できず、結果として、顧客の利便性が阻害されているケースがある。	都銀懇話会	金融庁
69	28年 11月29日	28年 12月19日	生命保険の募集に関わる構成員契約規制の撤廃	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・企業が生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（特定関係法人）の役員・従業員に対する保険募集を禁止。 ［具体的要望内容］ ・構成員契約規制の撤廃。 ［要望理由］ ・構成員契約規制は、優越的地位の濫用や圧力募集の防止を目的として設けられた規定であるが、その実態に係らず、事前かつ一律に募集を禁止する過剰規制。 ・形式基準のため、顧客申出による場合も保険の販売が出来ず、顧客の自由な商品・サービス選択を阻害。 ・規制対象となる「密接な関係を有する者」（特定関係法人）の範囲が幅広く、直接出資関係のない大企業も含まれるなど、顧客の理解が得られないケースが多い。 ・規制対象となる「募集人等の特定関係法人の特定関係法人」や、「募集人等の特定関係法人を特定関係法人とする法人」などは、直接的な取引関係や出資関係がないことが多く、調査負担が極めて重い。 ・金融コングロマリット化が進み、資本提携先が多くなるほど、規制対象先が増加することになり、金融サービス機能の充実を阻害している。 ・損害保険や第三分野商品では規制がなく、生命保険だけに適用される規制であり、妥当性を欠く。 ・顧客の自由意思に基づく保険加入が阻害され、責任開始の遅れによる重大な不利益を顧客が被る可能性がある。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
70	28年 11月29日	28年 12月19日	保険募集における非公開情報保護措置の撤廃	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・銀行業務に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前の同意なしに、保険募集に利用することは禁止されている。 ・また、保険募集に際し知り得た顧客の非公開情報を、顧客の事前同意なしに、銀行業務に利用することも禁止されている。 ［具体的要望内容］ ・非公開情報保護措置については、個人情報保護法に一体化する方向で見直しを行い、保険業法施行規則の規定は撤廃。 ［要望理由］ ・銀行が保険を販売する際にのみ適用される規制であり妥当性がない（銀行以外の代理店、例えば証券会社等は対象外。銀行が保険以外の商品を販売する場合は対象外）。 ・すでに個人情報保護法に基づく利用同意を取得しているのにも関わらず、保険募集、商品説明等を行う前に事前同意を取得することは他に例がないこともあり、顧客の理解を得るのが難しい（実務上、保険募集と他の金融サービスの提供を区分することは困難であり、総合的な金融サービスの提供を阻害）。	都銀懇話会	金融庁
71	28年 11月29日	28年 12月19日	都銀等による信託業務に係る規制緩和	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・現状、都銀本体、信託銀行子会社、信託代理店は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」により、併営業務の一部である不動産売買・仲介等の不動産関連業務を行うことができない。 ［具体的要望内容］ ・不動産売買の媒介、貸借の媒介・代理等の不動産関連業務等を、都銀本体、子会社、信託銀行子会社、信託代理店に解禁。 ・不動産取引一任代理等（宅地建物取引業第50条の2第1項）を都銀本体、子会社、信託銀行子会社に解禁。 ［要望理由］ ・一部の信託兼営金融機関は不動産業務を行っており、これらの金融機関において当該業務により、不動産仲介を行うとともに当該不動産取得資金を融資する事例もみられるが、経営の健全性が損なわれている状況にもなく、都銀本体、都銀子会社、信託銀行子会社および信託代理店に対して、併営業務の一部を制限することの理論的根拠は不明確。また融資市場においては、公平な競争条件が形成されていない面あり。 ・都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を検討するも、宅地建物取引業、及び取引一任代理が解禁されないため、参入できない。都銀または都銀子会社によるREIT運用会社設立、または買収を実現させるためには、宅地建物取引業及び取引一任代理の解禁が必要不可欠。 ・顧客財産の総合運用管理サービスの充実を通じた顧客利便性の一段の向上のためには、不動産関連業務を含めた信託業務の解禁が不可欠。 ・都銀等の健全なプレーヤーの参入により、不動産市場の活性化、健全化が期待でき、ひいては日本経済の発展に寄与することが期待できる。顧客からは、信託兼営金融機関が行っている業務内容も鑑み、都銀等の顧客基盤・情報ネットワークに基づいた、信託兼営金融機関同様の不動産売買情報の提供を期待されている。 ・金融機関の財務及び業務の健全性確保については、バーゼルIIに基づく適切なオペレーショナルリスクの管理等により達成可能（媒介、取引一任代理等のみであり、宅地建物取引業、または取引一任代理が解禁されることで、都銀または都銀子会社自らが不動産自体をB/S上に保有することは考えていない。）。取り扱い対象を、一定規模を超えるもので、かつ銀行業務またはREIT運用業に関連する案件に限定することにより既存の不動産業者の事業基盤の侵害を最小限とすることは可能。 ・REIT運用会社設立にあたって、法規制を受けている業種は、都銀のみ。不動産会社、総合商社、ノンバンク、旅館業者、小売業者、鉄道業者、電力会社、物流会社、証券会社、国内私募ファンド、外資ファンド等はREIT運用会社を有している。今年（2016年）8月、生命保険会社や、日本政策投資銀行までが、宅地建物取引業及び取引一任代理を行う各子会社（REIT運用会社）を通じてREIT運用を開始する予定。なお、信託兼営金融機関（信託銀行）は、子会社としてREIT運用会社を有している事例がある。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
72	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行が保有する不動産の賃貸に係る要件緩和	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・事業用不動産の賃貸等を行う場合、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)において「その他の付随業務」の範疇にあたるかどうかの判断基準が示されており、「銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか」、「賃貸等の規模が当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと」等の規制がある。 ・グループ共同店舗化を進めていくにあたり、基本的には中核となる銀行のスペースを他グループ会社に賃貸することとなるが、あくまで「正当に生じた余剰スペース」にとどまるため、能動的にスペースを生み出して他グループ会社を集約する（＝賃貸する）ことはできない。 ・また、拠点によっては銀行ではなく、グループ会社が当該建物の多くを利用するケースも今後考えられうるが、上記規制下においては引き続き大部分を銀行が利用せざるを得ない。 ［具体的要望内容］ ・グループ間での不動産賃貸については、主要行向けの総合的な監督指針V-3-2(4)にある、「正当に生じた余剰能力の活用に資すること」や「当該不動産における固有業務規模に比し過大でない」といった規制を緩和して頂きたい。 ［要望理由］ ・銀行グループのビジネスが多様化していく中、銀行保有不動産を実質的にグループ共有の資源として有効に活用することにより、銀行グループ経営の効率化を図ることが可能となる。これまでは「銀行が固有業務を行う中で正当に発生した余剰スペース」のみ、グループ会社への賃貸が可能であったが、例えば新築・増改築等により能動的にスペースを作りだし、近隣のグループ会社を集約（＝賃貸）することが可能となれば、グループベースの資産効率化が更に図れるもの。 ・また、拠点によっては今後銀行業務を縮退させ、一方でグループ会社の業務を強化していくことも考えられるが、その際当該グループ会社が銀行保有不動産の大部分を活用することにより、グループとしての効率化・最適化が図れるもの。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
73	28年 11月29日	28年 12月19日	グループベースのシステム一括調達・施設共用	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・銀行は、固有業務、付随業務および他業証券業務等以外の業務を営むことはできない（銀行法第12条）。その趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にある（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-1(1)）。 ・銀行が余剰能力の有効活用を目的として行う業務等が、銀行法第10条第2項の定める「その他の銀行業に付随する業務」の範疇にあるかどうかの判断では、「銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性」を考慮すべきものとされている（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4)）。 ・情報システムに係るハードウェア／ソフトウェアの購入、開発・運用業務委託等の契約では、グループ内の需要を一括契約することでボリュームディスカウントを得られるが、グループ各社での利用を予め見込んで銀行が一括調達することは、「銀行が固有業務を遂行するなかで正当に生じた余剰能力の活用」（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4)④）に該当するか必ずしも明らかでない。 ・加えて、銀行が保有するシステムセンター（データセンター、コマンドセンター等）施設・設備は、賃貸等による共同利用のコスト削減効果が多大であるにも関わらず、「事業用不動産」に属するため「当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度に留まること」（主要行等向けの総合的な監督指針Ⅴ-3-2(4)（注1）ハ）が要件となると理解されており、萎縮効果が生じている。 ・尚、銀行の子会社は、グループ会社に対するソフトウェアおよび附属機器の販売（銀行法施行規則第17条の3第2項第18号の2）およびデータ処理（同項18号）を行うことができるが、管理体制や購買力の観点から機動性に限界がある。 ［具体的要望内容］ ・グループ各社の明確なニーズに基づくシステム資産（商品・役務）の調達については、ボリュームディスカウントを得るためにグループ内で最も購買力のある銀行で一括調達し、グループ各社で利用することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ・銀行が保有するシステムセンター施設・設備が余剰資産となった段階で、小規模に限りグループ内で賃貸等により有効活用することのみならず、グループベースのファシリティ計画に基づき、共同利用可能な施設・設備を一括して調達・建設のうえ賃貸等によりグループ各社に提供することが、他業禁止に該当しないことを明らかにしていただきたい。 ［要望理由］ ・グループ各社が個々にシステムセンター施設を建設・運営するよりもグループベースで集約して建設・運営した方が規模のメリットや共用スペースの削減等投資・経費圧縮が見込まれる。 ・また、システムセンターの利用は流動性が高く、利用状況に応じた持分の取得・売却を通じてグループ各社（利用者）で共同保有するよりも、グループ中核会社である銀行が単独で保有し、グループ各社（利用者）に提供（賃貸）するほうが実効性が高い。 ・これまで、銀行が保有するシステムセンター施設のグループ企業による利用が、小規模な余剰スペースの提供に限定されるとの解釈から、新規施設の建設に際して既存グループ施設の集約等を織り込んだ効率的な資産活用を計画することが制限されてきた側面がある。 ・グループベースでシステム一括調達および施設共用を行なうことは、既に銀行子会社には認められている範囲の業務であり、銀行業務とのリスクの同質性を類型的に認めることに支障はない。	都銀懇話会	金融庁
74	28年 11月29日	28年 12月19日	事務受託子会社の収入依存度に係る「1円規制」の撤廃等	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・従属業務を営む銀行持株会社又は銀行の子会社等は、以下の条件を満たす必要あり。 ① 銀行又はその子会社からの収入を総収入の半分以上とすること ② 各事業年度においてその営む各々の従属業務について当該銀行持株会社の子銀行からの収入があること ［具体的要望内容］ ・従属業務を営むグループ会社の条件である「当該銀行グループに属する銀行からの収入があること」の撤廃、又は大規模な金融関連業務子会社を想定した当該会社の従属業務会社に対する収入依存度規制の柔軟化 ［要望理由］ ・顧客ニーズが多様化するなか、大手金融グループでは、リース業やコンシューマーファイナンス業等を営むグループ会社の規模が拡大 ・規模の大きい銀行グループに属する金融関連業務会社では、シェアードサービス等による経営の効率化を進める上で、従属業務を営む子会社が不可欠。 ・現行法上では、従属業務を営む子会社は、当該銀行グループに属する銀行からの収入があることが条件となっており、リース子会社のグループ経営の効率化が図れない状況となっている。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
75	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行グループにおける管理体制の効率化について	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・持株会社の業務範囲は子会社に対する経営管理及びそれに付帯する業務に限定されている。 ・加えて、監督指針・マニュアルにおいては、形態に関わらずすべての銀行について各々でリスク管理態勢の整備等について実施することが求められており、グループ形態をとっている銀行グループ（銀行および銀行持株会社）においては機能の重複感が高い。 【具体的要望内容】 ・今般の改正銀行法により、持株会社がグループ内の共通・重複業務を執行することが可能となったことを踏まえ、銀行グループにおいては、グループベースで法令等遵守、顧客保護管理態勢、統合リスク管理態勢等が十分充足されていることを前提に、各傘下銀行に当該機能を持たない形態を許容して頂きたい。 【要望理由】 ・持株会社による共通・重複業務の集約を進める上での制約となり得る事項を解消し、当該集約により得られる合理化効果を最大限獲得すべく、要望するもの。	都銀懇話会	金融庁
76	28年 11月29日	28年 12月19日	グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・平成19年6月1日に改正施行された「平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号」では、銀行等の子会社が営むことの出来る業務から除かれる業務として、「債務の保証のうち、銀行（持株会社）の子会社、子法人等および関連法人等による事業者に対する事業性資金に関するもの」と規定されている。そのため、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。 ・一方、個人向け融資への保証業務や、グループ外の事業性融資への保証については従事可能。 【具体的要望内容】 ・グループ会社が独自に開発したモデルを活用して、従来銀行が貸出し難かった零細企業や個人事業主に対して財務情報に依存しない柔軟なファイナンスの提供を可能とする観点から、グループ会社による事業性融資の保証業務の解禁を要望するもの。 【要望理由】 ・事業法人との貸出取引に関して、銀行と、グループ会社のクレジットカード会社やコンシューマーファイナンス会社とでは、伝統的に顧客層が異なり、後者の会社では、零細企業や小規模事業者などとも多数取引を行っているため、取引歴や代表者の属性などをスコアリングして信用力、リスクを評価して貸出する与信ノウハウが蓄積されている。 ・グループ会社間の事業性融資保証が可能となれば、こうしたグループ内の金融子会社が独自に蓄積した与信ノウハウ等を活用して、財務情報に依存しない柔軟なファイナンスが可能となるもの。	都銀懇話会	金融庁
77	28年 11月29日	28年 12月19日	ABLの普及促進に資する子会社金融関連業務の追加	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社は、子会社対象会社以外の会社を子会社としてはならない。（銀行法第16条の2、52条の23、同法施行規則第17条の2、第17条の3、第34条の16） ・銀行及び銀行持株会社の子会社は、債務保証業務を行うことが認められているが、グループ会社間の事業性融資の保証業務は取り扱うことができない。（平成10年11月24日金融監督庁・大蔵省告示第9号第1条第1項） 【具体的要望内容】 ・銀行等による動産・債権担保融資（ＡＢＬ）に係る保証業務に限定し（例えば、銀行又は銀行持株会社の子会社が担保取得し、当該担保の価値を裏付けとし、その価値の範囲内にて限定して（実際の担保処分価格等）、融資取扱銀行に債務保証を行う場合等）、取扱いを認めて頂きたい。 【要望理由】 ・我が国中小企業における主要な資金調達手段である銀行融資については、従来、不動産や人的保証による信用補完が中心であったが、近年、不動産・保証に依存しない融資手法として、ＡＢＬに期待が寄せられており、経済産業省「ABL研究会報告書」では潜在市場は78兆円とされている（24年3月末残高は約1兆円）。 ・米国では、1980年代からABLへの取組みが本格化し、事業向け融資に占める比率は約20%とされる一方で、我が国においては企業向け融資に占める割合は0.1%程度にとどまっている（平成23年6月日銀レビューより）。 ・ＡＢＬの普及に向け、平成24年6月の法改正により、子会社従属業務に「担保の目的となっている財産の換価・処分」が追加され、動産担保の評価・管理・換価プロセスを銀行グループに内製化することが可能となった。 ・各銀行においてＡＢＬに注力する動きも見られるが、担保の多様性故にノウハウの定着化が進まず、結果としてＡＢＬ普及が加速しない側面もある。このため、住宅ローン等と同様にグループ保証会社に実務を集約することによって、プロセスの標準化・効率化や、ノウハウの高度化が可能となり、今後のＡＢＬ普及に資すると考えられる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
78	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・登録金融機関には、現行法下でも、非上場株式の私募の取扱いが認められているが（金融商品取引法第33条第2項第4号イ）、日本証券業協会の自主ルールにより、取扱い可能な株式は、原則としてグリーンシート銘柄に限定されている（日証協「店頭有価証券に関する規則」第3条、第6条、注）。 （注）さらに、グリーンシート銘柄制度は近く廃止され、新たな非上場株式の取引制度に移行予定（日証協「非上場株式の取引制度等に関するワーキンググループ」報告書、2014年6月17日）。同制度の活用は証券会社のみに限定されているため、新制度移行後は、登録金融機関によるグリーンシート銘柄の私募の取扱いも認められなくなる見込み。 ・登録金融機関には、上場／非上場を問わず、株式の売買の媒介が認められていない（金融商品取引法第33条第1項及び第2項第4号、銀行法第11条第2号）。 【具体的要望内容】 ・投資家の保護、優越的地位の濫用防止、利益相反の防止などの適切な弊害防止措置を講じた上で、①私募の取扱及び売買の媒介に関しては、日証協の自主ルール上、協会員にグリーンシート銘柄以外の非上場株式の取扱いを認めるとともに、②金融商品取引法上の登録金融機関の業務範囲に非上場株式の売買の媒介を追加し、銀行本体によるベンチャー企業等株式の私募の取扱い及び売買の媒介を許容されたい。 【要望理由】 ・ベンチャー企業や第二創業を目指す中堅企業など、新規事業の立ち上げ段階にある企業には、①エクイティによる資金調達ニーズや、②販路や技術の補完を目的とした大企業等との出資を伴うアライアンスニーズが存在。また、③オーナー経営者が高齢である企業では、事業承継に伴う他企業等への株式売却ニーズが存在する。 ・一方、大企業等側にも、④オープンイノベーションの促進や先端技術の獲得、新事業分野への進出等を目的として、優れた技術を有するベンチャー企業等への出資、買収ニーズが存在する。 ・現行制度上、銀行には、グリーンシート銘柄以外の非上場株式の私募の取扱いや株式の売買の媒介が禁止されているため、現状、これらベンチャー企業等と大企業等のニーズを結びつける機能は、紹介ベースの対応やその他の付随業務（M&Aに関する業務等）として認められる範囲に限定されており、「最終的に当事者間での株式の売買のみで取引が完結する少額のM&A」や「マイノリティでのエクイティ調達・出資案件」については、顧客ニーズに必ずしも十分対応できていないのが実情。 ・銀行は、その幅広い顧客基盤を通じて、双方のニーズを把握しているため、ベンチャー企業等の株式の私募の取扱い及び売買の媒介が解禁されれば、より積極的な形でこれらのニーズを結びつけることが可能となり、成長産業の育成、ひいては日本経済の活性化に貢献できるものと考える。また、ＩＰＯ以外の投資の出口を整備することにもつながり、起業の活発化や非上場企業へのリスクマネー供給を促す好循環も期待できる。 ・銀行に本業務を認めることで想起される、①非上場会社は、ディスクロージャーが十分に行われていない場合が多く、投資者が不測の損害を被るおそれがあること、②銀行による優越的地位の濫用や利益相反の防止を徹底する必要があるといった点については、例えば、①非上場株式の電子募集取扱業務に係る情報提供義務（改正金融商品取引法第43条の5）に準じた義務の導入や、②優越的地位の濫用や利益相反の防止に係る態勢整備を監督指針に明記すること、③投資家の範囲を限定（いわゆる外形基準の導入）することにより投資家保護に欠ける取引を事前に排除することにより対処可能と考えられる。なお、銀行に同業務を認めても、非上場株式自体を取得する訳ではないため、銀行の健全性に悪影響を及ぼす可能性は低い。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
79	28年 11月29日	28年 12月19日	外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。 ・買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 【具体的要望内容】 ・金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略を可能とする観点から、外国において主として金融関連業務を営む会社買収時の、業務範囲規制の適用猶予を要望するもの。 【要望理由】 ・外国において金融関連業務を営む会社を買収する際、買収対象となる頂点金融機関が子会社対象会社である場合は、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の会社が存在する場合でも、原則5年間の業務範囲規制の適用猶予が認められている(平成26年銀行法改正)。また、買収対象となる頂点金融機関が、銀行業を営む外国の会社である場合は、当該会社の業務範囲規制は、原則として現地法令に照らして判断することとされている。 ・他方、買収対象となる頂点金融機関が主として金融関連業務を営んでいたとしても、銀行の子会社が営むことができる業務以外の業務を一部でも営んでいる場合は、5年間の猶予措置の適用はなく、買収そのものが認められず、金融グループの柔軟なクロスボーダー買収戦略の阻害要因となっている。 ・原則5年以内に売却、業務取止めを行うのであれば、買収対象となる金融グループのどのエンティティが銀行の子会社が営むことができる業務以外の業務を営んでいても、銀行グループの健全性への影響に然程違いはなく、同等の措置をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁
80	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行系リース会社による不動産オペレーティングリースの解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法上、銀行グループに属するリース会社が行う不動産リース業務について、特段制限は設けられていないが、監督指針において、「不動産を対象としたリース契約に当たっては、融資と同様の形態(いわゆるファイナンスリース)に限る」こととされている。 【具体的要望内容】 ・銀行グループに属するリース会社による不動産オペレーティングリースの解禁。 【要望理由】 ・本規定は、他業禁止の観点から同指針の後段の「一般向け不動産業務等の子会社対象会社が営むことができる業務以外の業務」を禁止する趣旨と理解されるものの、オペレーティングリースが必ずしも一般向け不動産業務に該当するとは限らないため、他業リスクを排除しつつ、不動産オペレーティングリースを取組むことは可能と思われる。 ・不動産有効活用等のお客様のニーズに対応し、不動産マーケットの活性化に寄与する観点から、前段の規定の削除をご検討頂きたい。	都銀懇話会	金融庁
81	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行本体でのオペレーティングリース契約の媒介の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法上、銀行本体ではファイナンスリースの提供及びその代理又は媒介のみが認められており、オペレーティングリースの提供および代理又は媒介は認められていない。 【具体的要望内容】 ・銀行子会社の提供するオペレーティングリースに限り、銀行本体での媒介の解禁。 【要望理由】 ・近年、お客さまの金融ニーズが複雑化、多様化する中、顧客接点を持つエンティティがグループ各社と連携して、より総合的な金融サービスをワンストップで提供していく必要性が従来以上に高まっている。 ・現行法上、銀行が媒介可能なリース形態はファイナンスリースに限られているが、媒介のみであれば、他業禁止の趣旨に照らしても、異業種リスクが混入するおそれは限定的と考えられ、銀行子会社の提供するオペレーティングリースに限り、銀行本体での媒介の解禁をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
82	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行代理業者の主たる兼業業務の要件緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・貸付等を主たる業務とする者が貸付の代理または媒介を行うことは原則不可とされ、預金等担保貸付の代理または媒介に限り可とされている（銀行法施行規則34条の37第7号、「主要行等向け総合的な監督指針」Ⅷ-3-2-2-4及び別紙6）。 【具体的要望内容】 ・「主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証または手形の引受その他の信用の供与を行う業務」である者（すなわち貸金業者・クレジット業者・保証業者）についても、所属銀行と銀行代理業者の間の利益相反行為等が生じる恐れが僅少と認められる一定の場合は、預金等担保貸付以外の貸付の媒介を認めていただきたい。 【要望理由】 ・金融グループ内のカード会社、貸金業者（以下、「貸付等を主たる業務とする者」）等において貸出対象としていない顧客（例えばカード加盟店や貸金業者が兼業する他の業務の顧客）から借入の申出があった場合、当該「貸付等を主たる業務とする者」等による貸出の媒介が可能になれば、所属銀行のチャネルの多様化につながるほか、顧客利便性の向上にも資すると考えられる。 ・現行法が「貸付等を主たる業務とする者」等による預金等担保貸付以外の貸付の媒介を原則として禁止している趣旨は、所属銀行と銀行代理業者の利益が相反することを防止するものであると考えられるところ、例えば、①所属銀行と銀行代理業者が親子関係や銀行持株会社傘下の兄弟会社関係にあるなど、構造的に利益相反が生じるおそれが低い関係にあって、かつ、②当該銀行代理業者が借入の申出をWEBなどの非対面に限定して受付け、審査に関与しない場合は、斯かる利益相反が生じるおそれは低いと考えられる。 ・そのため、顧客ニーズや顧客利便性に鑑み、上記等の一定の条件を満たして利益相反行為等が生じるおそれが僅少な場合は、「貸付等を主たる業務とする者」等による銀行代理業務として貸付の媒介を認めて頂きたい。	都銀懇話会	金融庁
83	28年 11月29日	28年 12月19日	外国銀行代理・媒介業務に係る規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。 【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法施行規則13条の2では、国内銀行が親子・兄弟会社である外国銀行の代理・媒介業務は国内外の制限なく認められる一方、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の代理・媒介業務は、外国において行う場合にのみ認められている。 【要望理由】 ・海外赴任者は渡航する前に外国銀行の口座開設手続きを行いたいというニーズがあるものの、現行規制では、国内銀行が親子・兄弟会社ではない外国銀行の業務の代理・媒介は国内において行うことができないため。 ・外国銀行の代理・媒介業務について最終的な商品・サービスの提供が海外において行われる場合には、勧誘や取次手続きなどの一部の媒介行為が国内において行われることが認められても、利用者は当該商品・サービスを渡航先の海外で利用することが前提となるため、国内の顧客保護を図るという現行規制（適用地域の制限）の趣旨との整合性は図ることが可能。 ・また、国内において認められる代理・媒介業務が口座開設手続き等に限定されるのであれば、国内銀行との資本関係に関わりなく、外国銀行がわが国に支店や現地法人を設置するのと同様の業務を行えるようになるとはいえないと考えられるため。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
84	28年 11月29日	28年 12月19日	海外における銀行代理業務の委託に係る規制の柔軟化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法第2条第14項各号に掲げる行為（銀行代理業務）を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、当該委託先が子会社である銀行業を営む外国の会社である場合を除き、当局の認可が必要とされているが（法8条第3項）、当該認可基準では、当該委託先の財産的基礎や業務遂行能力、社会的信用、他業の状況などについて審査することとされている（施行規則第10条第2項第2号）。また、審査にあたっては第34条の37各号（銀行代理業の許可の審査）に掲げる事項に配慮するものとされている（施行規則第10条第3項）。 【具体的要望内容】 ・銀行法第2条第14項各号に掲げる行為（銀行代理業務）を、外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときの認可基準に関して、現地規制との重畳的な規制適用を回避する観点から、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化を要望するもの。 【要望理由】 ・海外では、現地慣習等に則り、銀行代理業またはそれに類する法規制を制定している国が存在。当該国に営業を営む銀行（地場銀行および現地法人化した外国銀行等）は原則当該国の法規則に則り、銀行代理業を行っている。一方で邦銀は、当該国の法規則に加え、本邦銀行法における銀行代理業の要件を重畳的に遵守する必要があるため、受託銀行の合意を得ることができず、外国において銀行代理業を行うことが困難な場合がある。 ・昨今、海外に進出する日系企業の顧客ニーズは多様化しており、従来の地場通貨のファンディングや資本関連の被仕向海外送金やグローバル商流に関する貿易関連決済のニーズのみならず、当該国の国内決済、特に日々の現金・小切手関連の入出金、国内為替、公共料金支払等の顧客ニーズが増加。一方で、各国の金融当局は、外国銀行に対し、一定の店舗規制を設けているケースが多く、自前での他店舗展開には限界があるため、十分な日常決済サービスを提供できていないのが現状。加えて、海外における邦銀のプレゼンス向上の観点から、各国の地場企業への取引拡大（特にコンベンショナル・トランザクション・バンキング）を図る際にも、当該国における日常決済の捕捉は必須。当該国の銀行および邦銀以外の外国銀行に対し、競争力のあるサービスを提供する観点からも、銀行代理業務に関して、各国の銀行代理業またはそれに類する法規制に則り、弾力的・機動的に運用することが、邦銀の将来的・永続的な海外ビジネスの成長に必要。 ・我が国銀行法との重畳的な適用を回避するとともに、邦銀の他国銀行との連携を通じたグローバルな展開を後押しする観点から、わが国銀行法の適用に関しては、現地規制に則った弾力的・機動的な運用が可能なように規定の柔軟化をお願いしたい。例えば、委託先が、銀行業を営む外国の会社である場合は、審査対象となる認可要件を簡略化して頂きたい。	都銀懇話会	金融庁
85	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行代理業者に対する規制の柔軟化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行代理業は一律規制のため、例えばフランチャイズ形式の大手コンビニエンスストアは銀行代理業への参入が困難となっており、銀行が異業種と連携したオープンイノベーションを進めづらい。 【具体的要望内容】 ・異業種と連携した銀行のオープンイノベーションを促進する観点から、個々の銀行代理業規制の趣旨や必要性を踏まえつつ、リスクベースでの規制体系に改めるなど、銀行代理業者に対する規制の柔軟化を要望するもの。 【要望理由】 ・現行の銀行代理業規制では、銀行代理業の業務に関する十分な知識を有する者の営業所ごとの配置や、専門部署の設置、銀行経験者の配置を含めた社内体制の整備、研修の受講、苦情対応など、厳しい規制が課されており、一般事業会社が銀行代理業を営むことは容易ではない状況。 ・例えば、平成18年4月の銀行代理業制度導入以降、主要コンビニエンスストアが定款を変更して銀行代理業を事業目的に追加しているが、実際に銀行代理業を開始するには至っていないのが実情。 ・異業種と連携した銀行のオープンイノベーションを促進する観点から、個々の銀行代理業規制の趣旨や必要性を踏まえつつ、当該銀行代理業者が取り扱うサービスや商品の特性、代理業者の業態、規模等に応じたリスクベースでの規制体系に改めるなど、銀行代理業者に対する規制の柔軟化をお願いしたい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
86	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行による銀行代理業務に係る規定の見直し等	【制度の現状(現行規制の概要等)】 （要望1） ・銀行法では、「銀行による銀行代理業務」（法第52条の61第1項）と一般の「銀行代理業者」（法第2条15項）とで規制に差異が設けられているものの、施行規則では、銀行業と銀行代理業とで重複する規定が存在（銀行法施行規則第34条の45（預金等との誤認防止）、同規則第34条の47（個人顧客情報の取扱い）、同規則第34条の48（顧客情報の使用に係る書面による同意等の規制）等） （要望2、3） ・平成18年4月より導入された銀行代理業制度は、それまでの銀行代理店制度に係る要件を緩和し、一般事業者が銀行の代理店となることを広く認める制度となっている。 ・銀行代理業者は決済や貸付といった経済的に重要な機能の一部を担うため、適切な業務運営がなされない場合は顧客保護に問題が生ずるおそれもあることから、参入にあたっての許可制をはじめ、健全かつ適切な運営の確保など銀行に準ずる、または銀行と同様の対応を求められている。 （要望4） ・銀行法第52条の51・銀行法施行規則第34条の60では、銀行代理業を営む全ての営業所において、所属銀行の説明書類等の備え置きもしくは電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示し、公衆の縦覧に供することが求められている。しかしながら所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等の縦覧をする顧客はネットユーザーであることが通常であり、顧客自身でインターネットで説明書類等を容易に閲覧可能。 （要望5） ・銀行代理業における特定預金等契約の法定書面（契約締結前／時交付書面）の交付は、所属銀行（委託元）と銀行代理業者（委託先）の双方で義務付けされている。 （銀行法52条の45の2、準用金商法第37条の3、準用金商法第37条の4） 【具体的要望内容】 （要望1） ・銀行業が行う銀行代理業の行為規制において、銀行業と銀行代理業にて重複する規定については、二重規制とならないよう規制の適用関係の見直しを要望。 ※銀行法施行規則第34条の45（預金等との誤認防止）、同第34条の47（個人顧客情報の取扱い）、同第34条の48（顧客情報の使用に係る書面による同意等の規制）等 （要望2） ・銀行代理業者が銀行である場合については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業制度に係る帳簿書類（契約の締結の媒介の内容を記録した書面）の作成及び銀行代理業に関する報告書における銀行代理業の実施状況の報告 （要望3） ・銀行持株会社グループに属する銀行間における銀行代理業については、以下の対応の非適用を要望。 銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置 （要望4） ・所属銀行がネット専業銀行である場合、説明書類等を所属銀行のホームページに掲載すれば、銀行代理業を営む全ての営業所での所属銀行の説明書類等の備え置きを不要とする。また縦覧開始の届出も不要とするよう要望。 （要望5） ・特定預金等契約の法定書面の交付は、金融商品取引法の行為規制と平仄をとる形で、所属銀行又は銀行代理業者の何れか一方の交付で可とすることを要望。 【要望理由】 （要望1） ・元々銀行として同一の規制に服していても二重に適用される部分が存在するため、金融機関の実務負担に鑑みて、適用関係の見直しを要望するもの。 （要望2） ・銀行代理業を営むにあたっては、帳簿書類（契約の締結の媒介の内容を記録した書面）の作成が求められていることから、銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録をしている。 ・当該帳簿書類の作成にあたっては、銀行代理業のうち、代理については記録を求められておらず、媒介の内容のみの記録が求められているところ、当該部分に関しては銀行代理業の処理及び計算を明らかにするという目的を達するものと位置づけるのは難しいものとなっており、本書類作成のために銀行代理業に係る契約の締結の媒介に関し記録を作成する意義が乏しい。 ・また、銀行代理業者は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならず、当該報告書においては、銀行代理業の実施状況として、預金関係・貸出金関係・為替取引関係・手数料の状況を所属銀行ごとに件数や金額等を報告することとなっている。 ・銀行代理業制度の導入当初には当該制度の活用状況等を踏まえ、制度の適時適切な見直しが検討される余地があったものの、当該制度導入より8年を経過し、当該制度の活用状況は安定しているところである。 加えて、銀行が銀行代理業者を営む場合、当該銀行代理業者は銀行として、銀行法に基づく他の業態にはないディスクロージャーに関する規程が適用されているところ、その業務及び財産の状況を開示しており、一般事業者や個人が銀行代理業を営むよりも、経営の透明性は高いと考えられる。 （要望3） ・銀行は、銀行代理業者が求められる対応以上に顧客保護に問題が生じないよう適切な体制を確保したうえ、監督当局からも適宜適切なモニタリングを受けて営業をしているところであり、銀行が銀行代理業を営むことによるお客さまへの不利益を生ずる懸念は払拭できている。殊に、銀行持株会社グループに属する銀行間において銀行代理業を営む場合、銀行持株会社が子銀行の（銀行代理業を含む）業務の健全かつ適切な運営の確保を求められていることを踏まえれば、当該銀行においては、銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置はすでに十分になされていると言え、改めて銀行代理業者として当該措置を求められることについては重複感がある。 （要望4） ・所属銀行がネット専業銀行の場合は、顧客保護を損なうことなく、金融機関の事務負担を軽減できるため。 （要望5） ・お客さまのニーズが多様化する中、銀行（もしくはグループ金融機関）が他の銀行の銀行代理業者となってグループやエンティティの垣根を越えて連携し、それぞれの特色を生かした多様な金融サービスをお客さまに提供する動きが考えられる。 ・金融商品仲介業においては、法定書面の交付についていずれか一方の交付で可とされている（金融商品取引法制に係るパブコメ結果NO.78、287頁）ところ、銀行法が特定預金等の取扱いについて金融商品取引法に準じた投資家保護ルールを定めた趣旨を踏まえれば、法定書面の交付義務についても、同法の行為規制と平仄をとる形とすることが適当と考えるもの。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
87	28年 11月29日	28年 12月19日	国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付（ツーステップローン）の要件緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・株式会社国際協力銀行（以下JBIC）は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、①本邦中堅・中小企業の海外事業、②本邦企業の外国法人に対するM&A、③海外インフラ事業、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付（ツー・ステップ・ローン（以下TSL））を実施することができる。しかしながら、その他の本邦の大企業の海外事業については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。 【具体的要望内容】 ・株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付（TSL）について、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」、「出資外国法人等（本邦大企業の海外現地法人等をいう。以下本要望において同じ。）」を加えて頂きたい。 【要望理由】 ・昨今金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達（特に長期の米ドル調達）コストは高止まりしており、低利外貨調達が可能なJBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるといえる状況。 ・一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第12条第6項第2号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない（邦銀から大企業へのTSLも、邦銀から出資外国法人等へのTSLも不可）。 ・そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られるべきものであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。	都銀懇話会	財務省
88	28年 11月29日	28年 12月19日	退職手当制度に係る退職一時金の確定拠出年金制度への移換	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・確定拠出年金制度を導入する企業が、確定給付企業年金又は退職手当制度に係る退職一時金の全部又は一部を確定拠出年金へ移換することは、確定拠出年金法第54条において認められている。 ・一方、加入者単位で、確定拠出年金への移換が認められているのは、確定拠出年金法第54条の2において、「確定給付企業年金の脱退一時金相当額」、「存続厚生年金基金の脱退一時金相当額」ならびに「企業年金連合会の規約で定める積立金」のみと定められており、「退職手当制度に係る退職一時金」の移換は認められていない。 【具体的要望内容】 ・退職手当制度に係る退職一時金について、加入者単位で、確定拠出年金への移換を可能としていただきたい。 【要望理由】 ・我が国においては、退職一時金制度を導入する企業が全体の約75%を占めるなど、広く退職一時金が普及している。しかしながら、退職一時金は預貯金のみで運用されているケースが多い状況である。 ・退職一時金の確定拠出年金制度への移換は、公的年金を補完する確定拠出年金制度の更なる普及に資するものであり、個人の効果的な資産形成にも繋がり得るものと考える。 ・また、我が国の家計部門における金融資産約1,700兆円のうち、その多くを占める預貯金の一部が、投資信託等の運用資産にシフトされることによって、「貯蓄から投資へ」の流れを後押しすることも期待できる。	都銀懇話会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
89	28年 11月29日	28年 12月19日	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出（脱退一時金の支給）が認められていない。 ・例外要件として、「1.5万円以下の小額」（確定拠出年金法施行令第59条第2項）、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」・「25万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」（確定拠出年金法施行令第60条第2項）が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出（脱退一時金の支給）は認められていない。 【具体的要望内容】 ・確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出（脱退一時金の支給）要件として認めていただきたい。 【要望理由】 ・企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。 ・外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 ・一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出（脱退一時金の支給）を行うことができず、手数料を支払わなければならない。	都銀懇話会	厚生労働省
90	28年 11月29日	28年 12月19日	投資法人法制の見直しに係る所要の措置	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・投資法人が投資可能なインフラ資産は「再生可能エネルギー発電設備」および「公共施設等運営権」に限定 【具体的要望内容】 ・投資法人が投資可能なインフラ資産の範囲拡大（道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）。 【要望理由】 ・平成27年4月に社会インフラ整備への民間資金活用を更に加速させるべくインフラファンド市場が創設されたが、投信法が規定するインフラ資産は今なお限定的であり、投資法人の市場参加（インフラ市場拡大）の足枷となっていることから、東証の有価証券上場規程に規定されるインフラ資産等までの対象資産拡大が必要（道路・空港・鉄道・船舶・送電網・パイプライン等）。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
91	28年 11月29日	28年 12月19日	営業時間に係る規制の柔軟化	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・現行法上、営業時間について「午前九時から午後三時まで」とされており、これを短縮する場合は「当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により必要がある場合」「当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合」にのみ営業時間の変更を行うことができるとされている。 ［具体的要望内容］ ・顧客利便性を著しく損なわないことおよび店頭掲示等による顧客周知を徹底することを前提に、営業時間の柔軟化を図るべく、営業時間短縮を可能とする要件の一つである銀行法施行規則第16条第3項第1号（当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合）を廃止願いたい。 ［要望理由］ ・従来にはないネット銀行や、ネット支店等が顧客に浸透してきており、営業時間の概念が従来から変化している。また、今後FinTechの進展により従来型の店舗にとらわれないさまざまなチャネル展開が想定される。 ・加えて、顧客のライフスタイルや価値観は多様化しており、従来型の9～15時の画一的な営業時間では、勤務時間中に銀行を訪れることが困難な現役層のニーズに必ずしも応えきれていない。 ・他方、銀行の人員にも限りがあるため、現行制度下において特段制約のない営業時間の延長のみにより顧客ニーズを満たすには限界がある。 ・多様化する顧客ニーズに対応すべく、「営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情」にとらわれずに、例えば、9時から15時に相当する6時間以上の営業時間を確保しつつ、12時から18時、14時から20時の営業時間とする等、柔軟な営業形態を機動的に展開するため、銀行法施行規則第16条第3項第1号を廃止願いたい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
92	28年 11月29日	28年 12月19日	貸金業法の規制緩和による特定融資枠契約締結の許容・円滑化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律（以下「特定融資枠法」）第2条に定める手数料は、同法第3条により利息制限法第3条及び第6条並びに出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」）第5条の4第4項の適用が除外される（＝みなし利息等に含まれない）。 ・一方、特定融資枠契約上の貸主が貸金業法第2条第2項に定める貸金業者「以下「貸金業者」」である場合は、貸金業法第12条の8第2項の規定により当該手数料がみなし利息に含められ、利息制限法第１条に定める利息制限の適用を受けることとされている。 【具体的要望内容】 ・特定融資枠契約に基づき貸金業者が受領する同法第2条に定める手数料（コミットメントフィー等）のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額としていただきたい。 【要望理由】 ・現在、企業の短期資金調達手段又は流動性確保手段として広くコミットメントライン及び長期資金調達手段としてのコミット型タームローン（コミットメントラインと異なりリボルビングせず、又、長期資金の借入が可能なコミット期間付の証書貸付）という手法が認知されているところ、かかる普及には特定融資枠法の寄与するところが大きい。顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が同法に定める特定融資枠契約に該当するものである場合、当該契約に基づき受領する手数料（以下、「コミットメントフィー等」）は、同法第3条により利息制限法及び出資法に基づく上限金利規制の適用対象外とされるためである。 ・しかし、改正後の貸金業法に利息制限法及び出資法とは別の新たな上限金利規制が規定され（同法第12条の8第1項）、平成22年6月に同法が完全施行された。特定融資枠法第3条ではコミットメントフィー等が貸金業法第12条の8第2項に定めるみなし利息に含まれることを阻止していないため、貸金業者については、顧客と締結したコミットメントライン契約又はコミット型タームローン契約が特定融資枠法に定める特定融資枠契約に該当する場合でも、受領するコミットメントフィー等は貸金業法上の上限金利規制が適用されることになっている。 ・シンジケーション・マーケットでは、銀行等の金融機関のほか、貸金業者（リース会社、証券会社等）も重要な投資家の一部を形成しているが、上記事情から貸金業者のみコミットメントフィー等を受領できない懸念があり、シンジケーション方式のコミットメントライン取引又はコミット型タームローン取引への参加を躊躇する、見送らざるを得なくなることが発生している。また、借主は投資家層が狭まることで市場での調達余力を削がれることにもつながっている。 ・貸金業法12条の8第2項は、「貸金業者が利息以外の名目により高金利を収受すること」を防止する趣旨であるところ、貸金業者が銀行等の組成するシンジケーションの貸出人としてコミットメントフィー等を受領する場合については銀行等によって貸出条件に一定の規律付けが行われていることから、当該場合に限定すれば、利息制限法第1条を潜脱する目的で濫用されるおそれは小さいと考えられる。 ・また、特定融資枠契約では、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考えられる。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する（すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する）対価であることとも整合的と考えられる。 ・以上を勘案すると、貸金業者が受領するコミットメントフィー等のうち、銀行等が組成するシンジケーションの貸出人として配分を受けるものについては、貸金業法第12条の8第1項の適用にあたって、利息制限法第1条に規定する利息上限の計算の基礎を、元本ではなく特定融資枠契約に基づく極度額として頂きたい。	都銀懇話会	金融庁 法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
93	28年 11月29日	28年 12月19日	「特定融資枠契約に関する法律」が対象とする融資契約の範囲等の弾力化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定融資枠契約に関する法律の適用対象（以下、適格借入人）は借り手の属性により限定されている。 ・特定融資枠契約に関する法律に基づき、出資法等の適用除外となる手数料は、コミットメントライン契約に係る手数料とされている（当該契約の変更等に係る手数料を含むかが不明確）。 【具体的要望内容】 ・借手の属性に関らず、借手保護の必要性がないことが融資契約上明らかな場合について、本法の対象とする。それが困難な場合は、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。 ・本法の適用対象の手数料が、当該特定融資枠契約に係る変更手数料等を含むことが明確になるよう措置。 【要望理由】 ・コミットメントライン契約は、借主の機動的な資金調達を可能とする有用な手段であるところ、借手保護の観点から、適格借入人は、一定の契約交渉力を有する大会社等や一定のSPCに限定されている。 ・その趣旨に鑑みれば、例えば、近年ニーズが拡大しているコンストラクション・ローン（開発・建設型ファイナンス）のように、引き出しの予定時期及び金額を予め示して一定金額までの融資を約する契約などは、顧客の依頼に基づく契約であることが明らかであるため、圧力販売等の懸念がない。このように、借手保護の必要性のないことが明らかなものについては、借手の属性に係らず本法の対象とすることが適当である。 ・また、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約は、現行法上、利息制限法の対象となるが、借主は一方的な意思表示により極度額の範囲で自由に借入が可能であるところ、借主側の作為で極度額まで借入を行わず、結果として元本に対する実効利率が上限金利を超えた場合まで、貸主側の作為性を前提とする潜脱防止措置を適用する必要はなく、特定融資枠契約に関しては、利息制限法第1条を元本ではなく極度額に対して適用すればその趣旨は十分果たされると考える。したがって、上記措置が困難な場合には、少なくとも、借り手属性要件を満たさない特定融資枠契約については、利息制限法第1条の適用にあたって、利息上限の計算の基礎を元本ではなく極度額に変更して頂きたい。こうした枠組みは、コミットメントフィーが当該極度額を許容する（すなわち極度額が元本として引き出される可能性に対する）対価であることとも整合的と考えられる。 ・また、手数料に係る第3条の文言では、本法の対象がコミットメント手数料に限定されると解釈されうるところ、契約変更手数料等についても、権利付与の対価である点は同様であることから、この点を明確化する必要がある。	都銀懇話会	金融庁 法務省
94	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行等が貸金業者から譲受けた貸付債権に係る貸金業法の適用除外	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行が貸金業者から譲受けた貸付債権については、貸金業法第24条により、同法に基づく規制（注）が適用されている。 （注）貸金業法に基づく主な規制内容 ・貸金業者の貸付に係る契約に基づく貸金債権を譲受した者は、当該債権の債務者に対して契約内容を明らかにする書面を交付しなければならない。 ・契約書面の交付（貸付にかかる契約（含む変更契約）・保証契約締結前後に保証人などに、多岐に亘る項目を記載した文書を交付しなければならない規制） ・受取証書の交付（債権の全部又は一部について返済を受けた際に都度、受取証書（課税文書）を交付しなければならない規制） ・債権証書の返還（完済した場合は必ず返済者に債権証書を返還しなければならない規制） 【具体的要望内容】 ・貸金業法第24条の規制の適用対象から、①銀行等、②預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する「会社分割等の際に当該金融機関から承継した債権」及び「当該債権の債務者に対する会社分割等の後に発生した債権」を譲渡する場合を除く。 【要望理由】 ・銀行は銀行法の規定に基づき貸付業務を実施し、金融庁の検査・監督も受けている。この中で、契約内容等に関する顧客説明についても対応しているところ。銀行が保有する貸付債権について貸金業法の規制が重複して適用されることは明らかに過剰であり、実務的な負担も大きい。 ・また、債権者は同じ銀行であるにも関わらず、一部の貸付債権についてのみ書面交付等の取扱いが異なることについて、債務者、保証人への説明も困難である。 ・業態を超える再編や提携が進行する中、今後、銀行が貸金業者から貸付債権を譲受けるケースの拡大が見込まれることから、本規定の適用対象から銀行を除外するよう要望する。 ・また、貸出債権流動化市場の活発化を促すには、債務者保護に適切な配慮がなされている場合について通知を不要とすることが必要。こうした見地より、預金保険法第2条に定める金融機関から会社分割等によって設立された子会社が保有する債権を譲渡する場合については、通知を不要とすべき。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
95	28年 11月29日	28年 12月19日	一般投資家へ移行可能な特定投資家に対する告知の有効性について	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・一般投資家（以下、「アマ」）へ移行可能な特定投資家（以下、「プロ」）との金融商品や特定預金等の契約にあたっては、金融商品取引法第34条/銀行法第13条の4において準用される一般投資家として取り扱うよう申し出ができる旨の告知（以下、「アマ成り告知」）が必要。 ・法令上求められるアマ成り告知は、金融商品取引法施行後、最初の金融商品取引契約/特定預金契約等を締結するまでに行う必要がある。 ・また、一度有効なアマ成り告知を実施していれば、以降の同じ種類の契約（デリバティブ、有価証券、特定預金等）についてのアマ成り告知は法令上求められない。ただし、アマ成り告知は契約の「申込を・・・・受けた場合」（金融商品取引法第34条）に行う必要があり、金融商品取引契約/特定預金契約等に紐付かないアマ成り告知は、同条に基づく告知としては認められない。 【具体的要望内容】 ・アマへ移行可能なプロに対する告知の有効性について、以下のケースにおいて当該契約種類の告知が成立したと考えられることを認めていただきたい。 ① アマへ移行可能なプロに対して、商品勧誘時にアマ成り告知を実施し、顧客から「アマへの移行を希望しない」旨の回答があったが、商品の契約に至らなかった場合。 ② アマへ移行可能なプロが商品の契約締結がないままアマへの移行を希望し、アマへ移行した後に、当該顧客よりプロへの復帰申し出があった場合。 【要望理由】 ・①、②いずれのケースも、顧客は特定投資家制度について理解していると考えられる。また、顧客はいつでもアマへの移行を申出ることが可能であるため、顧客保護上の観点からも問題は無いと考えられる。	都銀懇話会	金融庁
96	28年 11月29日	28年 12月19日	外貨預金の金商法準用の廃止等	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・外貨預金は特定預金等（銀行法第13条の4、銀行法施行規則第14条の11の4第2号）に該当し、金融商品取引法（以下、「金商法」）が準用される。外貨預金の口座開設や、定期預金の預入手続には一連の金商法対応が必要。 【具体的要望内容】 ・法人の流動性外貨預金を金商法準用の対象外としていただきたい。 【要望理由】 ・外貨預金の主なリスクは為替変動による円貨ベースでの元本割れのリスクであるが、変動相場制移行から30年を経て、殆どの預金者にとって当該リスクは一般的であり、リスクを十分に理解していると考えられる。特に、法人の流動性外貨預金は、海外企業との事業取引の決済用のために開設されるケースが殆どであり、顧客は外貨債権もしくは債務の保有者である為、事業において既に為替リスクを包含する取引の経験があると推定される。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
97	28年 11月29日	28年 12月19日	自己査定における貸出条件緩和債権の卒業基準の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・「貸出条件緩和債権」の卒業基準については、主要行等向けの総合的な監督指針に、①「当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合」、②「当該債務者の債務者区分が正常先となった場合」、③「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合」、④「債務者が中小企業であって、かつ、貸出条件の変更を行った日から最長1年以内に当該経営再建計画を策定する見込みがあるとき」と明記されている。 【具体的要望内容】 ・実態的に債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていないことが合理的に説明可能な場合として、「貸出条件緩和債権」の卒業基準に以下を追加する。 「正常な運転資金を超過した短期貸出の継続対応により「貸出条件緩和債権」と判定したが、その後の反復継続対応時に正常な運転資金の範囲内に収まっており、経営再建支援目的でないことが合理的に説明可能な場合」 【要望理由】 ・実態的には経営再建支援目的に該当しなくなった場合でも、現行ルールでは不良債権として開示し続けなければならない。 ・再成長支援を行う中、本要望実現により貸出条件緩和債権の卒業基準が緩和されれば、従来、前向きなリファイナンス対応等が困難だった顧客に対して、成長支援が容易となる。 ・また、本要望が実現されれば、債務者の状況変化等をより精緻に反映した自己査定・信用リスク管理態勢の実施・構築が可能となる。	都銀懇話会	金融庁
98	28年 11月29日	28年 12月19日	外国清算機関における証券決済に係る免許取得義務の例外規定の創設	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現行金商法は、証券清算機関に金融商品債務引受業者としての免許取得を義務付け。 平成23年度以降、外国清算機関にも同様の義務を課している。 ・現時点で上記免許を取得済の外国清算機関はなく、一部機関について金融庁告示(金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件)により免許取得が免除されている状況。 【具体的要望内容】 ・証券決済を行う外国清算機関については、一定の要件の下、金融商品取引法上の金融商品債務引受業にかかる免許取得が免除される枠組みを要望するもの。 【要望理由】 ・本邦金融機関にとって、米国債等の外国有価証券にかかるレポ取引は、通常時だけでなく緊急時においても外貨資金繰りの観点から極めて重要な外貨調達手段となっている。特に、レバレッジ比率規制等の国際規制強化を受け、レポ取引は清算機関を通じて行うことが茲許グローバルスタンダードとなっていることから、外国清算機関を通じたレポ取引の体制整備が必要不可欠。 ・しかしながら、差金決済を原則とするデリバティブ取引と異なり、現物授受を前提とする証券決済は、証券発行国の証券決済システムとの接続が不可欠であるため、当該国(地域)の法令に基づき当該国(地域)内で完結することが一般的。この場合、証券決済を行う外国清算機関には、現地法令に加え本邦金商法を遵守するインセンティブはなく、現実に証券決済に関し金融商品債務引受業の免許を取得している外国清算機関は存在しない。 ・この点、米英の外国清算機関については金融庁告示により免許取得が免除されているため、足許の問題は回避されているが、当該告示の期限が本年12月末日となっているため、年末越えとなるレポ取引の法的有効性や、翌年以降の取扱が不明確となっている。また、本告示では、米英以外で清算集中される債券(例えばフランス国債など)が全くカバーされていない等の問題もあり、このままでは緊急時の外貨流動性補完(HQLA)の資金化にも支障を来しかねない。 ・かかる状況を受け、本要望は、一定の要件(例えば、金商法と同等の外国法令に服し、且つ国外でのみ業務を行うこと等)を満たす外国清算機関については、金商法上の免許取得を恒久的に免除する枠組みを導入することで、本邦金融機関の外貨資金繰り上の懸念点の解消を求めるもの。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
99	28年 11月29日	28年 12月19日	登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越に係る規制の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・登録金融機関における証券取引に係る総合口座貸越（金商業等府令第149 条の2）において、「一月以内に返済を受ける貸付けに限る」「信用の供与が十万円を超えることとならないこと」「累積投資契約に限定」と規制されている。 【具体的要望内容】 ・上記規制の撤廃。 【要望理由】 ・本規制のそもそもの主旨は「過当投機の抑制や、過剰与信を防止して利用者保護を図ること」と理解している。 ・一方で、銀行の総合口座貸越は当該個人が保有する定期預金金額等の90%までとなっており、「貸付（信用の供与）」と表記するものの、性質的には「一時的な立替払い（本人の保有金融資産の中での払い出し）」に過ぎずバックファイナンスには該当しない。 ・平成21年に上記現状の通りに「規制緩和」されたものの、銀行にとって実務的には直接の規制緩和になっておらず、システム開発においても当該条件がネックとなり、投資するにも費用が嵩む状況。 ・顧客にとっても、「普通預金残高が不足している際には貸越機能を利用して支払う」という契約内容の中、わざわざ「但し、証券取引は除く」とすることへの理解が得られない。	都銀懇話会	金融庁
100	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行グループへのIFRSの任意適用の解禁	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現在の銀行法の下では、銀行及び銀行持株会社のIFRS適用は不可 【具体的要望内容】 ・銀行及び銀行持株会社が一般事業法人同様にIFRSの任意適用を検討できるよう、銀行法施行規則別紙様式の改定を要望するもの。 【要望理由】 ・2010年3月期よりIFRS任意適用が可能とされ、平成28年6月現在、IFRS適用済会社数75社、IFRS適用決定会社数39社の計114社が任意適用を実施。一方、銀行及び銀行持株会社では銀行法においてIFRSの任意適用が許容されていない。 ・実際のIFRSの任意適用にあたっては、各銀行グループにおいて任意適用による各種の銀行法の適用関係の影響調査などが必要であるが、現状は、銀行法上任意適用そのものが許容されていないため、制度の前提が確認できずそうした検討もできない状況であり、まずはIFRSの任意適用の許容と各種銀行法の規定との関係整理などの制度整備をお願い致したい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
101	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行単体に対する自己資本比率規制、開示規制の免除	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現在の銀行法の下では、すべての銀行に対して単体自己資本比率規制を課している。 【具体的要望内容】 ・連結財務諸表を作成している銀行又は連結財務諸表を作成する銀行持株会社の子銀行は単体の自己資本比率規制や開示規制を免除することを要望するもの。 【要望理由】 ・バーゼル規制の基本理念に基づけば、連結ベースが規制対象であり、(子)銀行単体に対しては規制を求めず、開示義務も課していない。一方、本邦においては、(子)銀行単体についても規制及び開示義務が課されており、諸外国対比負担が大きい。 ・グローバルに活動する金融グループを巡る国際的な議論では、持株会社を中心とした金融グループ全体としての健全性を、持株会社の所在する母国当局が責任をもって監督していくべきとの流れもあるなか、改めて我が国における健全性規制の在り方について再検討を要望するもの。 ・IFRSの任意適用の検討にあたっても、会計基準間差異があり、時価の範囲等が異なる財務諸表に基づき、規制されることにより、連結と単体で二重に異なる規制が入り、行内管理が複雑化することに加え、リスクアセットを二重に計算する必要があり、IFRSの任意適用検討開始の阻害要因となっている。	都銀懇話会	金融庁
102	28年 11月29日	28年 12月19日	貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット(以下、RWA)額の算定にあたって、マチュリティは算式の構成要素 ・原則、一年に満たない取引は一年として計測する規定となっているものの、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務等については、例外として上述の一年の下限(以下、フロア)を適用しないもの ・フロアの適用外となる取引が貿易関連偶発債務(LC発行、LCコンファメーション)に限定されており、LCフォーフェイティングはじめ、その他のLC関連取引については一年未満の取引についても一年として測定 【具体的要望内容】 ・上記の'短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務'を'短期かつ流動性の高い貿易関連取引'に改定し、偶発債務に限定しない内容に変更 【要望理由】 ・本邦規制とバーゼル銀行監督委員会の見解が異なり、邦銀は(欧米を中心とする)外国銀行対比過大なRWAを計測している可能性があるため	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
103	28年 11月29日	28年 12月19日	提携教育ローンに対する改正割賦販売法の一部適用除外	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・銀行等が扱う提携教育ローンについては、銀行等と提携先の学校との間に「密接な牽連関係」が存在するとして、改正割賦販売法の規制の対象となっている。 ・銀行等は「支払い可能見込額」の算出及び過剰与信防止についての義務を負うほか、指定信用情報機関CICに個人信用情報の照会を実施すると共に個人信用情報の提供を行う等の対応が必要。 ［具体的要望内容］ ・提携教育ローンを、割賦販売法の一部適用除外として頂きたい（以下は除外条件を適用せず）。 ・特定商取引法の販売類型に該当する役務（特定継続的役務の提供契約） ・民事ルール関係（法第35条の3の17から19まで） ・信用情報関係（法第35条3の56から57まで） ※信用情報の除外条件は、支払停止の抗弁および延滞督促に対する実効性確保を目的とするもの。信用照会を行わず、基礎特定信用情報の登録のみを行う。 ［要望理由］ ・平成20年の割賦販売法改正により、銀行等が扱う提携教育ローンも、同法の規制対象となったことを踏まえ、登録業者としての対応負担の増加等を背景に、一部の銀行では提携教育ローンの取扱いを停止・縮小した。 ・一方、提携教育ローンは、学生獲得を目的とした営業活動の側面はほとんどなく、当該学校による就学支援（奨学金等で補えない対象者への補助）の性格が強いことから、学校側からの復活要請は強い状況にある。 ・営業活動の側面が特に強い契約形態は「特定継続的役務の提供契約」であるが、本役務を規制緩和対象外とすれば、そうした契約形態に関しては、割賦販売法の下で、引き続き適切な対応を行っていくこととなる。 ・なお、学校と消費者間の代表的なトラブルは「学納金返還請求事件」であるが、平成18年に最高裁判決が出ており、学費の返還請求は可能との整理が行われていることにも鑑みれば、解決できないトラブルの発生は限定的と考えられる。 ・これらのことから、提携教育ローンを一部適用除外とする規制緩和を行っても、消費者トラブルが発生する可能性は限定的と考えられ、むしろ、金利を含む顧客向けサービス改善、学校側の事務負荷・運営リスク軽減や就学支援の選択肢の拡大等に資することが可能と考えられる。	都銀懇話会	経済産業省
104	28年 11月29日	29年 1月16日	外国口座管理機関資格制度に係る手続きの負担軽減	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・社債、株式等の振替に関する法律（社振法）及び関連省令に基づき、海外金融機関等が海外投資家の対日投資に係る業を行う際に、金融庁、日本銀行、証券保管振替機構から取扱う内容に応じて承認を取得する必要がある。 ［具体的要望内容］ ・海外投資家の対日投資促進の観点から、ウェブサイトにおける情報公開、提出書類の整理など、上記資格制度に係る手続きの負担軽減についてご検討頂きたい。 ［要望理由］ ・海外投資家の対日投資に係る制度を簡素化することにより環境を整備し、海外投資家の対日投資を促進させる。	都銀懇話会	金融庁 法務省 財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
105	28年 11月29日	28年 12月19日	基準議決権数超過保有・解消に係る届出の廃止	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法及び独占禁止法上、銀行は会社の議決権の5%超（銀行持株会社においては15%超）の保有が禁止されているが、いずれも発行体による自己株式取得等により議決権保有割合が5%を超過した場合は1年間の解消猶予期間が与えられている。 ・然し乍、銀行法と独占禁止法では手続上の違いがあり、銀行法上のみ5%超過時に「別紙様式4-17」による超過の届出、解消時に「別紙様式4-19」による解消の届出が必要。 ・なお、独占禁止法第11条においては、議決権の5%超の保有が原則禁止されている一方で、同法上、自社株買い等により、やむを得ず議決権保有割合が5%を超えて保有する場合について、公正取引委員会への届出が必要といった記載はなく、1年を超えて5%超を保有する際に公正取引委員会の認可が必要である旨の記載があるのみとなっている。 【具体的要望内容】 ・銀行法上の扱いについて、「別紙様式4-17」、「別紙様式4-19」による届出を廃止頂きたい。 【要望理由】 ・実務上、担保権の実行や会社の自己株式取得等により、基準議決権数の超過に至るケースは相応にあり、超過・解消の都度金融庁へ届出をする事務負荷は小さくないため。	都銀懇話会	金融庁
106	28年 11月29日	28年 12月19日	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」に基づいて作成する株式等保有状況の作成基準見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」において、銀行（銀行持株会社）は公開企業が発行する株式等の保有残高を、子会社・関連会社分を合算して※1、資本（Tier1）※2の範囲内に収めなくてはならないと定められている。 ・銀行（銀行持株会社）は半期毎に金融庁に提出する「決算状況表」の「5.株式等保有状況」を以って、株式保有残高並びに保有制限遵守状況を同庁へ報告している。 ※1：証券会社等（特定子会社）の保有残高を除き、関連会社保有分は持分比率相当分を合算。 ※2：Tier1から特定子会社の資本を控除し、関連会社の自己資本は持分比率相当分を合算。 【具体的要望内容】 ・「決算状況表」の「5.株式等保有状況」作成にあたり、使用する株式等の保有残高及びTier1について、有価証券報告書にて開示されている計数を使用することにつき許容頂きたい。 ・株式等の保有残高　→　有価証券報告書に記載されている「その他有価証券」のうち、公開企業のみの計数 ・Tier1　→　有価証券報告書に記載されている「連結におけるTier1資本の額」 【要望理由】 ・分子となる保有株式残高並びに分母となるTier1は別途、内閣府令、金融庁告示に定められている調整を行う必要があることから、集計並びにデータ収集にあたり、相当に高い業務負荷が発生。有価証券報告書に記載されている連結ベースは子会社・関連会社も含んでおり、グループベースでの株式等の保有状況について把握できると思われる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
107	28年 11月29日	28年 12月19日	商品先物取引法における六年ごとの外務員登録更新の撤廃	［制度の現状(現行規制の概要等)］ ・店頭商品デリバティブ取引の勧誘等の行為を行うにあたっては、外務員の登録が必要とされており、外務員の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うとされている。（商品先物取引法第200条） ［具体的要望内容］ ・外務員登録後、六年ごとに更新を受けなければならないという規定を撤廃していただきたい ［要望理由］ ・まず、銀行が取り扱うデリバティブ取引は、事業会社等の金利上昇リスク、為替変動リスク、商品価格変動リスク等のヘッジを目的としたものが大宗であり、個人を対象としたデリバティブ単体取引は行っていない。その中でも店頭商品デリバティブ取引については、金利スワップ等に比べ販売対象となる事業会社が限定的、かつ規制対象外または特定委託者に該当しない場合であっても、特定当業者に該当することが多く、所謂プロに該当する顧客の割合が金商法よりも多いという事実がある。 ・また、デリバティブ取引の勧誘等を行うにあたり、外務員は店頭商品デリバティブ取引のみならず、デリバティブ取引に関する幅広い知識を具備する必要があることから、銀行は日本証券業協会、金融先物取引業協会および日本商品先物取引協会がそれぞれ外務員登録時に求める試験・研修以外にも職員に対し様々な研修コンテンツ・研修機会等の提供を行い、十分な顧客保護・説明体制を確立している。 ・この様な中で、商先法においては、金商法で規定されていない外務員の六年ごとの更新を求めており、店頭商品デリバティブ取引を主業としていない銀行において、一万人前後の外務員の更新には、店頭商品デリバティブ取引における収益対比、多大な労力とコストが生じている状況。 ・わが国の商品市場の発展・活性化の観点からも、業者に対する過度な負担は排除すべきであり、六年ごとに更新を必要とする規定を撤廃していただきたい。 ・一方で商品市場の発展・活性化には顧客保護が大前提となることも事実であることから、外務員の更新に係る規定は、日本商品先物取引協会の「会員等の外務員の登録等に関する規則」に委ねることとし、その場合も法人のみを販売対象とする業者については、更新の対象外としていただきたい。	都銀懇話会	経済産業省 農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
108	28年 11月29日	28年 12月19日	特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象範囲の見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行は特殊関係者を新たに有することになった場合、銀行法に基づき届出を要する。 【具体的要望内容】 ・銀行の特殊関係者のうち、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的で設立する特別目的会社（以下、「SPC」）については、特殊関係者を新たに有することになった場合の届出対象外として頂きたい。 【要望理由】 ・銀行の子会社が事業目的で設立するSPCについては、件数が多い一方、特殊関係者に関する届出の趣旨である他業混入リスクは極めて低く、銀行及び銀行持株会社の経営の透明性・健全性を確保することの重要性に鑑みても、実需と効果に比して負担が大きく、上記のようなSPCは「特殊関係者」に該当しないものとして頂きたい。 ・銀行法は、その目的を達成するため、銀行や銀行持株会社が一定の行為をなす場合等において監督当局に対し届出を行うことを義務付けており、銀行法（以下「法」）53条1項8号、銀行法施行規則（以下「施行規則」）35条1項14号ないし16号は「特殊関係者」につき、新たに有することになった場合等に届出を要するものとしている。 ・ここで「特殊関係者」とは、銀行の子法人等および関連法人等を指し、それらは、アームズ・レングス・ルール（法13条の2、施行令4条の2第1項）、連結大口信用供与規制（法13条2項、施行規則14条の4）などの各種規定の適用範囲を画する概念として機能する。 ・そのため、「特殊関係者」に関する届出は、銀行法上の上記規定の適用対象となる法人等の有無につき金融庁へ情報提供する機能を有することになるが、施行規則35条1項16号が「特殊関係者がその業務の内容を変更することとなった場合」を特に届出事由と規定していることからすると、特殊関係者に関する届出の主な趣旨は、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが親銀行に及ぶことを防止するという法12条が規定する銀行本体における他業禁止の徹底をモニタリングすることにあると考えることができる。 ・これは、主要行向けの総合的な監督指針（以下、「監督指針」）Ⅴ-3-3（注1）において、施行規則35条14号に基づく子法人等又は関連法人等に関する届出の受理に当たっては、「当該子会社等の定款若しくは当該銀行と当該子会社等が締結した業務協定等により、当該子会社等が営むことができる業務を営んでいることを確認する」として、業務範囲規制を確認することが明記されていることとも整合的である。 ・現行の規制の下では、銀行の子会社が信託やリース等の事業目的でSPCを設立する場合、これらの会社が銀行の子法人等、関連法人等に該当する場合は、届出が必要となる。しかし、以下に述べる通り、当該SPCの設立等については届出を不要としても、特殊関係者に関する届出の趣旨には反しないと捉えられる。 ・銀行が子会社を新たに保有しようとする場合には、銀行経営の健全性確保の観点から、原則として金融庁の認可を受けなければならないとされている（法16条の2第4項、施行規則17条の5第2項。但し、一定の子会社については事前届出のみ（法16条の2第4項・53条1項2号））。すなわち、銀行が子会社を新たに保有する時点で、当該子会社の業務については、金融庁が認可制度（一定の場合は事前届出）に基づきその業務内容等を十分に吟味しており、当該子会社が、許容された子会社対象会社の業務を遂行する目的の範囲内で、その一環として当該目的に業務を限定されたSPCを設立するのであれば、当該SPCの設立により追加的に銀行本体に異種のリスクが混入する危険性を生じさせるものではないと理解できる。 ・そのため、当該SPCの設立等については、「特殊関係者」に関する届出を不要としても、銀行本体における他業禁止に鑑み、子法人等及び関連法人等が営む業務に起因する異種のリスクが銀行本体に及ぶことを防止するという他業禁止の徹底をモニタリングすることを可能にするという法の趣旨に反するものではないと考えられる。 ・以上のように子会社が営む事業遂行の目的でSPCが設立される場合には「特殊関係者」に関する届出の対象とならないとの制度とする場合、ここでの「特殊関係者」の概念は、施行規則35条第1項14号ないし16号でのみ使用されていることからすると、施行規則35条第1項14号で定義されている「特殊関係者」から、「銀行が認可または事前届出のもとに保有する子会社が、その許容された事業を遂行する目的のみにおいてその一環として設立するSPC」を除くことによって実施可能と考えられる。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
109	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行が営む信託契約代理業に係る財務局宛届出書の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・信託契約代理業に係る登録申請書につき、信託業法第71条第1項において「第68条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から2週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない」と定められている。 【具体的要望内容】 ・信託業法第68条第1項各号の変更届出手続きについて、変更の都度届け出る方法以外に、例えば、6ヶ月毎等、一定期間に生じた変更をまとめて届け出る方法によることも可として頂きたい。 【要望理由】 ・信託業法第71条第1項は、信託契約代理店を適切に監督するために届出義務を課しているものと思われるが、変更届出書を定期的に提出する方法を加えることにより本条文の実効性が損なわれることはないと考える。	都銀懇話会	金融庁
110	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行代理業者の子法人等に関わる変更届出書に関する規制緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行代理業者は、銀行法および銀行法施行規則に基づき、親法人等の子法人等全てについて　①商号･社名、②主たる営業所又は事務所の所在地、③代表者の氏名又は名称、④業務の種類に変更があった際は、財務省関東財務局への2週間以内の報告を要する（「子法人等に係る変更届出書」として報告）。 【具体的要望内容】 ・銀行代理業者からの届出を要する法人等の範囲およびその内容の限定 ・財務省関東財務局への報告期限の延長（報告期限の1ヶ月間等への変更） 【要望理由】 ・本届出は、銀行法第52条の39第1項に基づく届出として、届出の内容を十分精査し、当該届出が法令に違反することとならないか、業務運営の適切性、健全性に問題が生じることとならないか等についての確認に供される。 ・具体的には、親法人等およびその子法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名または名称および業務の種類について、銀行代理業の許可の申請書の記載事項からの変更を届出させることにより、銀行代理業務における利用者保護を趣旨としているものと解される。 ・この点、銀行法施行規則34条32第2項に規定される親法人等の子法人の範囲は極めて広く、実態において、利用者保護の観点から必ずしも重要度が高いとはいえないものも含まれると想定される（銀行代理業者よる①預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介、②資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介、③為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を受けようとする利用者が、契約締結の検討にあたり、親法人等の子会社等の全ての商号変更等に係る情報の提供が、利用者保護の観点から必須とはいえない場合があると解される）。 ・関東財務局宛には銀行代理業者が報告を行うが、その内容は所属銀行が週次等で情報を取り纏めた上で銀行代理業者に情報提供をしており、所属銀行および銀行代理業者双方に相応の管理負担が発生している状況。特に、特殊関係者を含む海外法人等における変更の把握については、報告･集計･確認等に相応の時間･負荷を要している。 ・銀行代理業における利用者保護の趣旨を鑑みた場合、その実態的なメリットに比して、所属銀行･銀行代理業者の管理負担が大きいのが実態との認識。 ・従って、届出を要する法人等の範囲およびその内容を銀行代理業の利用者保護に直接的な有効性を有する範囲への限定（一定規模以下の親法人等の子法人等については届出対象外とする等）、また、変更届出期限の1ヶ月間等への延長をお願いいたしたい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
111	28年 11月29日	28年 12月19日	銀行（銀行持株会社）の取締役の兼職認可の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行及び銀行持株会社の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあっては執行役）は、内閣総理大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならないとされている（銀行法第7条）。 ・内閣総理大臣は、認可の申請があったときは、当該申請に係る事項が当該銀行及び当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないと認める場合でなければ、これを認可してはならないとされている（銀行法第52条の19）。 【具体的要望内容】 ・銀行（銀行持株会社）の常務に従事する取締役が、同一グループ内の持株会社、傘下銀行、子会社の常務に従事する場合については、事前に「届出」することをもって「認可」を取得したことと看做すものとして頂きたい。 【要望理由】 ・銀行持株会社は、その子会社である銀行及び子会社対象会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことはできないとされており、また、その業務を営むに当たっては、「その子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない」とされている。（銀行法第52条の21） ・このように、銀行持株会社の取締役及び執行役が、当該銀行持株会社において、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するという職責を負っていることを踏まえれば、当該銀行持株会社の子法人等の常務の兼務については、現行規制が求める子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないという条件を自動的に満たしていると考えられる。（換言すれば、当該条件を満たさないのであれば、銀行持株会社の取締役又は執行役に就任することがそもそもできないと考えられる。（尚、就任に際しては届出が実施されている。）） ・上記の通り、銀行持株会社の取締役又は執行役が、子銀行の常務に従事する場合については、他の一般の会社の常務に従事する場合とは異なり、子銀行の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがないことを踏まえれば、一律の事前認可取得を義務付けることは過剰である。 ・グループ経営の中では、持株会社やグループ会社の取締役が、同一グループ内の他社の業務を兼職することは一般的に行われている。銀行（銀行持株会社）においても、グループ内での兼職は、グループ経営上の最適な人材配置を検討した結果によるものであり、相応の時間と手続が必要となる事前認可の取得は、機動的且つ柔軟な人材活用の妨げとなる。同認可は、総会決議、取締役会決議および対外公表よりも前に取得することが望ましいと考えられるが、一方で、情報開示および情報管理の観点からは、役員人事の内定から公表まではできる限り短期間とすることが望ましいことから、対外公表前に認可を取得できないケースもある。	都銀懇話会	金融庁
112	28年 11月29日	28年 12月19日	アームズ・レングス・ルール検証態勢の柔軟化	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・銀行法施行規則第14条の10、11、監督指針V-2(1)において「銀行グループ内において業務委託、その他の取引を行う場合に、アームズ・レングス・ルールに違反していないかにつき銀行において適切に検証が行われているか。」等のグループ内取引の検証が求められている。 【具体的要望内容】 ・アームズ・レングス・ルールの対象となる取引に係る確認・検証態勢の柔軟化を要望するもの。 ・例えば、銀行法施行規則もしくは監督指針V-2(1)において、「銀行経営の健全性に影響のある事案について検証が行われていること」などの書き振りにして頂きたい。 【要望理由】 ・現行法上、アームズ・レングス・ルールの対象となるグループ内取引については、非常に軽微・少額な取引であって全件確認・検証する態勢の整備、構築が求められており、管理負担が非常に大きくなっているほか、重要度の高い案件に重点的に経営資源を投入する等の対応が困難になっている。 ・本件規制は銀行の健全性維持を目的としたものであり、その規制対象は健全性に影響のないような軽微・少額の取引等まで須らく規制をかける必要は乏しいと考えられる。 ・確認・検証対象を、経営に影響を与える事案に限定する等、重要な取引について集中的に経営資源を投入して確認・検証する管理態勢を可能として頂きたい。	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
113	28年 11月29日	28年 12月19日	投資型ｸﾗｳﾄﾞﾌｧﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ出資金保全信託に係る受益者の取引時確認義務の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・特定事業者による取引時確認義務を、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第1項にて限定列挙される取引については、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として、除外。 ・店頭ＦＸ取引に係る顧客区分管理信託（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十三条の二第一項）の受益者との間の法律関係の成立取引等は上記にて列挙されている一方、投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2）の受益者との間の法律関係の成立取引については、上記にて列挙されていない。 【具体的要望内容】 ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条第1項第14号の2）の受益者との間の法律関係の成立取引について、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」第4条第1項にて限定列挙される取引に、追加して頂きたい。 【要望理由】 ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託の受益者（投資家）については、投資型クラウドファンディング取引の性質上、非常に多数に亘る。投資型クラウドファンディング業者に信用事由が発生した場合等に、受託者は受益者に対して信託財産を返還する必要があるが、その際、受託者が多数の各受益者との取引時確認を実施する必要があり、事務負担が非常に大きい。結果的に、当該信託の信託報酬等について相応の負担を委託者（投資型クラウドファンディング業者）に求める必要あり。 ・投資型クラウドファンディング取引に係る出資金保全信託における受益者（投資家）については、投資型クラウドファンディング業者における資金の預かり行為や受託者における信託取引を行う前に、投資型クラウドファンディング業者において犯収法上の取引時確認や疑わしい取引の届出等の対応を実施しているため、信託財産の返還時まで、二重に犯収法の取引時確認を行う必要性が乏しいと考えられる。	都銀懇話会	警察庁 金融庁
114	28年 11月29日	28年 12月19日	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第4条第9項) ・同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。 【具体的要望内容】 ・犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。 【要望理由】 ・銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが太宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。 ・またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。	都銀懇話会	警察庁 経済産業省 農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
115	28年 11月29日	28年 12月19日	犯収法の本人確認手段における規制緩和（IC運転免許証等とNFC技術の活用）	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現状の犯収法の解釈は以下①②の通りであり、例えば、スマホのNFC機能を利用したIC運転免許証等のIC系本人確認書類からのデータ読み出しや電子署名による真贋判定は、本人確認手段として認められていない。①データの読み出しによる提示は、対面とはみなさない。②ICデータの読み出しは、原本の写しとはみなさない。 ・また、非対面での本人確認では、本人確認資料の住所への郵送が取引時確認の完了要件となる。 【具体的要望内容】 ・スマホ等のモバイル端末のNFC機能を利用したIC運転免許証等のIC系本人確認書類からのデータ読み出し（電子署名による真贋判定含む）を、犯収法における原本の写しとみなして欲しい。 ・非対面の本人確認の場合、上記ICチップ読み出しにおいて「真」であると判定された運転免許証等のIC系本人確認書類に基づく申込については、住所への郵送を要件から省略して欲しい。 【要望理由】 ・IC運転免許証等のIC系本人確認書類とNFC技術を利用したデータ読み出しと電子署名による真贋判定機能は、非常にセキュリティの高い本人確認（※1）手段である。これを活用することで、非対面での本人確認がスマホ完結となり、銀行におけるペーパレスや不備負荷減等の業務効率化は勿論のこと、利用するお客さま側の利便性が劇的に向上する。 （※1）例えば、IC運転免許証は、データ読み出しに、免許発行時に本人が設定した2種類のパスワードの入力が必須であり、なりすましの防止が可能。また、ICチップ内の電子署名の活用により、運転免許証とその内容が正しいことを確認できるため、運転免許証の偽造防止が可能。	都銀懇話会	警察庁
116	28年 11月29日	28年 12月19日	債権回収会社の社名表記規制の緩和	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・債権管理回収業に関する特別措置法（以下「サービサー法」）第13条第1項において、「債権回収会社は、その商号中に債権回収という文字を用いなければならない。」と定められている。 【具体的要望内容】 ・一定要件を満たす債権回収会社については、商号中に債権回収という文字を用いることを必須としない措置を要望する。 【要望理由】 ・本法の立法趣旨は、「不良債権の処理等を促進するため、弁護士法の特例として、債権管理回収業を法務大臣による許可制をとることによって民間業者に解禁する一方、許可に当たり、暴力団等反社会的勢力の参入を排除するための仕組みを講じるとともに、許可業者に対して必要な規制・監督を加え、債権回収過程の適正を確保しようとするもの」とされる。 ・立法当時の金融環境にあっては、「不良債権処理」に射程があったが、昨今においては、金融円滑化への取り組み等も含め、正常債権の段階から不良債権処理までを、債権回収会社が一貫して受託する形態にも合理性が認められる。 ・しかしながら、現行法制下での顧客側の受け止めとして、正常債権の段階において、「債権回収」を称する会社と接触することへの抵抗感・不信感を抱くケースが少なからず認められ、潜在的トラブルリスクを内包していると言える。 ・拠って、例えば、適切な外部委託管理態勢の構築された金融機関等から委託された債権回収のみを受託業務とする債権回収会社等、債務者保護のための一定要件を充足する債権回収会社においては、例外的に「債権回収」の文字の使用を要しないこととする措置が、本邦金融取引の健全な発展に資するものと考える。	都銀懇話会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
117	28年 11月30日	28年 12月19日	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	【提案の具体的内容】 同一人与信規制（＊）の対象である「当該同一人に対する債務の保証」から「保険子会社の債務を対象とする保証契約」は除外することを要望する。 （＊）保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。 【提案理由】 ・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証（親会社保証）の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、当該規制を緩和していただきたい。 ・具体的には、前記のワーキンググループ報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態や、この間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については、「株式の取得」と同様に、除外されることを要望するもの。	(一社)日本損害保険協会	金融庁
118	28年 11月30日	28年 12月19日	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	【提案の具体的内容】 平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、本年5月29日より施行されている。これにより交付が義務付けられる重要事項説明書については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・ＣＤ－ＲＯＭ」の3つに限定されている。この電磁的方法について、多様化を要望する。 【提案理由】 業界として改正法を踏まえた実務を行ってきているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考える。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信（ダウンロード方式）ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語について、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意するなどの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。	(一社)日本損害保険協会	金融庁
119	28年 11月30日	28年 12月19日	自動車検査証記載のＱＲコード対象項目の拡大	【提案の具体的内容】 現在、自動車検査証（※1）の記載項目はＱＲコードとしてデータ化され、民間の事業会社にも利用されているが、読取り可能な項目データが一部（※2）に限られているため、全ての記載内容を読取り可能な形でデータ化したうえで、民間の事業会社による利用を開放すること（自動車検査証記載全情報の把握）を要望する。 【提案理由】 取得・利用できる対象項目を拡大することにより、民間の事業会社の利便性がより高まると考えられる。特に保険会社においては、自動車検査証に記載のＱＲコードの読取りによって保険契約に必要なデータを正確かつ迅速に収集することが可能となる。例えば車両所有者の情報を取得できるようになれば、自動車保険の車両入替（保険対象自動車の変更）の手続きを行う際に、保険契約者から車検証を提出いただく実務を削減することができるなど、お客さまの利便性向上に寄与するものと考えられる。 ※1　登録車および軽自動車で名称の異なるもの全てを対象とする。 ※2　自動車検査証に記載のＱＲコードから取得できる項目データは車検満了日、型式、初度登録年月、登録番号、車台番号等の一部に限られており、所有者の氏名又は名称、所有者の住所、使用者の氏名又は名称、使用者の住所など個人情報を含む項目は暗号化されている。	(一社)日本損害保険協会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
120	28年 11月30日	28年 12月19日	外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	【提案の具体的内容】 保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする際に、当該会社の傘下に子会社対象会社以外の外国の会社が存在している場合、当該子会社等について一定期間内に売却による処分等を求められる。この外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。 【提案理由】 保険業を行う外国の会社等が保険会社の関連法人等に過ぎない場合、子会社や子法人等である場合と異なり、その傘下の子会社対象会社以外の外国の会社を、当該保険会社の意向に沿って処分する、または事業の見直しを行わせるに足る「支配」の関係がない。こうした制約から、保険会社が保険業を行う外国の会社等を関連法人等とする場合は、買収時点において、子会社や子法人等とするよりも難しい交渉を余儀なくされるケースが生じている。 本規制の遵守を確実とするために保険会社がとり得る手段は、事実上、(1)保険業を行う外国の会社等に対する投資(または投資案件)自体から撤退することと、これと反対に、(2)保険業を行う外国の会社等やその傘下の子会社対象会社以外の外国の会社の意思決定機関を支配すること、この二つに限られる。関連法人等としては保有できず、案件からの撤退や相対的に大きな投資リスクを抱える判断を模索せざるを得ないという状況は不合理である。関連法人等は子会社や子法人等に比して保険会社への事業リスクの波及が限定的と考えられることから、外国の会社を関連法人等とするケースについては本規制の対象外とすることを希望する。	(一社)日本損害保険協会	金融庁
121	28年 11月30日	28年 12月19日	年金規約変更時の事務の簡素化	【提案の具体的内容】 ・企業型年金規約の変更内容が運営管理機関・資産管理機関の名称変更・所在地変更などのように事業主に起因するものでない場合や、法令改正による場合(例:厚生年金基金→存続厚生年金基金)は、運営管理機関による届出で可。 ・不可の場合は、運営管理機関による事前の届出に基づき、地方厚生(支)局長の職権による変更を可。 とすることを要望する。 【提案理由】 ・企業型年金規約の変更の理由が事業主に起因しない内容であっても、事業主(複数企業実施の場合は代表事業主)が年金規約変更届に代表者印を捺印のうえ所管の地方厚生(支)局に届け出る必要があり、事業主における負担となっている。 ・とりわけ、大手外資系企業においては代表者印押印にあたり事前に本国親会社への説明・承認を得ることが必要なケースが多く、事業主にとって負担が大きい。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省
122	28年 11月30日	28年 12月19日	「業務報告書」の簡素化	【提案の具体的内容】 事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。 【提案理由】 ・当該書類の各種数値は記録関連運営管理機関のデータを基に作成していることもあり、実質的には運営管理機関がほとんどを取りまとめて作成している。 ・また、当該書類への事業主の押印を要することが、各事業主にとって事務負担となっているため、事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望する。 ・不可の場合、例えば事業主から事前に報告書の作成や報告業務を運営管理機関に委託する旨を記載した押印書類を提出したうえで、以降の年度については当該書類への押印を不要とすることにより現状からの改善を図るべきと考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
123	28年 11月30日	28年 12月19日	自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS）および軽自動車検査情報提供サービスの情報提供要件の緩和等	［提案の具体的内容］ ・自動車保険の契約の際に契約者から車台番号や所有者等情報を電磁的に取得することについて了解をいただくことを前提として、損害保険業界からのアクセスに限り、一般財団法人自動車検査登録情報協会（自検協）から提供される自動車検査登録情報提供サービス（AIRIS）および一般社団法人全国軽自動車協会連合会から提供される軽自動車検査情報提供サービス（以下、「両サービス」）について、登録番号のみの照会により取得可能な項目を「車台番号」および「所有者等情報」にまで拡大していただきたい。 ・両サービスについて利用料金の更なる低コスト化を図っていただきたい。 ・両サービスの平日の利用時間の拡大および軽自動車検査情報提供サービスの土日祝日のサービス対象化について検討いただきたい。 ・両サービスを統合していただきたい。 ［提案理由］ ・現在、両サービスにおいては、登録番号のみの照会では、車台番号や所有者等情報を取得することができない。 損害保険会社は、自動車保険の引受けを行うにあたり、車台番号や所有者情報を契約者からの申告により取得しているが、登録番号のみで車台番号や所有者等情報を取得することが可能となれば、契約者から登録番号のみを確認すればよいこととなるため、契約手続きに要する時間が短縮され契約者利便の大幅な向上が図られる。併せて、契約者からの申告誤りも無くなるため、事後的な契約訂正等の対応も不要となり、この点でも契約者利便の大幅な向上が図られる。 ・現在、自動車の「登録情報」は、登録車についてはAIRIS、軽自動車については軽自動車検査情報提供サービスにより情報を取得することが可能である。 登録番号のみの照会で車台番号等の取得が可能となった場合、両サービスを統合いただければ、登録番号のみでは登録車か軽自動車かの判別ができないケース（例えば5ナンバー）において、両サービスにそれぞれ照会することが不要となり、効率的な業務遂行が可能となる。	(一社)日本損害保険協会	国土交通省
124	28年 11月30日	28年 12月19日	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	［提案の具体的内容］ ・中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 もしくは、 ・脱退一時金の支給要件（資産額・加入期間の制限など）の更なる緩和 ・中途引出しを可能とする措置 をすることを要望する。 ［提案理由］ ・年金受給開始年齢までは長期間となるにも係わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。（現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。） ・加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省
125	28年 11月30日	28年 12月19日	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	［提案の具体的内容］ 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。 ［提案理由］ ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
126	28年 11月30日	28年 12月19日	個人型確定拠出年金の柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ	【提案の具体的内容】 ・現行の定額ではなく、確定拠出年金制度のみで退職金の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額を設定することを要望する。 ・企業型・個人型ともに拠出限度額を更に引き上げることを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的に給付水準の調整が行われることが見込まれる中、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額を更に引き上げることが必要である。 ・多くの企業で、昇格や昇給に伴い掛金を増やしている実態を鑑み、現行の定額設定ではなく、例えば給与等に比例する等、確定拠出年金制度のみで退職金制度の設計が可能となるような柔軟な拠出限度額の設定を可能とするべきであると考える。 （確定拠出年金を実施している一部の企業では、拠出限度額の規制により、確定拠出年金で賄えない分については、給与等に上乗せして前払いを行ったり、退職一時金・確定給付型年金制度で給付するなどの調整を行っている現状もある。）	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省
127	28年 11月30日	28年 12月19日	確定拠出年金のマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	【提案の具体的内容】 企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限とする現行の規定を撤廃することを要望する。 【提案理由】 ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないという制限は、公的年金の補完として、加入者が老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・マッチング拠出の普及および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、本規定は撤廃するべきであると考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省
128	28年 11月30日	28年 12月19日	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	【提案の具体的内容】 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望する。 【提案理由】 ・企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている（65歳まで引き上げされている）。また、公的年金の受給開始年齢も65歳である。 ・老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とするべきであると考える。	(一社)日本損害保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
129	28年 11月30日	28年 12月19日	自動車盗難に使用可能なツールの所持等の制限を目的とした法令の制定	[提案の具体的内容] 自動車盗難に使用可能なツールについて調査を行い、その結果を踏まえて、業務その他正当な理由による場合を除き、このようなツールの所持や知情販売することを規制するなどして、新たな手口による自動車盗の増加を防止することを要望する。 [提案理由] (1)イモビライザを無効化する機器の所持等を目的とした条例は愛知県、茨城県で制定されているが、全国レベルでの規制はない。 (2)自動車盗は財産犯であるが、窃取する際にそれを阻止しようとする所有者や捜査関係者を傷つけ、死に至らしめることもあることや、盗難車が二次犯罪に使われたり、反社会的勢力および不良外国人の資金源になっていることから、安心安全な国民生活を維持していくためには、他の財産犯と比して厳しく規制を行う必要がある。自動車盗難の認知件数は関係省庁、団体の努力により減少を続けているものの、2015年も年間1.4万台の自動車盗が発生している。また、近年、自動車の盗難防止装置の機能を無効化あるいは発揮させないなどの高度な機能を有した様々なツールが出回っており、インターネット上で購入できるケースもある。実際にこのようなツールを使ったと推認される自動車盗もあり、今後このような手口による自動車盗難が増加する恐れもあるため、このようなツールについて調査・研究を行い実態を把握した上で、所持や知情販売に対して規制するなど、新たな手口による自動車盗の増加の防止策の検討を行うべきである。なお、住宅侵入犯罪の対策として各地での条例制定がなされ、その後「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」(いわゆるピッキング防止法)により全国レベルでの規制に発展し、犯罪防止に成果を挙げた例もある。 (3)類似した立法目的を有するピッキング防止法の施行後、住宅侵入犯罪の認知件数は激減したことと同様に、自動車盗難の発生を防止することにより、国民の財産のみならず、生命・身体の安全を確保するとともに、盗難車を使用する二次犯罪の防止、さらには、反社会的勢力および不良外国人の資金源を断つことができる。	(一社)日本損害保険協会	警察庁
130	28年 11月30日	28年 12月19日	保険商品の銀行窓販における中小企業従業員規制の撤廃	在日米国商工会議所(ACCJ)は、規制改革会議に規制改革ホットラインを通じて要望を表明できる機会を歓迎いたします。 消費者は生命保険商品の加入チャネルとして銀行窓販にますます目を向けつつあります。実際、この重要な販売チャネルの拡大は、消費者の選択の幅と利便性を向上させ、保険市場の活性化に貢献してきました。 現在、銀行には融資先の中小企業(従業員数が50人以下、特例地域金融機関においては従業員数が20人以下)の従業員に対して保険商品を販売するにあたり、いくつかの制限が課されています。これらの制限が課されている趣旨は、銀行が融資を行う立場を利用して、融資先の中小企業の従業員に対して保険に加入するように圧力販売を行う可能性を最小限にするというものだと考えられます。しかし、ACCJは銀行が融資先企業の従業員に対して圧力販売を行ったとする消費者の苦情を耳にしたことがありません。また、これらの規制は独占禁止法下で公正取引委員会によって厳格に運用されている消費者保護措置(優越的地位の濫用)と重複しており、不必要に消費者の保険商品へのアクセスを制限し、消費者の利便性を損なうこととなっているので撤廃すべきです。 ACCJは、平成26年および平成27年の規制改革ホットライン集中受付においても、今回と同様の提案を行っていますが、所管官庁からはいずれも「銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています」といった回答がなされ、具体的な見直し時期は示されませんでした。所管省庁として、いつどのような「実態把握」を行い、どのように評価したため、現状は「見直しの必要が生じていない」としているのか公表すべきです。 また、具体的な見直し時期を示すことができないのであれば、どのような条件を満たせば「見直しの必要が生じた場合」に該当するのか、具体的に示すべきであると考えます。	在日米国商工会議所(ACCJ)	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
131	28年 11月30日	28年 12月19日	銀行等による保険募集に係る弊害防止措置の維持および実効性確保	＜提案内容＞ ・銀行等による保険募集に係る弊害防止措置については、消費者保護の観点等から、引き続き、「融資先募集規制」を中心とした諸ルールの基本的な枠組みを維持し、かつ、その実効性を確保することが必要不可欠である。 ・また、平成２４年４月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制等の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。 ＜提案理由＞ ・銀行等は、その業務において、顧客の預金・決済情報という秘匿性の高い情報を独占的に取り扱っており、また、法人・個人の融資先事業者に対して多大な影響力を有することから、保険業法施行規則等において、消費者保護および公正な競争を確保する観点から、非公開金融情報の保護や、融資先への保険募集の制限ならびに融資先担当者による保険募集制限等に関するルールが定められている。 ・これらのルールは、銀行等による保険募集が段階的に解禁されていった際に、銀行等の預金・決済業務や融資業務の特殊性と影響力に鑑み、消費者や事業者の保護、ならびに公正な競争を確保するために整備されてきた必要不可欠な制度である。 ・なお、生命保険は保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該顧客を救済することは極めて難しい。また、銀行等の融資先事業者等に対する影響力が大きいことから、弊害事例が潜在化する懸念もある。銀行等による保険募集については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・制度導入時のこれらの課題性は、現時点においても全く解消されていないため、これらのルールについて、消費者・事業者の保護や公正な競争を損なわないよう、引き続き、適切な監督・運用にご尽力いただくようお願いしたい。 ・特に、平成２４年４月のルール見直しにおいて、実効性確保のための措置が図られた「預金誤認防止措置」「非公開情報利用時における同意取得」、および、融資先募集規制の対象から除外され、消費者保護の観点から問題が生じる懸念がある一時払終身・一時払養老保険について、適切な監督・運用をお願いしたい。	日本生命保険相互会社	金融庁
132	28年 11月30日	28年 12月19日	生命保険募集における従業員等の保護等に係るルールの維持および実効性確保	＜提案内容＞ ・法人である生命保険募集人等（以下「法人生保代理店等」）による、その役員・使用人その他当該法人生保代理店等と密接な関係を有する者に対する生命保険募集に係るルールについて、引き続き、現在の基本的な枠組みを維持するとともに、その対象に派遣労働者を含めていただきたい。 ＜提案理由＞ ・法人生保代理店等は、母体企業の従業員等（密接な関係を有する者）に対して多大な影響力を有することから、生命保険募集を行った場合、職制上の地位を利用した圧力募集が行われ、従業員等が意に反する保険加入を強いられる懸念がある。 ・現行制度は、過去、実際に圧力募集被害が発生した事実を踏まえて、一定の保険契約について、法人生保代理店等（法人代理店が密接な関係を有する法人を含む）の役員・使用人に対する保険募集行為その他の保険契約者等に対する業務上の地位等の不当な利用による保険募集行為を禁止したものであり、従業員等の保護のためには必要不可欠なルールである。従業員等自身が職制上の圧力に抵抗することは極めて困難であり、近年の雇用環境の悪化によって、これらのルールの必要性はますます高まっている。 ・なお、生命保険は、その保障期間が長期間に亘り、かつ、再加入が困難であることから、一旦弊害が生じてしまうと事後的に当該従業員等を救済することは極めて難しい。また、法人生保代理店等は、その従業員等に対して、雇用関係等に基づく大きな影響力を有していることから、弊害事例が潜在化する懸念もある。当制度については、これらの事情も踏まえた検討を行う必要がある。 ・ただし、現行制度の保護対象は、法人生保代理店等の役員・使用人とされており、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者は含まれていない。しかしながら、近年、雇用・就労形態の多様化が急激に進んでいること、派遣労働者について派遣先企業が直接雇用するかどうかの決定権を持つなどの影響力を有していること等を踏まえれば、法人生保代理店等と直接の雇用関係にない派遣労働者も当制度の保護対象に追加することが必要である。	日本生命保険相互会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
133	28年 11月30日	28年 12月19日	外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	・保険会社の海外展開に係る規制緩和については、２０１４年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例拡大を措置いただいたところであり、関連する内閣府令・監督指針の整備を検討いただいている。 ・上記の他、保険会社の外国における子会社等の業務範囲についても、監督指針において国内の子会社等と同様の業務範囲が適用され、保険会社が外国の会社を関連法人等とする際に、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない子会社等が存在している場合、当該子会社等の株式について一定期間内に売却等による処分を求められる（監督指針Ⅲ－２－２－４（1）（5））。 ・一方で、保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合、子会社とする場合と異なり、当該保険会社が当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうる。 ・保険会社による積極的な海外展開を促進する観点から、外国における関連法人等の子会社等の業務範囲規制について、緩和を認めていただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁
134	28年 11月30日	28年 12月19日	保険持株会社に内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化	・現行の法令等においては保険会社単体を前提とした内部監査・コンプライアンス等の体制整備に係る規定が定められており、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査・コンプライアンス等の内部管理機能を担うことの可否が必ずしも明確でない。 ・この点、保険持株会社は、子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に行う主体として認可されており（保険業法第２７１条の１９）、また、仮に内部監査等を含む法令遵守態勢などに不備がある場合、子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険持株会社に対し報告徴求・立入検査・業務改善命令等の監督措置が可能となっていること（保険業法第２７１条の２７、２８、２９）や、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められていること（会社法第３６２条）からすれば、保険グループ全体で一体的な内部管理体制を構築することには合理性があると考える。 ・ついては、例えば「保険会社向けの総合的な監督指針」や「金融コングロマリット監督指針」にて、「保険持株会社がグループ内会社の法令等遵守態勢の役割・機能の一部を担う場合には、法令等遵守に係るグループの基本方針において両者の役割・機能の分担を明確にし、その役割・機能に沿った態勢整備を行う必要がある」といった規定を設けるなど、グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、グループ子会社の内部管理機能を担うことが可能であることを明確化いただきたい。	(一社)生命保険協会	金融庁
135	28年 11月30日	28年 12月19日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	・保険業法施行規則第２２７条の2第4項、第２３４条の２１の2第2項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、また電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などが列挙されている（施行規則第１４条の１０）。 ・これに対し、銀行法では、商品情報について例外なく預金者の承諾を得て電磁的方法により提供することが認められている（銀行法施行規則第１３条の3）。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められた上（金融商品取引法第３４条の２第4項）、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている（金融商品取引業等に関する内閣府令第５６条）。 ・以上を踏まえると、保険契約者等の選択肢拡大の観点からも、保険募集時に電磁的方法での提供が認められていない一部の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図った上で、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 ・これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合に合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。	(一社)生命保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
136	28年 11月30日	28年 12月19日	確定拠出年金における支給要件の緩和	＜提案の具体的内容＞ ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 ＜提案理由＞ ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則６０歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額（1．5万円以下）である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額（５０万円以下）かつ加入資格喪失後2年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額（２５万円以下）の場合は、受給可能。 ※平成２８年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」にて、平成２９年1月以降は、脱退一時金の支給要件がさらに制限される予定である。 ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
137	28年 11月30日	28年 12月19日	確定給付企業年金における老齢給付金の支給要件の緩和	＜提案の具体的内容＞ ・６５歳超で定年年齢が設定されている場合、６５歳超の規約で定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。 ・５０歳未満の退職者について、５０歳以上６０歳未満の規約に定める年齢に到達した時点で年金の受給開始を可能とすること。 ＜提案理由＞ ・現在、老齢給付金は、６０歳以上６５歳以下の規約で定める年齢に達したとき、または、５０歳以上６５歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に退職したときに支給するものであることとされている。 ・そのため、定年年齢が６５歳超の場合は、在職中の年金開始となる。また、現在、５０歳０ヶ月で退職した場合は、即座に年金開始が可能であるが、４９歳１１ヶ月で退職した場合は、６０歳まで年金開始とならない。 ・このように、所得が確保できている在職中の年金開始や、公的年金の支給開始前の退職直後に年金開始できないことは、公的年金とあいまって老後の所得を確保することを担う企業年金の役割を阻害する要因となっている。 ・特に、５０歳未満退職者の５０歳～６０歳の間における老後の生活資金としての年金受給ニーズは高く、退職の発生時期によって年金開始時期を制限されることは早期退職を利用等の自由な人生設計を阻害する要因となっている。また、企業内の円滑な制度運営の観点からも５０歳以上の退職者との均衡を図る必要がある。 ・これらの要件の緩和は、確定給付企業年金の普及促進に資すると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
138	28年 11月30日	28年 12月19日	中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用	＜提案の具体的内容＞ ・中小企業者が確定給付企業年金を実施する場合において、中小企業者に該当しなくなった場合に限らず、中小企業退職金共済の解約手当金を被共済者に返還せず確定給付企業年金の掛金に充当することを認めること。 ＜提案理由＞ ・現状、中小企業者にとって、中小企業退職金共済は、本来の目的である退職時の所得確保の役割のみならず、公的年金開始までの従業員の老後の所得確保の役割を果たしている。 ・そのような中、現在、中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行は、中小企業退職金共済の実施事業主が中小企業者に該当しなくなった時のみに認められている。 ・企業のアライアンスが活発化している現状においては、中小企業者が合併や事業譲渡などの組織変更を行なうケースも多い。中小企業退職金共済を実施している中小企業者が、確定給付企業年金を実施している中小企業者と合併した場合などにおいて、その合併などに伴い中小企業者に該当しなくなった場合を除いて、確定給付企業年金の掛金に解約手当金を充当することができず、退職金の事前積立金のスムースな引継のニーズに対応できていない。 ・また被共済者にとっては、合併時などの退職時以外に解約手当金として返還されてしまうことになり、退職時所得としての本来の役割を果たせない状況となっている。 ・確定給付企業年金の制度変更時には労使合意を前提とする規制があるため、不当に被共済者の不利益になることは考え難い。 ・なお、合併等の場合における中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用については、平成２８年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により可能となるが、本要望は、合併等に限らず中小企業退職金共済から確定給付企業年金への移行の弾力適用を求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
139	28年 11月30日	28年 12月19日	確定給付企業年金における承認・認可申請手続きの簡素化	＜提案の具体的内容＞ ・規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、加入者に不利益にならない変更等）とともに、届出・申請書類および届出・申請手続の簡素化（例えば、規約変更理由書、労使合意に至るまでの労使協議の経緯の添付を一律不要とする、定年延長のみ等の給付額が減少しない変更については減額判定を省略、厚生局に提出する申請書類数を一律１セットにする等）を図ること。 ・確定給付企業年金の規約の事業主、従業員の理解を促進するため、規約記載事項の簡素化を図ること。 ＜提案理由＞ ・確定給付企業年金の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認・認可を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・厚生年金基金は最多でも１，８００基金程度であったため承認・認可申請制度での運営が可能であったと思われる。一方、平成２８年３月末時点で既に約１４，０００件存在する確定給付企業年金においては、承認・認可申請手続きの簡素化が図られなければ、厚生労働省の承認・認可が遅延することが懸念されることから、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きの簡素化が不可欠であると考える。 ・これまでも標準的な事務処理の整備、規約例の整備等が図られてきたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定給付企業年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。 ・なお、平成２０年１２月には届出で足りる規約変更内容の拡大および一部の添付書類の簡素化が図られ、平成２２年4月には事務連絡「確定給付企業年金に関する承認・認可申請にかかる事務処理の改善について」が発出され、規約の制定時における事務処理の改善が図られた。また、平成２４年1月および平成２６年４月の確定給付企業年金法施行規則の改正により届出事項の拡大等が図られたが、規約の変更等にかかる承認・認可申請手続きについては、一層の簡素化を進める余地がある。 ・確定給付企業年金の規約は、退職金規程等の事業主の規程と比較すると大変複雑であり（規約例では９５条）、事業主、従業員の十分な理解が難しい。規約記載事項を給付に関する事項のみとする等、簡素化を図り、事業主、従業員の十分な理解を促進する。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
140	28年 11月30日	28年 12月19日	確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限の弾力化	＜提案の具体的内容＞ ・確定拠出年金の企業型における掛金の納付期限について、特段の事情によって、翌月末日までに掛金を納付できなかった場合には、期限後であっても納付を認める等の弾力化を図ること。 ＜提案理由＞ ・現在、企業型では、毎月の掛金を翌月末日までに資産管理機関に納付することとされているが、事業主の裁量外のシステムトラブルや制度運営者の万一の事務疎漏等により当月分の掛金が翌月末日までに資産管理機関に納付できない事態が生じた場合、当月分の掛金拠出は行われず加入者に不利益が生じることとなるため、納付期限の弾力化が必要である。 ・また、既に確定拠出年金を実施している事業所が合併等により組織再編を行う場合において、確定拠出年金規約の申請手続きに期間を要し合併日等の属する月の末日までに規約が承認されないときは、合併日等の属する月分の掛金拠出は行われず、加入者に不利益が生じることとなる。このような場合においては、合併日等に遡及した規約の承認とともに、掛金の納付期限の弾力化が必要である。 ・納付期限が翌月末日に限定され何ら猶予期間が認められていないことは、他の年金制度と比較しても硬直的であるため、上記の要因で掛金拠出が行われないことによる加入者の不利益回避の観点から弾力化が必要である。 ・本要望は、確定拠出年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。 ・なお、平成２７年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置分類：対応」として「掛金の拠出単位については、第１８９回国会に提出され、継続審議扱いとなった確定拠出年金法等の一部を改正する法律案において、月単位から年単位に改める措置を盛り込んでおります。」と回答されているが、着実な実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
141	28年 11月30日	28年 12月19日	閉鎖型確定給付企業年金における労使間手続の省略	＜提案の具体的内容＞ ・受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金の規約制定・変更手続きにおいて、労働組合等の同意手続の省略を可能とすること。 ＜提案理由＞ ・現在、受給者のみで構成される閉鎖型確定給付企業年金であっても、確定給付企業年金を実施または変更しようとするときは、特に軽微な変更を除き、労働組合等の同意を得て確定給付企業年金に係る規約を作成し、厚生労働大臣の承認を受ける等の手続きを執らなければならないとされている。 ・受給者は労働組合の組合員等とは直接的に関係がないＯＢ・ＯＧであるため、労働組合等は同意に際し判断がつかないなど、閉鎖型確定給付企業年金を実施または変更する障害となることが想定される。 ・本要望は、確定給付企業年金の普及促進および円滑な運営に資するものであると考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
142	28年11月30日	28年12月19日	確定拠出年金における運用商品除外手続きの緩和	＜提案の具体的内容＞ ・企業型年金において選定されている運用商品を除外する場合の手続きについて、企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより除外することを可能とすること。 ＜提案理由＞ ・現在、確定拠出年金法第２６条において、運用商品を除外する場合、原則として、当該運用商品を選択している加入者等の全員から同意を取り付けることとされている。 ・しかし、加入者等の全員から同意を取り付けることへの負荷から、運用商品の除外は殆ど実施されていないのが実情である。 ・一方、長期にわたる確定拠出年金の運営においては、運用商品の選定後の金融市場動向など様々な事情により運用商品を除外することが加入者等にとっても利益となる場合がある。 ・また、確定拠出年金制度の実施から１０年以上が経過し、運用商品にかかる費用（例：投資信託の信託報酬）が下がる等の理由で新たな運用商品を追加する一方、既存の運用商品の除外が実施されない結果、徒に多数の運用商品が提示されることで加入者等の混乱をきたす恐れがあることから、実施事業主の間には運用商品を除外したいというニーズがある。 ・運用商品の除外につき、加入者等からの同意取得を原則としつつも、労働組合等の同意による除外も可能とすることで、事業主や加入者等にとって使い易い制度となり、制度の円滑な運営に資するものと考えられる。 ・なお、平成２８年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、運用商品を選択している加入者等の3分の2以上の同意を得ることにより、同法律の施行日後の掛金にかかる部分について除外することが可能となるが、本要望は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合等の同意を得ることにより、運用商品を除外することを可能とすることを求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
143	28年11月30日	28年12月19日	確定給付企業年金、存続厚生年金基金の財政運営についての弾力化	＜提案の具体的内容＞ ・継続基準に抵触した場合において、解消すべき不足金を許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式を可能とすること。 ＜提案理由＞ ・決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合は、財政計算を行い、不足金を全て解消することとなっている。 ・継続基準の財政検証は、あくまで積立水準が一定の範囲（許容繰越不足金）を超えて不足していないか検証するものであること、また、少なくとも5年ごとに財政再計算を実施し、不足金をすべて解消することとなっていることから、継続基準に抵触した場合の財政計算においては、解消すべき不足金について、許容繰越不足金を上回る部分までとする下方回廊方式が合理的である。 ・なお、平成２１年7月２７日付で、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令が発出され、平成２４年3月３１日までの期間の日を基準日とした継続基準に抵触した場合の財政計算については、下方回廊方式が認められていた。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
144	28年11月30日	28年12月19日	確定拠出年金における承認・申請手続きの簡素化	＜提案の具体的内容＞ ・規約の変更等時において、届出で足りる（もしくは届出不要の）範囲を拡大する（例えば、掛金に係る規定の条項の移動等）こと。 ・確定給付企業年金と同様に、被合併法人から合併後存続する法人に、制度を実施する事業主の地位を承継できる措置等を講ずること。 ＜提案理由＞ ・企業型の規約の変更等にかかる手続きは、原則として厚生労働大臣へ申請書を提出し、承認を受けなければならず、届出で足りる範囲は限定的である。 ・これまでも、平成２６年4月施行の確定拠出年金法施行規則の改正や平成２８年１０月公布（平成２９年1月施行予定）の同規則改正などにより、届出で足りる規約変更内容の拡大等が図られたが、本要望の趣旨を実現するためには更なる簡素化が必要であり、事業主等の負担軽減を通じ、確定拠出年金の一層の普及および健全な制度運営を図ることが期待される。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
145	28年 11月30日	28年 12月19日	確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行要件の弾力化	<提案の具体的内容> ・確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合において、確定給付企業年金の積立金を確定拠出年金の企業型の個人別管理資産に移換することができる者（移換加入者）となる者のうち、半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行を可能とすること。 <提案理由> ・現在、確定給付企業年金の実施事業主等が、確定給付企業年金の一部を減額し、確定拠出年金の企業型へ移行する場合、移換加入者となる者の半数以上の同意を取り付けることが要件となっている。 ・また、移換加入者となる者は、制度の移行自体に同意しない場合に限り、確定給付企業年金からの移換相当額を一時金で受取ることができるとされている。 ・これにより、移換加入者となる者の半数超が移換相当額を一時金で受取ることを希望した場合、併せて制度移行に同意しないこととなり、移行そのものが実現しないという問題が発生しうる。 ・移換相当額を一時金で受取ることを希望しても、制度移行自体には賛成している者がいると考えられることから、移換相当額を一時金で受取るか否かにかかわらず、移換加入者となる者の半数以上の同意があれば、制度移行を可能とすべきである。 ・本要望の実現により、確定給付企業年金から確定拠出年金の企業型への移行がより柔軟となることから、企業年金の普及促進に資するものであると考えられる。 ・なお、平成２７年度分の規制改革ホットラインにおいて、「措置の分類：検討に着手」とし、関係機関と調整を進める旨回答されているが、早期の実現をお願いしたい。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
146	28年 11月30日	28年 12月19日	厚生年金基金における解散手続きの簡素化	<提案の具体的内容> ・厚生年金基金の解散が円滑に進むよう、解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化（例えば、特例解散制度等における解散認可申請前の記録突合の効率化、解散認可書類の一つである責任準備金明細の簡素化）を図ること。 <提案理由> ・厚生年金基金制度の見直しを盛り込んだ「公的年金制度の健全性及び信頼性確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の成立に伴い、厚生年金基金の解散・他の企業年金制度への移行は、特例措置が適用される法施行（平成２６年４月１日）から５年の間に集中することが想定される。 ・同法においては、基金の解散決議等に必要な同意基準の緩和等の措置が図られているが、基金の解散認可申請等に係る諸手続きの簡素化は図られていない。 ・基金の解散を円滑に実施するためには、意思決定のための要件を緩和するだけでなく、解散認可申請等に係る諸手続きを効率化・簡素化することによって、基金関係者の負担を軽減することが求められる。 ・本要望は、より円滑な解散手続きの実現に資するものと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
147	28年 11月30日	28年 12月19日	確定給付企業年金の給付設計の弾力化	＜提案の具体的内容＞ ・確定給付企業年金における給付設計の要件を緩和すること（例えば、脱退一時金の支給にかかる加入者期間の要件を緩和すること、支給要件該当性の判断に用いる加入者期間について休職期間を控除する取扱いを認めること） ＜提案理由＞ ・確定給付企業年金における脱退一時金は、加入者期間3年を超える支給要件とすることは認められておらず、退職金規程において勤続期間3年超の支給要件を設けている企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することなどが必要となる。 ・また、確定給付企業年金における給付の支給要件該当性の判断に用いる加入者期間から、休職期間を控除することは認められておらず、退職金規程において支給要件として勤続期間から休職期間を控除している企業が、確定給付企業年金を導入する場合には、退職金規程上の支給要件を改定することや休職により確定給付企業年金から脱退する設計とすることなどが必要となる。 ・これらの規制は、確定給付企業年金が退職金制度の円滑・確実な運営のために活用される現状を踏まえると、退職金制度から確定給付企業年金への移行を阻害する要因になっている。 ・本要望は、より一層の企業年金制度の普及促進に資するものと考えられる。	(一社)生命保険協会	厚生労働省
148	28年 11月30日	28年 12月19日	確定給付企業年金の一時金給付額の制限の緩和	＜提案の具体的内容＞ ・確定給付企業年金の一時金として支給する額の上限の計算にかかる下限予定利率の要件を緩和すること。 ＜提案理由＞ ・法定の下限予定利率が、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を超えた場合、当該下限予定利率で算定した一時金として支給する額の上限が、年金規約上の一時金給付額を下回ることとなる。 ・その際には、年金規約に定めた一時金を年金に換算する利率を下限予定利率以上とする規約変更が必要となるが、過去の一定期間の市場金利の趨勢にもとづき変動する下限予定利率によって、労使合意にもとづく給付水準が変動することは望ましくない。 ・なお、平成２８年4月８日に公布された「確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令」により．確定給付企業年金における給付の現価相当額の計算の基礎となる予定利率が見直されたが、本要望は、労使で定めた年金規約にもとづく権利義務関係を尊重する観点から、当該制限の更なる緩和を求めるものである。	(一社)生命保険協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
149	28年 11月30日	28年 12月19日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するなど官民が保有する情報を連携するための基盤の構築	現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないため、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。 番号法により導入された番号制度でも、現時点では民間事業者が行政情報を有効に利活用するために官民間で情報連携を行うことはできず、法施行後3年（平成30年10月）を目途として検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。 同法では、災害対策の分野で番号制度が利用できるとされているが、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるのは、支払調書に記載する目的で保有している保険契約者や保険金受取人の個人番号を自社内で顧客検索のキーとして用いる場合のみであり、安否情報や避難先などの確認に利用することができない。 東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者等に関する情報(死亡情報、最新の住所、避難先等)を提供できることが明確になれば、被災者に対するより確実な保障の提供が可能となる。 なお、『日本再興戦略2016』には、災害発生時等における番号制度を用いたより効果的な避難状況等の把握等につながる情報共有のあり方について方針を取りまとめることが掲げられている。 また、現行の番号法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用することができれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供に繋がり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与すると考えられる。 また、番号制度を利用することで、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きを迅速かつ確実に実施することができれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。 さらに、マイナポータルが整備され、生命保険会社が電子私書箱を利用して通知を行うことができれば、お客さまの利便性が一層向上する。例えば、当該機能を通じて保険料控除証明書の交付等を行うことができれば、必要な最新情報をタイムリーかつ確実に提供することが一層可能となる。	(一社)生命保険協会	内閣官房 内閣府 総務省
150	28年 11月30日	28年 12月19日	利子補給金制度における支給対象先の拡大	［提案の具体的内容］ ・利子補給金制度（総合特区支援利子補給金、環境配慮型融資促進利子補給金の制度）における補助金の支給対象に生命保険会社を加えて頂くことを要望します。 ［提案理由］ ・利子補給金制度において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けることができます。 ・当制度では、生命保険会社は対象となっていませんでしたが、本年、エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業費補助金（経産省）および環境リスク調査融資促進利子補給金（環境省）については、措置を講じて頂いています。 ・他にも生命保険会社が対象となっていない利子補給制度がある中で、今年度は、総合特区支援利子補給金（内閣府）と環境配慮型融資促進利子補給金（環境省）について、支給対象に加えて頂くことを要望します。 ・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されています。 ・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がり、ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がるものと考えられます。	(一社)生命保険協会	内閣府 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
151	28年 11月30日	28年 12月19日	行政機関等からの照会に係る事務手続きの簡素化	行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（ある生命保険会社では年間約１００万件の税務関連の照会を受けている）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なことから、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関に対する回答を行っているが、照会文書の様式統一化および手続の電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がるものと考える。 具体的には、行政機関からの多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関が一層迅速に回答を得ることが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。また、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じて照会手続を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけではなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を目指しつつ、持続可能な社会作りに貢献することができる。 ２０１２年より同様の要望を提出しており、現在、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「検討に着手」との回答が得られており、対応が進められているものと理解している。２０１６年9月時点において、国税庁では新たな統一様式への切替が完了しており、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。また、電子化についても、各関係省庁から「検討に着手」との回答をいただいており、引き続き関係省庁が一丸となって取組を進めていただきたい。 『日本再興戦略２０１６』では、ＧＤＰ６００兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられている。また、規制改革会議傘下に行政手続部会が設置され、省庁横断的に行政手続コストの削減に係る検討が進められているものと承知しており、本要望の実現は政府の方針にも適うものと考える。	(一社)生命保険協会	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省
152	28年 11月30日	28年 12月19日	法定調書に係るデータを所轄税務署宛て提出する際の事務手続の簡素化	・現在、所得税法上、法定調書は、書面により所轄の税務署に提出することを原則としているが、法定調書の種類ごとに基準年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が、１０００枚以上である場合は、インターネットを利用したe-Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）を使用して提出する方法又は光ディスク等（ＣＤ・ＤＶＤなど）により提出する方法が認められている。この様な現状を踏まえ、以下の要望事項についてご検討をいただきたい。 ＜(1)e-Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）による作成・提出対象となる法定調書の範囲の拡大＞ ・現在、e-Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）・e-Ｔａｘソフト（ＷＥＢ版） において、給与所得者の法定調書等の特定の調書については、合計５０００枚かつ１０ＭＢを上限としてＣＳＶファイルの送付が認められているが、生命保険関係の支払調書はその対象に含まれていない。また、仮に生命保険関係の支払調書が対象に含まれた場合でも、業務の特性上、一度に多量のデータを送付する必要があるため、送付可能なデータ容量の上限を超えてしまう可能性がある。 ・よって、データ提出に係る効率性の観点より、生命保険関係の支払調書を当該システムの対象に加えるとともに、一度に送信できるデータ容量の上限を拡大いただきたい。 ＜(2)法定調書に係るデータの提出方法の選択肢の拡大＞ ・現在、光ディスク等（ＣＤ・ＤＶＤなど）により提出する場合、担当者が所管の税務署に直接持ち込む、または郵送する等の対応を行っており、データ提出に係る効率性が損なわれている。 ・よって、現在の持ち込みや郵送の方法に加えて、たとえば、国税庁と事業者間に専用回線を開設する等、事業者が法定調書に係るデータの送受信をより効率的に行う方法についてご検討をいただきたい。 ・これらの要望の実現によって、より安全かつ効率的な法定調書に係るデータの提出が可能となる。また、『日本再興戦略２０１６』にて、ＧＤＰ６００兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものと考える。	(一社)生命保険協会	財務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
153	28年 11月30日	28年 12月19日	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一	・各自治体から送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、それぞれ書式・フォームが異なっている（課税明細書については、地方税法施行規則第１４条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている）。 ・民間事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される納税通知書・課税明細書の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。 ・そこで、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「規制改革に関する第4次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線での行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の書式・フォームを統一すべきである。	(一社)生命保険協会	総務省
154	28年 11月30日	28年 12月19日	住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一	・各自治体から送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、それぞれ書式・フォームが異なっている（地方税法施行規則第2条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている）。 ・民間事業者は、毎年5月頃、全国から集中して送付される住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を確認し、納期限までに納税している。しかしながら、各自治体から送付される特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国各地に大量の従業員が勤務し、定期的に転勤を繰り返している民間事業者の負荷は大きい。 ・そこで、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームの統一を要望する。 ・要望の実現により、事業者の事務負担の軽減につながり、生産性向上に資する。 ・なお、「規制改革に関する第4次答申」において、「条例等における具体的な規制内容が地方自治体によって異なる場合に、自治体を跨いだ広域的な活動を行っている企業等にとって、経済効率性の観点から阻害要因になっているものもあるとの指摘がある。また、国として、地方自治体における条例等に基づく規制を把握し、地方自治体による規制内容の差異の合理性や経済活動への支障について検証を行った上で、問題がある場合は必要な対応をとるべきであるとの指摘がある。したがって、地方分権を尊重しつつ、地方における規制改革を推進するための国としての対応について結論を得るべく、引き続き検討する。」として、事業者目線での行政手続きの簡素化が掲げられている。民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、住民税の特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の書式・フォームを統一すべきである。	(一社)生命保険協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
155	28年 11月30日	28年 12月19日	別世帯の者からの死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について	［提案の具体的内容］ ・別世帯の者からの死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を認めていただきたい。 ［提案理由］ ・生命保険会社は、支払調書等の提出義務者として保険契約者および保険金等受取人の個人番号等を記載した支払調書等を税務署に提出する必要があるが、保険契約者と被保険者が同一人の生命保険契約に関する死亡保険金を支払う場合においては、支払調書等に保険契約者の個人番号として、死者の個人番号を記載することになる。 ・遺族等の生存する個人に関する情報ではない場合、「死者に関する情報」は個人情報には該当せず、特定個人情報にも該当しないため、番号法の提供制限や収集・保管の制限が課せられず、本人確認の措置を講じる必要もないため、生命保険会社は、死亡した保険契約者の個人番号については、遺族等から取得することができる。 ・しかしながら、住民基本台帳法上、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を行うことができるのは、死亡時に死者と同一世帯であった者に限られるため、死亡時に単身世帯であった者については、通知カードやその他の個人番号が記載された書類等がない場合には、遺族は死者の個人番号を確認する術がない。 ・ついては、番号制度の円滑な運営のため、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について、例えば、住民基本台帳法第12条の3第1項に定める者は認めるなど、別世帯の者からの請求も認めていただきたい。 ・なお、自治体によっては、死亡時に死者と同一世帯であった者の請求にも関わらず当該書類の交付を拒否する事例もあることから、当該書類の交付事務の適切な運営の徹底も併せてお願いしたい。	(一社)生命保険協会	総務省
156	28年 11月30日	28年 12月19日	固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化	・固定資産税のうち償却資産の課税事務においては、家屋と償却資産の区分が明確でないことに加え、法人税法上の取扱い（減価償却資産の定義や償却計算の方法）と異なっていることから、課税標準の計算等における事務負荷が大きい状況にあり、例えば、固定資産税における家屋・償却資産の区分を法人税法上の区分に合わせる等、固定資産税のうち償却資産に係る課税事務簡素化を要望します。	(一社)生命保険協会	総務省
157	28年 11月30日	28年 12月19日	固定資産税の評価プロセスの透明性向上	・賦課課税方式である固定資産税について、評価の誤りによる課税額の誤謬は納税者自身で点検する必要がありますが、現状、自治体では評価プロセスを公表しておらず、課税額の点検が困難となっていることから、例えば、評点数計算書等の評価プロセスがわかる資料の公開等、固定資産税の評価プロセスの透明性向上を要望します。	(一社)生命保険協会	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
158	28年 11月30日	28年 12月19日	事業所税（資産割）の課税事務簡素化	・事業所税（資産割）については申告を要しますが、特殊関係者が存在する場合には、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う必要があるため、特殊関係者の有無について確認を行うことから、関係会社、事務所が多数存在する企業においては大きな事務負荷となっています。これを改善するため、例えば、特殊関係者の行う事業と合算して免税点判定を行う規程の廃止等、課税事務の簡素化を要望します。 ・また、課税標準となる事業所床面積の算定においては、共有部分の面積を専用部分の面積に応じて按分することが求められることから、課税標準の計算時における事務負荷が大きい状況にあり、例えば、課税標準となる事業所床面積を専用部分のみとする等の課税事務簡素化を要望します。	(一社)生命保険協会	総務省
159	28年 11月30日	28年 12月19日	IOTにおける900MHz周波数帯のオープン化幅拡大	現在、官民挙げてのIOTを活用したイノベーション戦略が立案されています。そのインフラと期待されるのが無線通信インフラです。そうした中でアメリカを中心にISMバンドとして「902?MHz～928?MHz」という長距離通信を行える技術特性を持つ無線周波数帯がオープン化され、Wi-Fiと同様に誰もが使えるように規制当局（米FCC）により制度化されています。本年1月には、オープン無線技術として広く世界に普及するWi-Fiもこの規格に準拠することを表明しており、オープンな無線通信インフラ上でのIOTによるイノベーションがアメリカでは実現しつつあります。この課題は、我が国ではリッチな通信環境が複数存在する人口密集大都市部ではなく、人口減少に苦しむ地方でより深刻です。我が国において、米国と同等の条件でIOTイノベーションを実現できる環境整備を提案するとともに、この環境整備がIOTによるイノベーションにおいて、大都市部と地方部との格差をもたらすことを防ぐためにご検討をお願いいたします	株式会社愛媛CATV・オープンワイヤレスプラットフォーム合同会社・慶應義塾大学SFC研究所プラットフォームデザインラボ	総務省
160	28年 11月30日	28年 12月19日	保険会社グループにおける共通・重複業務の集約を通じた業務運営の効率化	・保険会社グループが国内外における事業環境の目まぐるしい変化に戦略的に対応していくためには、グループとしてより柔軟かつ効率的な業務運営を行っていく必要がある。同様の考え方の下、銀行法においては、２０１６年５月に成立した改正銀行法において、銀行持株会社への共通・重複業務の集約や、グループ傘下子会社への共通・重複業務の集約に際する委託先管理義務について銀行持株会社への一元化が認められることとなったが、柔軟かつ効率的な業務運営の実現の必要性は、保険会社と銀行とで変わるものではないと考える。 ・この点、現行法の下では、保険持株会社が行うことができる業務は「子会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務」に限られている（保険業法第２７１条の２１第１項）。したがって、保険持株会社は、内部監査・コンプライアンス等の内部管理に係る業務を行うことは可能と思われるものの、子会社が有する業務の執行を担うことは認められていない。また、グループ傘下の特定の子会社に一定の業務を集約することは可能であるものの、業務の委託元である保険会社は、委託先を管理する義務が課されている（保険業法第１００条の２）。したがって、複数の保険会社が特定の子会社に業務委託を行う場合、グループ内の特定の子会社に対する委託先管理を重複して行うこととなる。 ・ついては、改正銀行法と同様、グループ内の共通・重複業務について、保険持株会社による統括的・一元的な業務執行を可能としていただきたい。また、グループ内における委託先の管理について、グループ全体の経営管理を担う保険持株会社による一元的な管理を可能としていただきたい。当該要望の実現により、グループ内の重複解消によるコスト削減のみならず、グループ全体の効率的なリスク管理や委託先に対する責任・指揮命令の一元化によるグループ経営管理の実効性向上にも資するものと思料する。 （共通・重複業務の例）１．契約書審査・法令改正対応等の法務業務、２．社員の福利厚生や施設の管理等の総務業務、３．保険募集代理店の管理業務、４．資産運用業務　等	第一生命保険株式会社	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
161	28年11月30日	28年12月19日	銀行等による保険募集に関する弊害防止措置等の実効性確保	・銀行等による保険募集においては、銀行等による事業性資金の融資先や融資申込中の顧客が「当該銀行等の影響力を受けやすい（平成２３年９月、コメントに対する金融庁の考え方）」ことから、銀行等が事業性資金の融資業務を通じて有する多大な影響力を利用して不適切な保険募集を行うことにより顕在化しにくい被害が発生する等、特有の弊害が生じる。このため、銀行等による保険募集は「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合（保険業法第２７５条）」に限り認めるものとされ、消費者や中小企業等の視点に立って弊害防止措置等が設けられている。 ・銀行等による保険募集の実態に係る３年間のモニタリング結果等を踏まえて必要な見直しが行われた際にも、「モニタリング結果では、銀行等による優越的地位の濫用防止に向けた体制整備が不十分であるといった検査指摘が引き続き見られたことから、これらの規制は引き続き維持する（平成２３年９月、コメントに対する金融庁の考え方）」こととされている。 ・これらの措置等は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護を図る上でいずれも必要不可欠である。現状においては、「弊害防止に向けた銀行等の態勢整備が万全であるとは言い難い状況（平成２３年９月、コメントに対する金融庁の考え方）」とされていることから、その実効性を確保していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁
162	28年11月30日	28年12月19日	法人における従業員等に対する生命保険募集に関する消費者保護ルールの維持	・生命保険募集人である法人がその従業員等に対して生命保険の募集を行うことについては、法人がその従業員等に有する強い影響力を利用して不適切な保険募集を行う等の弊害が発生する蓋然性が大きい。このため、現行の制度では、生命保険募集人である法人が行う生命保険の募集の範囲について、一定の制限が設けられている。 ・現行の制度は、適切かつ健全な保険募集の秩序を維持し、保険契約者等の保護等を図る上で必要不可欠なものであり、引き続き維持していただきたい。	第一生命保険株式会社	金融庁
163	28年11月30日	28年12月19日	行政書士による上陸審判手続における口頭審理（出入国管理難民認定法第１０条第３項）の代理	（１）法務省入国管理局は、上陸審判手続における口頭審理（出入国管理及び難民認定法（以下入管法という。）第１０条第３項の口頭審理）は行政書士法第１条の３に云う「その他の「意見陳述」にあたるとし、（平成２０年７月３日付事務連絡・法務省入国管理局審判課長発地方入管局長宛）、規制改革のための３ヶ年計画（平成２１年３月３１日閣議決定）において「上陸口頭審理手続における代理を業とすることについて、…〈 中略〉…紛争がな い事案については、「聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続」についての代理を行政書士の業務とすることを認めた行政書士法第１条の３第１項第１号の趣旨を没却することにならないよう、特に慎重な配慮が必要であるから、この趣旨を適切に関係者に通知する。」とされた。 　しかしながら、実際の上陸審判手続では「紛争性がある」、「友人としての立会人なら可」等、諸々の理由を挙げて、行政書士による口頭審理の代理を認めない事態が散見される。ここで制限されるのは不利益処分の前提となる法の適用、解釈を入国管理局と争う場合であって、それ以外は制限されるものでない。上陸審判要領等に明記し、手続での混乱を回避される措置をされたい。 （２）次に、改正行政書士法第１条の３第２号が規定する行政書士（以下、特定行政書士という。）は、上陸審判手続において何らの留保なしに代理できることを、上陸審判要領等で明記すべきである。 　けだし、改正行政書士法第１条の３第１項第１号が規定する意見陳述のための手続（不利益処分等がなされる前の手続）と、同項第２号が規定する「不服申立手続」（不利益処分が為された後の手続）と比較考量すれば、第２号の「不服申立」手続が弁護士法第７２条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同１号括弧書が適用されないのは当然である。 　しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。	姫田・山田行政書士事務所	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
164	28年 11月30日	28年 12月19日	行政書士による在留資格取消手続における意見聴取（出入国管理及び難民認定法第２２条の４第２項）の代理	（1）在留資格取消手続における意見聴取は、不利益処分である在留資格取消処分（出入国管理及び難民認定法（以下、入管法という。）第２２条の４、第６項を前提とする「意見陳述ための手続」（改製行政書士法（以下、行書法という。）第１条の３第１２項第１号）である。したがって、行書法第１条の３第１項第１号の括弧書に該当する場合を除き、代理することができる。 ところが、法務省入国管理局が保有する行政文書である「入国・在留審査要領」によれば、在留資格取消対象者の代理人には、「弁護士以外の者が、業として被聴取者の代理人としての活動を行うことは、弁護士法第７２条に抵触するおそれが高い。したがって、弁護士以外の者が、代理人として意見聴取期日に出頭し、意見聴取に業として参加することを認めることは適当ではない。」（入国・在留資格審査要領第１０編の２、１１ページ）とし、現に、行政書士が被聴取者の代理人となることを認めていない。利害関係人の代理も同じである。 しかしながら、行書法第１条の３第１項第１号括弧書で制限されるのは、法の適用・解釈を争う場合のみであって、少なくとも一般的に禁止するのは違法である。 そもそも、在留審査手続に関し、行政書士は申請取次者として関与し、その量、質ともに他の士業の追随を許さない。平成元年以来２６余年、申請取次制度の発展と入管行政の円滑な推進に寄与して来ている行政書士を一律に排除すること自体、円滑な入管行政の推進に逆行するものである。「入国・在留審査要領」等の改正を行われたい。 （2）次に、改正行政書士法第１条の３第２号が規定する行政書士（以下、特定行政書士という。）は、在留資格取消手続において何らの留保なしに代理できることを、在留審査要領等で明記すべきである。 けだし、改正行政書士法第１条の３第１項第１号が規定する意見陳述のための手続（不利益処分等がなされる前の手続）と、同項第２号が規定する「不服申立手続」（不利益処分が為された後の手続）と比較考量すれば、第２号の「不服申立」手続が弁護士法第７２条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同１号括弧書が適用されないのは当然である。しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。	姫田・山田行政書士事務所	法務省
165	28年 11月30日	28年 12月19日	行政書士による違反審判手続における口頭審理（入管法第48条第5項、同第10条第3項）の代理	（1）違反審判手続における口頭審理（出入国管理及び難民認定法（以下入管法という。）第４８条）は、行政書士法第１条の３第１項第１号に規定する「その他の意見陳述」にあたり、紛争性がない限り、行政書士に代理が認められる（平成２０年７月３日付事務連絡・法務省入国管理局審判課長発地方入国管理局長宛、規制改革の３ヶ年計画（平成２１年３月３１日閣議決定）、入管法第４８条第５項により、入管法第１０条第３項準用）。 しかしながら、実際の違反審判手続では「紛争性がある」、「友人としての立会人なら可」等、諸々の理由を挙げて、行政書士による口頭審理の代理を認めない事態が散見される。ここで制限されるのは不利益処分の前提となる法の適用、解釈を入国管理局と争う場合であって、それ以外は制限されるものでない。違反審判要領等に明記し、手続での混乱を回避される措置をされたい。 （2）次に、改正行政書士法第１条の３第２号が規定する行政書士（以下、特定行政書士という。）は、違反審判手続において何らの留保なしに代理できることを、違反審判要領等で明記すべきである。 けだし、改正行政書士法第１条の３第１項第１号が規定する意見陳述のための手続（不利益処分等がなされる前の手続）と、同項第２号が規定する「不服申立手続」（不利益処分が為された後の手続）と比較考量すれば、第２号の「不服申立」手続が弁護士法第７２条の制限が設けられていないことから、紛争性が高いのは自明である。後者の代理が認められる特定行政書士が、前者の手続を代理するにつき同１号括弧書が適用されないのは当然である。 しかし、今日においても、改正行政書士法の趣旨に従った措置はとられていない。この点、改善を求める。	姫田・山田行政書士事務所	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
166	28年 11月30日	28年 12月19日	ふるさと融資の連帯保証における民間金融機関の範囲拡大	一般財団法人地域総合整備財団が実施している地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）は、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間投資を支援するために行う設備資金に係る長期無利子貸出で、民間金融機関の連帯保証が必要されているが、信用組合は連帯保証金融機関の範囲に含まれていない。よって、この制度における連帯保証金融機関の範囲に信用組合が含まれるよう、その範囲拡大を要望するものです。	(一社)全国信用組合中央協会	総務省
167	28年 11月30日	28年 12月19日	後見人に対し後見監督を行う事務のIT導入による効率化。	私は親族の法定後見人をしている者です。今年、家庭裁判所から呼び出され、後見監督人を付けるとの話がありました。 後見人が、被後見人の財産を着服するニュースが多いので、裁判官もその対策を行っているのであろうとは思いますが、少数の悪人の為に、大勢の善良な後見人が、ただでさえ煩雑な事務を、非効率な書類提出回数の増加要求で無駄な作業をさせられるのはかないません。後見監督業務をより厳格にやる事自体は、社会情勢から致し方ないと思いますが、最近のIT技術を大胆に導入して事務の効率化を行って欲しいと思います。 現在の金融取引に使われている技術でも、後見監督業務に大いに役立ちそうな技術が幾つもあるので、それを導入する事で、後見事務、後見監督事務が、大幅に効率化される事が見込まれます。 例えば、クレジットカード会社による、利用履歴を利用して「通常ではない金銭移動」を検出すると、利用者（口座の所有者）に「警告 mail」を出す技術などは、被後見人の複数の口座を常時監視し、通常と異なる動き（引出し）があると判断した時、家裁なり後見監督を行っている部署、或いは outsourcing している民間会社にメールを出す様にすれば、ほぼ real time で管理できると思われます。 又、銀行の online 取引などで用いる、本人確認の為の２重認証技術を応用すれば、一定額以上の引出しに対しては、後見人の認証(onlineでもofflineでも)と、家裁の認証の２つが必要となる様にすれば、高額引出しが常に家裁の承認の下で行われる事になり、多額の着服に対し、大きな抑止力になると思われます。 更に、MyNumber の内、企業？向けの番号を利用すれば、送金先企業が番号によって online で特定でき、送金目的を自動でチェックできる可能性があり、比較的少額の送金に関しても、機械によるきめ細かな判断ができる様になるかも知れません。 家庭裁判所などの、手作業の定型事務処理を廃止し、人間が関わるのは、調査と最終判断部分だけにする様にすれば、後見監督事務にとどまらず、後見人の事務作業も大きく効率を上げる事ができると思われます。 直ちに制度変更を行うのは無理があるかも知れませんが、少なくとも、上記の様な事を可能とする研究を具体化させる予算確保が必要と思われます。	個人	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
168	28年 11月30日	28年 12月19日	許可要件の担保が、複数にまたがる横断的な手続きの証明方法及び、審査基準の設定（建築審査課の場合）	旅館業、倉庫業等の許可や登録申請において、施設基準が要件となる場合があるが、申請窓口では、建築基準法の適合性について確認するよう求められる（事案は後述）。 しかし、建築審査課は、建築基準法に基づく確認申請書の受理や中間検査、完了検査を前提に建築基準法の適合性を審査することから、このような他法令に関する適合性の判断については対応できない旨、回答されることが多々ある。 行政手続法上、他法令の不適合を理由に該当法令の申請を不許可はできないが、一方で営業に重要な影響を及ぼす建築基準法の適合性につき担保をはかることは頷ける。 例えば旅館、興行場営業に関しての消防法令に基づく「適合通知書」のような、許可申請を前提とした証明・担保の仕組みを要望したい。また、自治体ごとに運用や基準が異なる点も改善されれば、尚良い。 （事案1） 建築基準法上の「倉庫業を営まない倉庫」で確認申請がされている物件では、原則、倉庫業登録の申請は認められていないが、倉庫業法が求める施設基準を満たし、所管の建築審査課の見解確認書を提出すれば、倉庫業登録が行える。 この際の見解確認書の記載内容は任意で、押印等も求められておらず、そもそもこのような運用自体も自治体ごとに異なることから、対応不可能な自治体もある。 ※建築確認申請した際、「倉庫業を営む倉庫」として申請したが、自治体の判断で「倉庫業を営まない倉庫」とされる場合や、もともと自家用倉庫であった場合、いずれも同様の指導がなされる。 （事案2） 旅館業法の許可申請時の事前相談の場面で必ず「建築基準法上の問題はないか」の確認がなされる。 　しかし、建築審査課の行なう審査は違反建築でないことが前提あり、実務上、不用意な返事をすることはない。（本来、建築士が計画したものは、適法であるはずという前提で、審査課はそれを「確認」するという運用） 　これを解消するのは、建築士に計画と図面作成を依頼し、事前協議を代理してもらう方法だが、全ての責任を一個人である建築士に背負わせる構造にもなり、これを容易に受任できる者も限られる。また、木造二階建て程度であれば、行政側から法12条報告を求めてもらうというスキームも考えられるが、非木造や木造3階建以上では、建築当時の法律に適合しているかを証明するため壁体内の筋交いや接合などすべて確認することになり、現実的に不可能とも言える。	服部行政法務事務所	厚生労働省 国土交通省
169	28年 11月30日	28年 12月19日	歩行者天国における道路使用許可の容易化	道路交通法第77条によると、道路使用許可申請があった場合、以下のいずれかに該当する場合には、警察署長は許可を「しなければならない」ものと明定されている。 (1)現に交通の妨害となるおそれがない (2)許可に付された条件に従つて行なわれることにより交通の妨害となるおそれがなくなる (3)交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ない しかし、警視庁通達（道路使用許可取扱要綱）によると、道路の中でも歩行者天国については、「原則として、慣習的な行事を除き、許可をしない」こととされている。これは、上記一定の要件を満たす場合には「許可をしなければならない」とする道路交通法の規定に反して、歩行者天国の場合に通達で要件を加重するものであり、道路交通法第77条の趣旨に明らかに反するものである。 例えば、道路交通法によれば、「許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなる」場合には許可をしなければならないはずであるが、通達の規定によるとこのような場合にも原則として許可はされないこととなり、明らかに法の趣旨に反する状態となっている。 したがって、これ以上道路交通法の趣旨に反する状態が継続しないよう、同法の精神に基づき、通達の当該規定をただちに削除させる措置をとるべきである。	新経済連盟	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
170	28年 11月30日	28年 12月19日	特定遊興飲食店の営業所設置許容地域の拡大	特定遊興飲食店は、営業所設置許容地域でしか営業することができないとされている。特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）の営業設置許可地域は東京都においては建築基準法上の用途地域に沿う形で定められており、原則として商業地域のうち規則で定める地域に限定されている（ただし六本木においては近隣商業地域にも拡大されている。）。しかし、建築基準法の用途地域の指定は必ずしも現状に適合しているとは言えず（例えば、六本木駅周辺には住居専用地域がかなり多い）、また、その変更手続は容易ではない。 良質なクラブ等は、街ににぎわいをもたらし人々の交流を生み出すことにより、近隣地域に経済的な価値もたらすのみならず文化的な価値をも向上させるものである。 一定の要件を満たす良質な特定遊興飲食店営業の営業設置許可地域を拡大することにより、街の活性化等が期待できる。 そこで、当該店舗が、国・地域が認証する一定の団体に所属している、あるいは、当該地域がいわゆるパープルフラッグ（※）を取得しているなど、一定の要件の要件を満たす場合には、風営法上の営業設置許容地域以外においても柔軟に特定遊興飲食店の営業を認めることとするべきである。 ※安全にナイトタイムエコノミーを楽しめることが認証された地域	新経済連盟	警察庁
171	28年 11月30日	28年 12月19日	遠隔医療(遠隔診療及び遠隔服薬指導)のオンライン完結の推進	(制度提案) ・遠隔診療について、初回は対面診療ということは不要であることのあらためての明確化 ・電子処方箋の実施対象の拡大(現行は、地域医療連携ネットワークなどに限定) ・電子処方箋でのオンラインでの送信可能化 ・遠隔服薬指導の解禁 (理由) 遠隔診療については、2015年8月の事務連絡により解釈が明確化されたものの、2016年3月18日付の厚労省の通知(東京都からの疑義照会の回答)により、遠隔診療のみにより診療を完結することは医師法違反となっており、これを受けて、初診は対面である必要があるとの受け止めや指導もあると聞いている。あらためて解釈を明確化する必要がある。 院内処方の場合、遠隔診療実施後、そのまま医薬品の配送を行えば、オンラインでの遠隔 医療全体が完結する。一方、院外処方の場合、遠隔診療後、(1)医療機関から患者に処方箋の郵送、(2)患者が処方箋を薬局に交付、(3)処方薬の交付、(4)服薬指導が必要である。オンラインでの完結のためには、(1)と(2)は、処方箋の電子化と電子処方箋オンラインでの送信が解決策になる。しかしながら、電子化実施対象が限定されており、『電子処方箋の運用ガイドライン』では、処方箋IDが記載された『電子処方箋引換証』の紙と『処方箋確認番号』を患者が薬局に持参する形になっている。また、遠隔服薬指導は、国家戦略特区での一定の条件のもとでしか認められていない。 完全オンライン化により遠隔医療がさらに推進されれば、医療資源の効率的な活用、患者の受診機会の確保、在宅患者への対応、残薬の削減・重症化予防等による医療費削減など多大なメリットが享受できる。	新経済連盟	厚生労働省
172	28年 11月30日	28年 12月19日	処方箋薬等の医薬品供給・受け渡し方法の多様化	(提案内容) 患者の多様なニーズにこたえるため、処方箋薬等の医薬品供給・受け渡し方法を多様化する観点から、以下の事項を講ずる。 ・患者自宅、会社、介護施設など患者が指定する場所で薬局・店舗以外の場所での情報提供・服薬指導の解禁 ・調剤を行った薬局・店舗に勤務する薬剤師以外の薬剤師が情報提供・服薬指導することの解禁 ・災害時に特別に認められた災害対策医薬品供給車両を移動店舗として通常時でも認める (理由) 生活の多様化、働き方の多様化、在宅患者の増加などにより、患者が処方箋を薬局にもっていって処方を受けるという手間をかけることが極めて困難になっているケースが多くなっており、供給・受け渡し体制を多様化する必要がある。	新経済連盟	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
173	28年 11月30日	28年 12月19日	薬局医薬品及び要指導医薬品の対面規制の撤廃	［提案の具体的内容］ 1．処方箋薬、薬局医薬品、要指導医薬品に係る対面規制の削除　（第9条の3第1項、 　第36条の4第1項、第36条の6第1項） 2．「要指導医薬品」というカテゴリーの撤廃（第4条第5項4号等） ［提案理由］ 1．要指導医薬品という制度自体が持つ問題について 　改正薬事法において、「要指導医薬品」は、「効能及び効果において人体に対する作用が著しくないものであって、薬剤師その他の医療関係者から提供された情報に基づく需要者の選択により使用されることが目的とされているものであり、 かつ、その適正な使用のために薬剤師の対面による情報の提供及び薬学的知見に基づく指導が必要なもの」とされている。しかしながら、この要指導医薬品制度は、一部の一般用医薬品のインターネット販売を合理的根拠無く禁止するための制度であり、不当である。この制度を作る前に厚生労働省によって開催された、「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合審議会」においては、「スイッチ直後品目はリスクが不明であるからネット販売をすべきでない」「ネットは危険だから対面で販売すべき」等、およそ合理的とはいえない議論が繰り広げられた。本来であれば、ネット販売であれ店頭販売であれ、各医薬品ごとに具体的にどのようなことに気をつけて販売すべきなのか、それは使用者と対面しなければ本当に実現できないことなのか等、一つ一つ検証して、具体的な販売方法のあり方を検討すべきであったにもかかわらず、最後までそのような検証はなされず、各々の医薬品について対面でなければ販売できない具体的かつ合理的な根拠も示されることがなかった。 2．処方せん医薬品含めた薬局医薬品について 医療用医薬品は、医者の診察後に交付した処方箋に基づくもの。薬剤師がダブルチェックで対面で行う規制をする立法事実があるのかきわめて疑問。	新経済連盟	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
174	28年 11月30日	28年 12月19日	クラウド化／ビッグデータ時代に適応した、金商法帳簿書類「発注伝票」「運用明細書」の要件緩和	■概要■ 資産運用会社は、「金融商品取引法第四十六条の二」を根拠として、「金融商品取引業等に関する内閣府令」により各種帳簿の作成が義務付けられているが、このうち同令第百七十一条「発注伝票」及び同令第百七十条「運用明細書」について、海外の諸規制機関の要請とのバランスや今日の技術進展を背景とした緩和を要望します。 ■緩和の方向性の提案■ ▼発注伝票 あたかも1枚の帳票として出力することを想定した内閣府令を見直し、複数データソースの情報を、必要に応じて個別にとり出せる仕組みを担保すればよいものとする。つまり、第百七十一条2の四「日付順に綴り込む」、同条3の五「一覧表により表示」等を削除 ▼運用明細書 これは発注伝票と内容が重複する部分があっても、同令第百七十条2「運用資産ごとに作成」の規定があるため、発注伝票と兼ねることができない。よって、この規定を削除。 ▼共通 日時の記載は、タイムゾーンを指定すれば日本標準時以外でも可能とする。 ■要望の背景■ 運用の証跡の記録は当然ですが、発注伝票や運用明細書のような出力方法や綴り方まで詳細に定めた規制は国際的に例がありません。 よって、同じ日本の金融商品を取引でも、海外資産運用業者に比べ国内業者に重い負担となっています。例えば、 ＊海外製受発注／執行管理システムの導入には帳票用のカスタマイズが必須となり、導入が遅れる、または導入を断念する。 ＊新たな金融商品を取引するにあって、帳票設計が必須となり、取引開始が遅れる、又は取引機会を逸する。 ＊残念ながら帳票作成も無欠陥ではないため、度々問題が見つかっては過去数年分の帳票を人海戦術で修正する事態が発生。 等が挙げられます。 ■緩和要望の背景となる技術状況■ 今日、運用業務は複数のシステムを用いることが一般的であり、データも社内外のサーバー（クラウド）に分散しています。あえて帳票という形で統合せずとも、必要に応じて個々のデータソースから情報を取得することができれば帳票の趣旨とは遠く無いと考えます。 また、ビッグデータ技術の進展により、形式を問わず大量データの検索が容易になりました。冒頭にあげたような緩和が実現されれば、例えば「電子メールで取引があった場合は、それらのメールを所定の場所に保存」するだけで発注伝票／運用明細書とすることも可能になり、負担は格段に減ります。 以上。	個人	金融庁
175	28年 12月1日	29年 1月16日	政策的低金利下、ＤＢ制度の財政検証における継続・非継続二つの基準を継続基準のみ適用の一本化への検討	・現行は継続基準・非継続基準の二本立てとなっているが、継続基準のみの適用とし一本化させる。なお、解散、閉鎖を含め当該制度の見直し、他制度への移行等ある場合には、非継続基準も併せて適用することも検討する。 ・昨今の日銀の低金利政策は、これまでも低位に推移してきた長期金利水準をさらに押し下げ、こうした市場動向により設定される予定利率の低下が、非継続基準の検証に用いられる「最低積立基準額」を過大に算定させる結果をもたらしている。その一方で、運用環境低迷による時価資産の伸び悩みも加わり、財政上の積立水準が悪化しやすい環境下にある。 ・非継続基準に抵触した場合、掛金の引上げが必要となり、低金利下のＤＢ制度の実施・継続には多大な負担が求められる。経営基盤の弱い中小企業等にとって予期せぬ追加負担を強いられ、結果、ＤＢ制度の存廃にもつながる。 ・二つの検証基準があることにより、一方はクリア、一方は抵触するなど、財政運営における年金債務の評価に真逆の「ねじれ現象」をもたらしており、存続を前提としている企業にとっては、現行の財政運営に理解しがたい状況も見られる。 ・超長期の金利とは云え、市場動向に左右される予定利率で将来支給される給付を現時点まで割り引くことから「最低積立基準額」の振れ幅は大きく、低金利下での非継続基準クリアのハードルは高い。欧米各国の一本化された財政検証内容や、その動向を確認しながら、財政検証基準の見直しをお願いしたい。	企業年金連絡協議会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
176	28年 12月1日	29年 1月16日	有価証券届出書又は臨時報告書による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しにおける空売り規制の適用	（提案の具体的内容） 有価証券届出書又は臨時報告書（以下「有価証券届出書等」という。）による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しについて、金融商品取引法施行令（以下「令」という。）第26条の6に基づく空売り規制（以下「本規制」という。）の適用対象として頂きたい。なお、M&Aにおける相対取引での株式の譲渡が金融商品取引法上の売出しに該当し有価証券通知書を提出する場合であって、かつ、金融商品取引業者等が売出しの取扱いを行う形で当該取引に関与する場合には、上記の適用例外として頂きたい。 （提案理由） 現行法令上、有価証券通知書を提出して行う既開示有価証券の売出しなど、有価証券届出書等による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出し（他の募集又は売出しと併せて一連のものとして有価証券届出書等による公衆縦覧に供される売出しを除く。以下同じ。）に対して、本規制は適用されない（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第15条の5に定める価格未決定期間が存在せず、令第26条の6及び金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「業府令」という。）第123条第1項第26号が適用されない。）。 しかし、有価証券届出書等による公衆縦覧に供されない既開示有価証券の売出しであっても、適時開示等を通じてそのローンチを知った投資家が、ローンチから条件決定日までの価格未決定の間に空売りを行い、当該売出しにより取得する株式で借株の決済を行うことにより、市場への一方的な価格下落圧力が加わり、市場の需給を崩し、公正な価格形成を歪めるおそれが実務上存在する。そのため、当該売出しであっても本規制を適用する必要がある。 また、当該売出しを本規制の対象とした場合において、金融商品取引業者等が、業府令第123条第1項第26号に規定する通知を顧客に対して行うことで、有価証券届出書等による公衆縦覧に供される募集又は売出しの場合と同様に、規制の実効性の確保を図ることも可能である。 なお、M&Aにおける相対取引での株式の譲渡が金融商品取引法上の売出しに該当し有価証券通知書を提出する場合であって、かつ、金融商品取引業者等が売出しの取扱いを行う形で当該取引に関与する場合には、当該金融商品取引業者等が業府令第123条第1項第26号に規定する通知を顧客に対して行うことに実務上支障が生じる場合がありうるため、適用例外として頂きたい。	民間企業	金融庁
177	28年 12月1日	29年 1月16日	売出人と売出しを行う金融商品取引業者が同一の場合における、引受けを前提とした法令の適用について	（提案の具体的内容） 金融商品取引法施行令第1条の7の3第7号イ～ホに該当しない者（以下「当初売却人」という）から、金融商品取引業者（以下「金商業者」という）が株式を取得し、当該金商業者を売出人として当該金商業者単独で買取引受けとして売出しを行いたい場合、売出人と売出しを行う金商業者が同一となるが、金融商品取引法第21条第4項に定める「元引受契約」に類する書面を作成すれば、売出人かつ売出しを行う当該金商業者は金融商品取引法第21条第1項第4号に定める「元引受契約を締結した金商業者」及び金融商品取引法第2条第6項に定める「引受人」に該当し、金融商品取引法第2条第8項第6号に定める「有価証券の引受け」にも該当することを認めて頂きたい。 （提案理由） 当初売却人による株式の売却は、売出しに該当しないため、金商業者による買取引受けによる売出しによって売却を行いたい場合には、当初売却人より金商業者が一旦株式を取得した上で、当該金商業者が売出人となって売出しを行う必要がある。但し、当該売出しを当初売却人から株式を取得した金商業者単独で行う場合は、売出人と売出しを行う金商業者が同一となり、売出人から取得する行為がないため、当該金商業者は引受人とはならない（なお、当初売却人から取得する行為をもって引受けと整理できるかは明確ではなく困難である）。 当該金商業者が引受人に該当しない場合は、金融商品取引法施行令第20条第2項第2号に定める「元引受契約を締結する金商業者」に該当せず、売出しを容易にするための安定操作取引を行うことができず、円滑な売出し実施の障害となっている（なお、同条第2項第2号に該当しない場合に、同条第3項第2号又は第5号に基づき安定操作取引の委託等を自己に委託し、当該金商業者が自己の計算において安定操作取引を行うことができると整理できるかは明確ではなく困難である）。 そのため、当初売却人が買取引受けによる売出しを用いたスキームで売却を行いたい場合は、他の金商業者も招聘し引受団を組成した上で、当初売却人から株式を取得した金商業者を売出人として、当該引受団が共同して買取引受けを行い売出しを実施することが必要となっている。 情報管理やスムーズな執行の観点で、当初売却人が株式を取得させる金商業者単独で買取引受けによる売出しを行わせたいニーズがある場合も多いため、認めて頂きたい。	民間企業	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
178	28年 12月2日	29年 1月16日	風俗営業等適正化法における標準処理期間について	現在、風俗営業の許可につきましては、申請時期等により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を、「55日以内で各都道府県の実情に応じた期間を定める。」となっています。 これをもとに、各都道府県の公安委員会では、申請の到達した時点より、55日を目安として風俗営業の処分（許可）をしております。 そして、この55日の目安については、東京都公安委員会では、土日、 祝祭日等の日数は55日に含めないこととしており、土日、祝祭日等を含めた実質許可日数目安は80日前後となっております。 　この目安をもとに、許可申請受理を行う警察署では、許可までの期間が二ヶ月余りになっており、特に、特定遊興飲食店営業の許可は目安としている80日が掛かっている現状があります。 　営業を行おうとしている申請者については、許可の申請後の二ヶ月間の店舗家賃は大きな経済負担となっております。ましてや「申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合に限る。」となっていることから、許可申請前の店舗造作、内装工事の期間を勘案すると、申請者における営業許可前の日数は、大きな経済的負担となっております。 　そもそも行政手続法における目的は「公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」ものであり、60日～80日の許可までの日数の多さは、国民（許可申請者）に大きな負担を強いるものであり、行政手続法の趣旨にそぐわないものであると考えます。 　このような状況を考え、処分庁である警察署における許可手続きの審査の迅速化を求めるものであります。書類審査や店舗実地調査は速やかに行われるべきであり、各警察署の申請受付担当者1名という体制（ほとんどの警察署での実情）を改め、複数担当者制や嘱託職員の活用などを積極的に推し進めるべきと考えます。申請受付担当者においては、許可目安の最大日数を基準としないような処理を行っていただくよう望んでおります。	日本行政書士会連合会	警察庁
179	28年 12月2日	29年 1月16日	許可要件の担保が複数の官公署にまたがる横断的な案件による基準証明方法及び、審査基準の設定について	旅館業、倉庫業等の許可や登録申請において施設基準が要件となる場合があるが、営業許可申請窓口では建築基準法の適合性について確認するよう求められる（事案は後述する）。しかし、建築審査課は建築基準法に基づく確認申請書の受理や中間検査、完了検査を前提に建築基準法の適合性を審査することから、このような他法令に関する適合性の判断については対応できない旨回答されることが多々ある。行政手続法上、他法令の不適合を理由に該当法令の申請を不許可はできないと考えるが、一方で営業に重要な影響を及ぼす建築基準法の適合性につき証明を求めることも頷ける。そこで、建築基準法に関しても例えば旅館、興行場営業に関しての消防法令に基づく「適合通知書」のような営業許可申請を前提とした証明･担保の仕組みを切望する。また自治体ごとに運用や基準が異なる点も改善されれば尚良い。 （事案１）建築基準法上の「倉庫業を営まない倉庫」で確認申請がされている物件では、原則、倉庫業登録の申請は認められていないが、倉庫業法が求める施設基準を満たし所管の建築審査課の見解確認書を提出すれば倉庫業登録が行える。この際の見解確認書の記載内容は任意であり押印等も求められておらず、そもそもこのような運用自体も自治体ごとに異なることから、対応不可能な自治体もある。※建築確認申請した際「倉庫業を営む倉庫」として申請したが、自治体の判断で「倉庫業を営まない倉庫」とされる場合やもともと自家用倉庫であった場合、いずれも同様の指導がなされる。 （事案２）旅館業法の許可申請時の事前相談の場面で必ず「建築基準法上の問題はないか」の確認がなされる。しかし、建築審査課の行う審査は違反建築でないことが前提にあり、実務上不用意な返事をすることはない。（本来、建築士が計画したものは適法であるはずという前提で、審査課はそれを「確認」するという運用）これを解消するのはコストをかけ建築士に計画と図面作成を依頼し、事前協議を代理してもらう方法だが、全ての責任を一個人である建築士に背負わせる構造にもなり、これを容易に受任できる者も限られる。また、木造二階建て程度であれば、行政側から法12条報告を求めてもらうというスキームも考えられるが、非木造や木造３階建以上では建築当時の法律に適合しているかを証明するため壁体内の筋交いや接合などすべて確認することになり、現実的に不可能とも言える。	日本行政書士会連合会	厚生労働省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
180	28年 12月2日	29年 1月16日	浄化槽保守点検費用と法定検査費用の一本化	民間指定業者が浄化槽の保守点検をし、県が浄化槽の法定検査をし、それぞれが費用を持ち主に請求している。指定業者がしっかりと保守点検をしていれば、改めて所有者に対し、法定検査をする必要はないのではないか。法定検査は浄化槽の保守点検と維持管理がきちんとできているかどうかを見るためのものなので、個人の浄化槽所有者ではなく、民間の指定業者を検査、指導すればよいのではないか。費用の請求も二か所からきて、二重取りの感じがするので、一本化したほうがいいと考える。国民にとってわかりやすく納得のいく仕組みにできるように法改正をお願いしたい。	日本行政書士会連合会	環境省
181	28年 12月5日	29年 1月16日	銀行による普通社債のディーリングの解禁	現在、登録金融機関がディーリングを行う場合に扱える社債からは、政府保証のないものは除外されているが、例えば、上場企業の普通社債（Straight Bond）まで拡大すれば、銀行間で普通社債を売買する際に、証券会社を介する必要がなくなり、債券市場の活性化が期待できる。また、銀行の窓口で普通社債が販売できるようになれば、低金利下での顧客に提供できる商品のメニューが広がり、顧客の金利選好に応えやすくなる。	個人	金融庁
182	28年 12月8日	29年 1月16日	公益法人の審査等における、各地域の行政庁等による対応の均質化・充実化	（具体的提案内容） 　公益認定法第５条に基づく公益認定の審査、同法第１１条に基づく変更の審査、同法第２７条に基づく報告等につき、各地域の行政庁の対応を均質化・充実化する観点から、担当者が共有するマニュアルを充実化する等の対応を取ること。特に、公益認定の審査に当たって、一部の行政庁や担当者において行われているような、一般財団・社団法人としての実績がなければ認定しないとの対応を取ることのないよう、担当者向けマニュアル等を通じて徹底すること。 　また、更なる対応の充実化に向け、各担当行政庁に常設の相談窓口を設けた上で、経験豊富な相談員を配置すること。相談員に対しては、内閣府による十分な研修を実施するなど、申請者に対し時宜に応じた柔軟かつ適切な対応が可能な体制を整えること。 さらには、将来的に公益法人の設立を支援するセンターを設立することについて、検討すること。 （提案理由） 　公益法人制度を所管する内閣府公益認定等委員会、各都道府県の公益認定等審査会及びそれらの事務局において、公益認定法第５条に基づく公益認定の審査、同法第１１条に基づく変更の審査、同法第２７条に基づく報告等における対応が、各行政庁や、同じ行政庁でも担当者によって大きく異なる事例が多々ある。例えば、行政庁や担当者によっては、公益認定の審査に当たって、一般財団・社団法人としての実績がなければ認定しないとの運用を行っている例がある。また、公益認定に関し、内閣府で1年以上審査が終わらなかった一方、地域の公益認定等審査会では同種の法人が半年で認定されたケースがある。担当者も1～2年で交代することが多く、着任から間もない担当者の場合、経験不足のため、公益認定の審査に限らず、事業報告に係る内容の確認等において、必要以上の事務負担や時間を要することもある。 　また、行政庁によっては申請者に対する相談会等を実施しているところもあるが、なかなか予約が取れないという問題がある。また、そもそも相談会等を実施していない行政庁もある。申請者に対する支援体制の不足から、時宜に応じた対応をしてもらえないということにつながっている。	新経済連盟	内閣府

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
183	28年 12月8日	29年 1月16日	公益認定の審査期間の短縮（標準処理期間の遵守）	（具体的提案内容） 公益認定法第５条に基づく公益認定において、審査の標準処理期間（４か月）の遵守を徹底すること。 （提案理由） 公益認定法第５条に基づく公益認定に当たっては、「公益認定等に関する標準処理期間について」（平成２３年８月１日　内閣府大臣官房公益法人行政担当室）において、標準処理期間が４か月とされているにもかかわらず、審査期間がそれを大幅に超過することが多々ある。例えば審査が１年以上に及ぶこともある等、公益法人の設立に当たって、大きな障害となっている。	新経済連盟	内閣府
184	28年 12月8日	29年 1月16日	公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(1)例外の適用拡大）	（具体的提案内容） 新経済連盟は、収支相償原則の撤廃を含めた公益法人制度の抜本的見直しを提案しているところであるが、ここでは、当面の対策として、収支相償原則の更なる弾力的運用について、本項目以下３点を提案する。 一点目として、単年度の収支相償原則の例外（特定費用準備資金の積立、公益資産取得資金の積立等）について、より幅広く適用できるものとし、中長期的に収支が均衡することを一定の合理性をもって説明できるものであれば認められるものとするとともに、複数年度にわたる法人財政の安定化のための資金（財政安定化資金）についても含まれることとすること。 （提案理由） 公益法人の収支相償原則については、内閣府が定めるガイドラインにおいても、特定費用準備資金の積立、公益資産取得資金の積立等により、中長期的に収支が均衡することが確認されれば収支相償を満たすものとされているが、それらの積立における剰余金解消計画について、行政庁によっては、極めて具体的に使途を示すことができるものしか事実上認められない状況となっている。 しかしながら、特に小規模の公益法人にとっては、毎年の収入（寄附、金融資産の運用収益　等）や公益事業（例えば災害への緊急対応）の支出が不安定であることから、剰余金解消計画において具体的な使途を示すことが困難な場合も多い。また、そうした事情から、複数年度にわたる法人財政の安定化のための資金（財政安定化資金）が必要とされている。	新経済連盟	内閣府
185	28年 12月8日	29年 1月16日	公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(2)二段階計算方式を一段階に）	（具体的提案内容） 収支相償原則の更なる弾力的運用について、二点目として、二段階計算方式（各事業単位での収支相償及び法人の公益活動全体での収支相償）を、一段階計算方式（法人の公益活動全体での収支相償のみ）に改めること。 （提案理由） 収支相償原則の趣旨は、公益法人が利益を内部で溜めず、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用し、受益者を広げるものであると考えられ、そうであるとすれば、公益法人が行っている公益目的事業全体の収支相償のみを問題とすべきあって、個別事業ごとに収支相償を求めることは過剰である。個別事業ごとに厳しく収支相償を求めることで、法人として実施を躊躇する公益事業が生じる、非効率な運営を招くなどの問題が生じている。	新経済連盟	内閣府

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
186	28年 12月8日	29年 1月16日	公益法人の収支相償原則の更なる弾力的運用（(3)赤字の繰越し）	（具体的提案内容） 収支相償原則の更なる弾力的運用について、第三点として、ある事業年度で生じた赤字につき、翌事業年度以降への繰越しを認めること。 （提案理由） 収支相償原則については、単年度で剰余金が生じた場合には翌年度以降での解消を求められるものの、逆に損失が生じた場合には翌年度以降での埋め合わせが認められないという非対称なものとなっている。また、そのため、単年度で損失が生じた場合には正味財産を取り崩さざるを得ないことがあり、法人の規模縮小につながるほか、小規模法人にとっては法人自体の存立基盤を危うくさせる結果となっている。 中長期的に収支を均衡させるという収支相償原則の本来的な趣旨に照らせば、単年度の損失が生じた場合には翌年度以降への繰り越しが認められるべきである。	新経済連盟	内閣府
187	28年 12月8日	29年 1月16日	公益法人の事業内容の変更につき、認定を要しない「軽微な変更」の範囲の明確化と拡大	（具体的提案内容） 公益認定法第１１条第1項に基づく公益法人の事業内容の変更に当たっては、同法施行規則第7条で定める「軽微な変更」に該当する場合には、行政庁の認定を要しないこととされている。同条第3号では、「軽微な変更」に該当するものの一つとして、「公益目的事業･･･の内容の変更であって･･･申請書の記載事項の変更を伴わないもの」と定められており、更に、同法の「よくある質問（FAQ）」において「事業の公益性についての判断が明らかに変わらず、申請書に参考情報として記載されているに過ぎない事項の変更と認められる場合は、申請書の記載事項の変更を伴わないものとして、変更の届出を行う」とされている。変更内容が公益目的事業としての要件を満たしているかどうかに影響のないものについては、上記「よくある質問」のケースに該当すると考え、変更認定を要しないこととすること。また、具体的にどのようなものであれば、このようなケースに該当するのか、担当者向けマニュアル等で明確にすること。 さらに、事業内容の変更時に上記のような問題が生じないよう、法人設立時の公益認定に係る申請書の記載事項についても、具体的にどのような記載が必須であり、どのような記載が参考情報に該当するか、申請者向けの手引き、担当者向けマニュアル等で明確にすること。 （提案理由） 例えば、公益目的事業の一環として実施する個別イベントの会場の変更などのように極めて些細な変更でも、「軽微な変更」に該当しないとして扱われ、変更認定の申請を求められている実態がある。行政庁が変更認定を要すると指導する対象範囲が広すぎるため、法人の事務負担を過度に増やしているため改善の必要がある。	新経済連盟	内閣府

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
188	28年 12月12日	29年 1月16日	資金移動業者による受取証書の交付義務の見直し	［具体的内容］ 受取証書の交付における書面原則を転換し、受取証書の交付は、顧客の要望にかかわらず書面による交付または電磁的方法による提供のいずれも認められるようにすべき。 ［提案理由］ （a）資金移動業者に関する内閣府令（以下「府令」という）によれば、資金移動業者は、顧客からそのサービス（為替取引）にかかる資金を受領した場合、顧客が予め電磁的方法により書面の交付を受けることについて承諾している場合を除き、原則として、資金移動業者の商号及び登録番号や受領した資金の額、受領年月日を記載した書面を交付することが義務づけられている（府令30条第1項）。 顧客があらかじめ承諾している場合には、電磁的方法による提供が認められるが（府令30条第3項、第4項）、後に顧客が承諾を撤回した場合には、以降電磁的方法による提供は認められない（府令30条第5項）。 このため、事業者においては書面交付に備えた業務体制を常に維持するためのコストがかかり、利便性の高いサービスをより安価に提供する上で阻害要因となっている。 （b）そもそも府令30条による受取証書の書面交付は資金決済法51条に基づき利用者の保護等に関する措置の一つとして定められている。しかし、例えば、事業者が提供するサービスがインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするものである場合においては、利用者においてもインターネットを通じてサービスを利用することが想定され、受取証書を書面で交付しなくても、電磁的方法による提供を受けることで利用者保護に欠けることのない場合が考えられる。 （c）そこで府令30条を改正し、事業者がインターネットを通じてのみ顧客に営業・勧誘・説明をするサービスである場合等、一定の事業またはサービスの特性を有する場合には、利用者の同意の有無に関わらず、事業者において受取証書の交付方法を電磁的方法によることを選択することが認められるようにすべきである。これにより、事業者においては自身の顧客の特性に応じてサービスを設計することができ、書面交付に関するコストの低減が可能となるため、利用者においてもより利便性の高いサービスをより安価に享受できるようになることが期待される。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
189	28年 12月12日	29年 1月16日	金融関連事業の兼業における届出・報告等にかかる手続の合理化	［具体的内容］ FinTechの進展をはかるため、銀行代理業、電子マネー（資金移動業と第三者型前払式支払手段発行業）、クレジットカード事業（包括信用購入あっせん業と貸金業）など、複数の監督当局に許可・登録等を要する事業を兼業する場合には、当該事業に係る届出・報告先を一本化できるようにする。 ［提案理由］ （a）金融庁の所管する銀行法、金融商品取引法、資金決済法、貸金業法、経済産業省の所管する割賦販売法など、FinTechに関わる法規制において、その事業の許可、登録にかかる届出事項や報告事項は、その内容が重なるものが多い。したがって、これらの事業を兼業する場合には、同様の届出・報告事項について、届出書類や報告書類を作成して、各監督窓口にそれぞれ提出しなければならない。例えば、電子マネーで資金移動業と前払式支払手段を組み合わせた新しいサービスを展開する場合には、資金移動業の監督当局と前払式支払手段の監督当局の両方に、それぞれ同様の書面を作成して提出しなければならない。 （b）金融機関と金融関連IT企業がサービスを融合・連携するにあたり、金融庁や経済産業省など、各省庁の所管する事業の兼業によって新しい金融・金融関連ITサービスの発展をうながすべく、省庁・監督局の別にかかわらず、兼業する事業者における各サービスに関する届出・報告先を一本化することで、兼業する事業者の事務負担を軽減できる。 (c)兼業する事業者による届出・報告先を一本化することは、事業者において兼業にかかる事務負担を削減できることに加え、行政においても届出・報告にかかる事務の効率化に繋がるものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁 経済産業省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
190	28年 12月12日	29年 1月16日	保険持株会社に内部監査･コンプライアンス等の内部管理機能が集約可能であることの明確化	［具体的内容］ グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査･コンプライアンス等の内部管理機能を担うことが可能であることについて、保険会社向けの総合的な監督指針等で明確化すること ［提案理由］ (a)現行の法令等においては保険会社単体を前提とした内部監査･コンプライアンス等の体制整備に係る規定が定められており、保険持株会社が、傘下の子会社の経営管理を専業に行う主体として、グループ子会社の内部監査･コンプライアンス等の内部管理機能を担うことの可否が必ずしも明確でない。 (b)この点、保険持株会社は、子会社となる保険会社の経営管理を的確かつ公正に行う主体として認可されており（保険業法第２７１条の１９）、また、仮に内部監査等を含む法令遵守態勢などに不備がある場合、子保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、保険持株会社に対し報告徴求･立入検査･業務改善命令等の監督措置が可能となっていること（保険業法第２７１条の２７、２８、２９）や、企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備を求められていること（会社法第３６２条）からすれば、保険グループ全体で一体的な内部管理体制を構築することには合理性があると考える。 (c)ついては、例えば「保険会社向けの総合的な監督指針」や「金融コングロマリット監督指針」にて、「保険持株会社がグループ内会社の法令等遵守態勢の役割･機能の一部を担う場合には、法令等遵守に係るグループの基本方針において両者の役割･機能の分担を明確にし、その役割･機能に沿った態勢整備を行う必要がある」といった規定を設けるなど、グループ全体としての適切な内部管理体制の確保を前提として、保険持株会社が、グループ子会社の内部管理機能を担うことが可能であることを明確化すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
191	28年 12月12日	29年 1月16日	電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備	［具体的内容］ 保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受する観点から、利用者の承諾など保険契約者等の保護を前提として、電磁的方法を活用した情報提供に係るルールを整備する。 ［提案理由］ (a)保険業法施行規則第２２７条の２第４項、第２３４条の２１の２第２項では、保険契約者の承諾を得て、書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる旨を規定しているが、一部の書面に対象が限定されており、また電磁的方法については、送信者の電子計算機から情報を送信し受信者の電子計算機に備えられたファイルに記録する方法などのみが認められている（施行規則第１４条の１０）。 (b)これに対し、銀行法では、預金者の承諾を得たうえで、電磁的方法により商品情報を提供することが例外なく認められている（銀行法施行規則第１３条の３）。また、金融商品取引法でも同様の対応が認められたうえ（金融商品取引法第３４条の２第４項）、金融商品取引業者等の電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載された記載事項を顧客が閲覧する方法等が許容されている（金融商品取引業等に関する内閣府令第５６条）。 以上を踏まえると、保険契約者等の選択肢拡大の観点からも、保険募集時に電磁的方法での提供が認められていない一部の書面について、保険契約者の承諾を前提とするなど顧客保護を適切に図ったうえで、他の金融業法と平仄を合わせ、電磁的方法を活用した情報提供に係るルール整備を行うことが必要である。 (c)これにより、保険会社や募集人が情報端末等のIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らの選択により、紛失防止や自己の情報端末による随時の閲覧が容易になるなどIT技術の活用度合いに合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
192	28年 12月12日	29年 1月16日	保険会社の外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の緩和	［具体的内容］ 保険会社の外国における関連法人等に係る子会社等業務範囲規制を緩和する。 ［提案理由］ (a)保険会社の海外展開に係る規制緩和については、2014年5月の保険業法改正により、海外の金融機関等を買収した際の子会社業務範囲規制の特例を拡大する措置がとられた。しかし、保険会社の外国における子会社等の業務範囲については、国内の子会社等と同様の業務範囲を適用するとの大枠は引き続き維持されている。このため、保険会社が外国の保険会社を関連法人等とする際に、当該法人等の傘下に子会社対象会社でない会社等が存在している場合、当該会社等の株式について原則として概ね5年以内に売却等による処分することを求められる（監督指針III－2－2－4（1）（5））。 (b)保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合は、子会社とする場合と異なり、当該外国の会社の経営支配権を有さないことから、その傘下の子会社等の株式の猶予期間内での処分ができない可能性があり、保険会社の海外展開(外国企業への投資)の制度的な障害になる恐れがある。 (c)保険会社が外国の会社を関連法人等とする場合において、当該関連法人等の傘下に子会社対象会社でない会社が存在しているときに限定して、子会社等の業務範囲規制の緩和を行うことで、保険会社の子会社業務範囲規制の全体的な制度趣旨を崩すことなく、保険会社の海外展開を促すというプラスの作用をもたらすことができる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
193	28年 12月12日	29年 1月16日	銀行代理業における変更届の届出の見直し	［具体的内容］ 銀行代理業における過剰な変更届出に関する規制(届出事項･届出頻度)を見直し、事務負担を軽減するべきである。 ［提案理由］ (a)銀行法は、銀行代理業者に対し、子法人･親法人･親法人の子法人をも含め、役員の兼職の状況や業務の種類等に変更が生じた場合には、2週間以内に届けるよう義務付けている。 (b)許可申請時はやむを得ないとしても、許可を取得した後も、子法人･親法人･親法人の子法人等の広範囲にわたり、社外取締役を含めた役員の兼職の状況や業種等を常に把握することは、相当の事務負担となる。また、銀行代理業者にとって、常にこうした情報を把握することは困難である場合があり、意図せずして届出漏れが生じるリスクがある。 さらに、銀行代理業について、子法人･親法人･親法人の子法人等の広範囲にわたり、役員の兼職の状況や業務の種類等を2週間以内に届け出る必要性は必ずしも高くなく、届出事項･届出頻度の規制を緩和したとしても、銀行代理業の業務の健全性に必ずしも大きな影響は生じないと考えられる。 よって、銀行代理業者がタイムリーに情報を把握できる範囲を踏まえて過剰な届出事項を減らすとともに、届出頻度を四半期に1度とすることにより、事務負担を軽減すべきである。 (c)届出事項を減らし、また、届出の頻度を四半期に1回に変更することによって、事務負担を軽減することにより、銀行代理業に参入する場合の障害を減らすことができ、金融機関と金融関連IT企業の連携･Fin Techの進展にも資するものと考えられる。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
194	28年 12月12日	29年 1月16日	投資法人の監督役員の欠格事由の緩和	［具体的内容］ 投資法人の監督役員の欠格事由には、その親族が資産運用会社の親会社若しくは主要株主の使用人又はそれらの子会社の使用人である場合が含まれる。この「使用人」の範囲を、会社法の社外取締役・社外監査役の要件と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。 また、監督役員が資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者という欠格事由について、同じく会社法に倣い、就任前10年間に限定すべきである。 ［提案理由］ (a)平成26年12月に施行された改正投信法施行規則により、投資法人の監督役員の欠格事由が拡充され、スポンサー企業等と利害関係を有すること等が追加された。これにより、監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等又はそれらの子会社の役員等であることが新たに欠格事由とされた。 一方で、平成27年5月に施行された改正会社法において、社外取締役・社外監査役の要件が厳格化されたが、親族については、「株式会社の取締役若しくは支配人その他の『重要な使用人』」の親族である場合に限定して社外要件を満たさないとされた。 (b)資産運用会社のスポンサー企業の中には、多数の会社を有するグループの企業も多い。使用人の範囲が限定されない現行の規定では、その該当者が数十万人に上る場合もある。その結果、欠格事由への該当の有無を把握するための資産運用会社及び監督役員の負担が相当重くなっている。 また、当該欠格事由の規定は、二親等以内の親族の就業や婚姻、企業再編やM＆A等による該当会社の増加により、意図せずして法令違反の状況をもたらしかねない。　さらに、「重要な使用人」以外の使用人が、その所属する会社及び関係する資産運用会社・投資法人に与え得る影響力を実務的に考えると、当該使用人が監督役員の親族であった場合でも、投資法人との間で当該使用人の意向に基づく利益相反取引を行う蓋然性は低いと考えられる。 以上より、監督役員の親族が、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の使用人又はそれらの子会社の使用人である場合の「使用人」の範囲を会社法と同様に「重要な使用人」に限定すべきである。併せて、監督役員の人材確保の観点から、資産運用会社の親会社等若しくは主要株主の役員等であった者との欠格事由については、会社法に倣い監督役員就任前10年間に限定すべきである。 (c)投資法人についての過剰な規制が撤廃されることで、投資法人への参入障壁を低くすることができ、多数の事業者の参入により、不動産投資市場の活性化が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	金融庁
195	28年 12月14日	29年 1月16日	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃	金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。 ［提案理由］ ○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務（確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供）を兼務することが禁止されている。 ○このため、店頭に確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客（加入者）が来店した場合、本部専担者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。 ○平成29年1月より個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者の範囲が拡大されることを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。 ○なお、平成27年度、全国信用金庫協会・信金中央金庫から同主旨の要望が出された際、厚生労働省より「社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進める」旨回答があったが、具体的な進展はみられない。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
196	28年 12月14日	29年 1月16日	海外発行カード対応ATMでの引出手数料に関する利息制限法等の緩和	海外発行カード対応ATMでの引出手数料を柔軟に設定できるようにするため、海外カードによる取引について、利息制限法等で定めるATM利用料の上限の例外とする。 [提案理由] ○「利息制限法施行令」および「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律施行令」において、利息とみなされないATM利用料の上限は、1万円以下の額108円、1万円を超える額216円と定められている。 ○国内銀行のATMにおいて、海外発行のクレジットカードやキャッシュカードを利用する場合、国際カードブランドのATMネットワークや、当該ネットワークと自行のシステムを仲介する国内クレジットカード会社への手数料が発生する。 ○これらの手数料は、利息制限法等で定めるATM利用料の上限を上回る場合が多く、それが海外発行カード対応ATMの設置を抑制している。国内銀行の海外発行カードの引出手数料を、ATM利用料の上限の例外(対象外とするもしくは別途上限を設ける)とすれば、より柔軟な手数料設定が可能となり、海外発行カード対応ATMの増加、訪日外国人観光客の利便性向上に繋がる。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁 法務省
197	28年 12月14日	29年 1月16日	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出の廃止	確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出を廃止する。 [提案理由] ○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書には銀行の役員の兼職状況を記載する必要がある。 ○この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回新たな兼職が生じていないか確認する必要があり、特に社外取締役への確認が多大な事務負担となっている。 ○銀行が、銀行法上の銀行代理業や信託業法上の信託契約代理業、金融商品取引法上の登録金融機関として金融商品仲介業務を営む場合には、役員の兼職状況の届出は不要とされていることを考慮すると、確定拠出年金運営管理機関に係る役員の兼職状況の届出は不要としても問題は生じない。	(一社)全国地方銀行協会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
198	28年 12月14日	29年 1月16日	銀行本体もしくは子会社での事業承継および「まち」づくり事業に限定した不動産仲介業務の取扱い解禁	(a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱いを解禁する (b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まち」づくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱いを解禁する 〔提案理由〕 ○次のような地方創生、地域経済の活性化に資するケースについては解禁すべきである。 (a) 事業承継に関連した不動産仲介業務の取扱い 高齢化が進む中、地方銀行は顧客の事業承継を積極的に支援しているが、事業承継に伴う不動産売却等についても総合的に支援してほしいとのニーズが高まっている。銀行グループによる事業承継に関連した不動産仲介業務が可能となれば、事業承継のワンストップ支援が可能となる。 なお、現状はこうしたニーズに対し、不動産会社を紹介して対応しているが、顧客が事業承継に関する情報を不動産会社に知られたくないケースがある。 (b) 地公体が主導する再開発事業、コンパクトシティ形成事業等、「まち」づくりのための特定の事業に限定した不動産仲介業務の取扱い 地方銀行は、地公体による再開発事業、コンパクトシティ形成事業等による「まち」づくりに積極的に関与しているが、そうした事業の中で、地方銀行が公共施設の有効活用やテナント誘致、空き家・空き店舗の解消のためのマッチングなど、不動産を含む総合的な支援を行うことが可能になれば地方創生の推進に貢献できる。 ○メガバンクがグループ内の信託銀行を活用してグループ一体となって不動産ビジネスを展開していることを考えると、業務の健全性の観点から銀行本体に不動産業務を禁じている意味合いは薄いと考えられる。また、銀行間のイコール・フッティングの観点からみると、規制による不平等が生じているとも言える。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁
199	28年 12月14日	29年 1月16日	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置の廃止または緩和	銀行の保険窓販に係る弊害防止措置(融資先販売規制、担当者分離規制、タイミング規制、非公開情報保護措置)を廃止またはさらに緩和する。 〔提案理由〕 ○現状、銀行窓販における圧力販売は見られないにもかかわらず、弊害防止措置によって、金融サービスのワンストップ化が達成できない、融資先からの申込みは謝絶せざるを得ないなど、顧客の利便性が損なわれている。 ○圧力販売防止の観点からは、独占禁止法による禁止規定があるほか、構成員契約規制もあり、二重三重の過剰規制となっている。特に、従業員50人以下の融資先の従業員に対する保険募集を禁止する規制は、従業員の方が自ら来店して加入意思を示した場合でも販売できないなど、顧客の理解を得ることが困難であり、廃止すべきである。 ○弊害防止措置の見直しについて、金融庁は、引き続き実態把握をしつつ、検討を進めるとしているが、保険窓販を巡る状況には次のような変化が生じており、弊害防止措置の意義はさらに低下している。 －銀行は、顧客本位の業務運営体制(フィデューシャリー・デューティー)の観点から、わかりやすい情報提供、個別の顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化等に取り組んでいる。 －保険ショップなど、顧客が保険購入を目的に来店することが明白で、圧力販売が生じ得ないチャネルからの申込みが増加している。 ○上記の保険窓販を巡る状況、過剰な規制により顧客利便性が損なわれていること等を考慮すれば、速やかに弊害防止措置の見直しを図るべきである。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
200	28年 12月14日	29年 1月16日	生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止	生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係（役職員の兼職、出向等の人事交流）を有する法人に関する規制については廃止する。 ［提案理由］ ○生命保険募集人（銀行等）と「密接な関係」（一定の資本関係や人事交流等）を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできないことになっており、本規制は顧客の利便を損ない、銀行等における生命保険販売の障壁となっている。 ○銀行から役職員が出向している法人や、役職員が兼職している法人については、人的関係が密接と見なされる。その結果、銀行から担当者が1名だけ出向している先など圧力販売が起こり得ない先まで規制対象となるなど、不合理な規制となっている。例えば、地方銀行の場合、地域の企業や大学等から人員の派遣要請を受け、地方創生への貢献の観点から、それに応じるというケースがあるが、そうした場合でも出向先の全従業員等に対して生命保険募集はできなくなる。 ○加えて、銀行等が生命保険を募集する際は、商品内容やリスク等の説明を行う前に顧客の勤務先を確認する必要があるが、個人情報への関心が高まるなか、このような不自然な確認事務を行うことにより顧客に無用な不信感を惹起する結果となっている。 ○保険窓販に関する圧力販売については、独禁法の禁止規定が存在しているほか、「6.」で述べた窓販を巡る状況を踏まえれば、本規制は不要である。	(一社)全国地方銀行協会	金融庁
201	28年 12月14日	29年 1月16日	一定規模の乗合バス事業者採用の運転士に限定した大型第二種免許の取得要件の緩和	［具体的内容］ 事業用バス（旅客自動車運送事業）を運転するためには、大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という）が必要である。その試験受験資格は、「21歳以上」「普通免許等の通算保有期間が3年以上」である。これを、一定規模の車両台数を保有する乗合バス事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者）が採用した運転士で、1年間の所定研修を受けた者に対しては、受験資格を「19歳以上」「普通免許等の通算保有期間を1年以上」に緩和する。ただし、取得後二年間は、一般乗合バス（高速バスを除く乗合バス）の運転のみ可能とする限定免許とする。 ［提案理由］ 人口構造の変化を主因としてバス業界では運転士の不足が経営上の最大の課題となっている。生産年齢人口が更に減少する環境下において運転士を安定的に確保するためには、事業者の募集･採用努力だけでは限界がある。特に、若年層の確保という点で、高校新卒者（18歳）は上記の大型第二種免許の受験資格を満たさないため、入社後最低3年間は運転士以外の職種に従事せざるを得ず、職業選択の妨げとなっている。他の業界･業種との人材獲得競争においても不利といえるため、本件を提案するものである。尚、受験資格の緩和によって交通事故の増加を懸念する意見が出されることが予想されるが、一定規模以上の事業者は、法定の安全管理･労務管理を徹底し、運転士の研修･育成体制も整っている。かつ、免許取得後の一定期間を、重大な事故発生の可能性が低いローカルの路線バスに限定することで対処する。	株式会社みちのりホールディングス	警察庁 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
202	28年 12月19日	29年 1月16日	独占禁止法第９条(一般集中規制)の廃止	［具体的内容］ 独占禁止法第９条(一般集中規制)については、人口減少という局面を迎えるわが国において、企業の未来への投資･生産性革命につながる活動を過度に制限･萎縮等させるものであり、廃止すべきである。 ［提案理由］ (a)法第９条では、事業支配力が特定の企業グループに対して過度に集中することを規制している(一般集中規制)。 (b)昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入して競争が促進されるなど、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するような状況ではなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口･生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していく必要に迫られている。 しかし、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。環境の変化に応じて新しい分野へチャレンジし、事業構造を変えていこうとする企業にとって、当該規制は足かせとなり、デメリットが大きくなっている。 平成27年３月31日公表の公正取引委員会「独占禁止法第９条に基づく一般集中規制が廃止された場合に実際に生じ得る現実的な弊害について」に対しては、市場集中規制等、独占禁止法の他の規制により適切に是正できる旨を昨年度に主張したところであるが、公取委の回答は、市場集中規制や行為規制の規制基準に達しない場合でも日本国内の競争にゆがみが生じる場合がありうるとの見解を、具体的な想定例を明確に示さずに繰り返すものであり、具体的弊害が生じるとは考え難い。 また、同様に公取委の回答として、９条ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法９条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではないとの見解が示されているが、本規制が存在することそれ自体により、事業者内における規制抵触可能性の検証や、公取委への事前相談が必要となるなど、事業者の事業活動に制限が加えられていることは事実である。 (c)したがって、人口減少社会において、日本企業が生き残りをかけた「未来への投資･生産性革命」を実現していくためにも、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制は、廃止すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
203	28年 12月19日	29年 1月16日	独占禁止法第9条第4項及び9条ガイドラインの改正	［具体的内容］ 独占禁止法第9条4項及び9条ガイドライン(「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」)について、同条(一般集中規制)自体の廃止を求めているところではあるが、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。 ①独占禁止法第9条第4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。 報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。 頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上に大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。 ②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけではなく、業種によっては2桁分類の使用も認めるなど、実態に合った報告とすべきである。 ③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。 ［提案理由］ (a) ①法第9条4項では、総資産額が一定の金額を超える場合、「毎事業年度終了の日から3月以内」に報告することを定めている。 ②9条ガイドラインでは、「主要な事業分野」の業種について、日本標準産業分類3桁分類を用いることを求めている。 ③9条ガイドラインでは、「大規模な会社」の判断基準を一律的な総資産額(単体総資産の額3000億円超の会社)で定めている。 (b) ①昨年度の要望に対する公取委の回答として、「これ以上の措置は困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減余地はあると考えられる。法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値精査作業は依然として大きな負担となっている。 ②日本標準産業分類は数年に1度しか更新されず、その間に生じた市場の融合や技術革新等により、売上の仕分けが困難なケースが多数存在している(例：情報サービス業におけるクラウドサービス収入等)。そのような業界については2桁分類による報告を認めることによって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③②と同様、ガイドラインの基準により事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。仮に資産規模による基準を継続するとしても、例えば一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 (c) ①対象会社の報告にかかる過度な負担を軽減できる。 ②公取委が「主要な事業分野」に関する評価を行う際に、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。 ③実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
204	28年 12月19日	29年 1月16日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	［具体的内容］ 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ)について、規制の対象から除外していただきたい。 ［提案理由］ (a)独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」ならびに「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5％以内)。 (b)この議決権保有規制については、平成26年4月1日付の公正取引委員会「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然として事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残っている。 信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権は、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、銀行勘定が信託勘定を利用して事業支配力の過度の集中および競争上の問題の発生のおそれはない。 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。 また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。 (c)要望が実現すれば、事務負荷の軽減および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用につながる。	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会
205	28年 12月19日	29年 1月16日	民事執行法に基づく不動産競売における対面・書面原則の見直し	［具体的内容］ 民事執行法に基づく不動産競売の入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。 これらを見直し、インターネットを通じて入札を行えるようにしていただきたい。 ［提案理由］ (a)民事執行法に基づく不動産競売の売却物件の情報は、インターネット上の「BIT」という不動産競売物件情報サイトで公開されている。しかし、入札の方法は、入札書を執行官に直接差し出す方法と郵便もしくは信書便により送付する方法に限定されている。また、次順位買受けの申出は、開札期日において執行官に対して行う必要がある。このような規制により、一連の手続をインターネットを通じて行うことができない状況にある。 (b)国税徴収法に基づく公売は、10年以上前から民間事業者の提供するシステムを用いてインターネットを通じて入札を行うことが可能となっており、現在まで1000以上の自治体により手続が実施されてきている。全国から簡単に入札に参加できるようになったため、落札率・落札価格が上昇し、税収の増加に繋がっているといわれている。また、民間の創意工夫により構築されたシステムを利用することで、担当者にかかる公売公告・入札者の管理・落札者の決定等の事務手続にかかる工数・負荷も軽減され、公売会場の運営も不要となっている。 民事執行法に基づく不動産競売においても同様の方法を可能とすることで、全国から「いつでも」「その場で」「手間なく」入札に参加できるようになり、人や商品が多く集まる活気あるマーケットの中で活発な取引が行われ、裁判所が関与する形での競売が健全な形で活性化する。これにより、債権者にとってより多くの額の債権回収が期待できる。あわせて、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負担の軽減による、コストの削減も期待できる。 (c)裁判所が関与する形での競売の健全な活性化が実現し、債権者にとってより多くの額の債権回収、不動産競売に関する事務手続にかかる工数・負荷の軽減が期待できる。	(一社)日本経済団体連合会	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
206	28年 12月28日	29年 1月16日	銀行代理業者が、「非公開情報」を「銀行代理業等」に利用することに関する規制の緩和	銀行代理店制度の見直しにより「幅広い形態の銀行代理業の参入」と「代理店の有する幅広い顧客ネットワークを新たな顧客層の掘り起こしのためのツールとして利用することが可能に」なることが期待されたが、銀行代理業者は兼業業務上知り得た非公開情報を事前に当該顧客の同意を得ることなく銀行代理業等に利用してはならないことから（非公開情報保護措置）、その顧客ネットワークを十分に活用できない状況となっている。一例として、銀行代理業を兼業する証券会社が預金に関するダイレクトメールを顧客に発送しようとする場合、非公開情報保護措置があるが故に、当該証券会社における顧客の資産や取引状況といった情報等をもとに顧客をリストアップすることができない。このことは従来の顧客との関係を前提として商品を案内することに支障を生じさせ、また、顧客ニーズの掘り起こしの妨げとなっている。 規制改革ホットライン「検討要請に対する所管省庁からの回答」（金融庁平成27年度分）の270831013番では、「銀行代理業者において、個人情報の利用目的として「提携会社等の商品の勧誘や販売」を公表している場合であっても、「兼業業務において」取得した顧客に関する非公開情報の利用について、顧客の事前同意無しに認めることは、顧客保護の観点から問題であると考えます。したがって、兼業業務において取得した非公開情報について、顧客の事前同意の制限を撤廃することは困難であると考えます。」との見解が示されているが、銀行においては窓販に係る情報と預金に係る情報を相互に情報隔壁なく利用できるのであり、また、全国銀行協会の「銀行による保険窓販に関する消費者アンケート調査結果報告書」（平成28年3月15日公表）の25頁以下では、「非公開情報保護措置」について不便だと感じる顧客の方が不便だと感じない顧客より多く、むしろ非公開情報保護措置に関する説明を煩わしいと感じる声が6割弱を占めるという結果が示されている。これらのことから、少なくとも金融機関において業態を跨いで情報を利用することが顧客保護の観点から問題であるということにはならないものと考えられる。 以上から、金融商品取引業者等の広義の金融機関が銀行代理業を兼業する場合には、銀行におけると同様に事前の顧客の同意がなくとも業態を超えた情報利用が認められるようにしていただきたい。	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁
207	28年 12月28日	29年 1月16日	銀行代理業における事業向け貸付け取扱い規制の緩和	銀行代理業者は、事業の用に供する資金の貸付けについては、規格化された貸付商品（1千万円を上限とする。）の媒介しか取り扱うことができないものとされている。このように極めて狭い範囲でしか取扱いが認められない理由は、事業向け貸付けについては「一般事業者が取り扱うと事業との利益相反的行為など弊害のおそれが高い」からであるとされている。 この規制に対しては、「1千万円を上限かつ機械的な審査である定型ローンのみ、であるキャップを極めて早期に外すべきかと思う。」とのパブリックコメントが寄せられており、金融庁はこれに対して「銀行法等の一部を改正する法律附則第４２条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されており、これに基づき、検討してまいります。」との考え方を示している（平成１８年5月１７日に公表）。 現在の金融情勢をみるに、「異業種金融グループ」では、グループ内の銀行がグループ会社と取引をする事業者に対して貸付けを行う例が増えてきている。そこで懸念される弊害に対してはグループとして利益相反管理態勢を構築すること有効であると考えられるが（主要行等向けの総合的な監督指針V －5顧客の利益の保護のための体制整備）、一般事業会社である銀行代理業者が事業向け貸出しの媒介を行う場合にも同様に利益相反管理態勢を構築することによって弊害をマネジメントすることが可能であると考えられる。そのような態勢が整備されているか否かは銀行代理業の許可に係る手続き（あるいは許可に付された条件に基づく承認手続き）の中で審査することもできるのではないか。 以上から、銀行代理業における事業向け貸付けの取扱い規制の緩和、具体的には、金額上限及び規格化された商品への限定の緩和をお願いしたい。なお、当該緩和に当たっては、単純に規制を撤廃するのではなく、銀行代理業者における利益相反管理態勢や取り扱う貸付けの種類に応じて上限を（柔軟に）設定したり、一定の態勢の維持を条件としたり、あるいは許可する銀行代理行為の範囲に一定の制限を付すことなどが考えられる（それらが前述の許可・承認手続きの中で勘案される）。	株式会社大和ネクスト銀行	金融庁